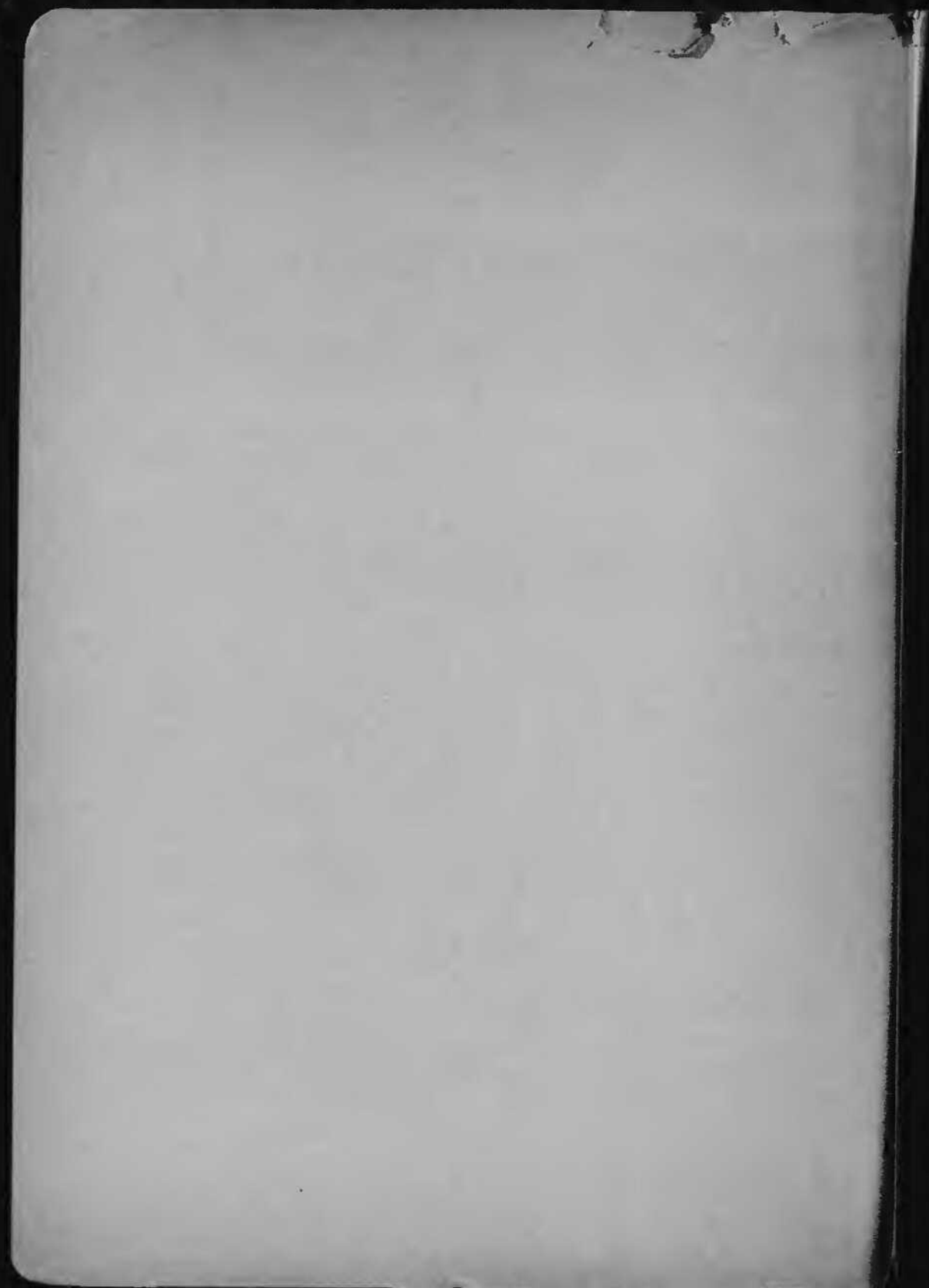


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

国立公文書館	
分類	内閣府
	平成16年度
排架 番号	4E
	34
	129



地域整備推進方策研究グループ (第3回)

昭和51年9月27日

< 議事次第 >	< 配布資料 >
1. 開会	1. 地域整備の推進方策に関する 問題点と検討の方向
2. 議題	
(1) 地域整備の推進方策に関する 問題点と検討の方向 ○資料説明 ○討議	2. 地域整備の推進方策に関するレポートの 構成目次(案) 地域整備のあり方に関する所管官庁及び 地方自治体からのヒヤリングについて
(2) 研究グループの今後の開催について ○資料説明 ○討議	3. 検討項目及び検討の方向について(案) 地域整備の推進方策グループ検討日程(案)
(3) その他	4. 参考資料
3. 閉会	5. 研究グループ議事要旨(第1回及び第2回)

地域整備の推進方策に関する問題点と検討の方向
(地域整備研究グループ資料)

第 3 回

昭和51年9月27日

裏面
白紙

I 地地整備の総合的、一体的な体系化

検討課題	現 状	問 題 点	検討の方向	参考資料番号
(1) 計画策定に当たつての一体性、実現性の確保 (2) 計画体系の整備	地域整備に関する計画体系としては、 (1) 総合的なものとして、国土総合開発法に基づく計画（全国、地方、都府県、特定地域の各総合開発計画）、首都圏整備法等大都市整備法に基づく計画、各地方促進法に基づく計画、都府県が自主的に作成する都府県総合開発計画、地方自治法による市町村の基本構想等の計画。 (2) 土地利用計画を主体としたものと	(1) 国土総合開発法に基づく計画体系と大都市圏整備法、各地方開発促進法に基づく計画体系の重複あるいは相互関係の不明確さ (2) 総合的な計画体系と土地利用を主体とした計画体系間の相互関係の不明確さ (3) 国・都府県・市町村の計画の相互関係の不明確。計画の策定段階における情報伝達、計画内容のフィードバック等の不足	(1) 計画体系の簡素化、このための制度の改正、上位又は基本計画との関連の位置付けの方策（制度上あるいは計画策定段階上） (2) 計画相互間の連携性あるいは連貫性の確保の方策 イ) 経済計画・総合開発計画、土地利用計画、各地域開発計画、各施設長期計画の間 ロ) 国・都府県・市町村の間（計画目標やフレームの一致）	1-3

11

検討課題	現 状	問 題 点	検討の方向	資料番号
	して、国土利用計画法に基づく計画(全国、都道府県及び市町村の国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等。 (3) その他道路、住宅等の各施設別の長期計画、公害防止計画等がある。	(4) 道路、住宅等の施設の整備が地域整備の中心的手段になるが、これらの施設計画と総合開発計画あるいは土地利用計画との関係が十分でなく、実効性のある実施計画に欠けるさらいがある。 (5) 各計画の一体性又は実現性とは具体的に何か。 決定主体 決定時期 計画の目標又は目的 計画の内容 フレーム、整備水準、投資額 施行順序 地域のとり方 地域配分 等に連結性あるいは連続性が必要	(3) 計画立案者間の計画意思の調整のための相互連絡、情報交換、指導、調整等のあり方(事前及び事後) (4) 国一都道府県一市町村を通じて上位又は基本計画に関する情報の伝達、連絡、指導、調整等の方法 (5) 地域別、都道府県別、市町村別の整備目標、整備水準の設定 イ) 総合的計画図面 ロ) 総合的計画表 ハ) 総合的進捗状況 等の作成、作成責任者、組織等の設置の是非、可能性	

検討課題	現 状	問 題 点	検討の方向	参考資料番号
		施設計画は、多くの場合、全国的な立場での目標年次の整備水準及びその投資額を定めるものであって、これを地域まで下して内容を決めていない場合が多い。 (6) したがって、地域計画と施設計画とをブロック、都道府県及び市町村の段階まで調整することは、計画策定上かなり困難である。 (7) 計画の公開性と秘密性（とくに地域にまで下した施設計画）との矛盾があり、詳細計画をつくることが困難である。また、地域を紹介して投資配分を決めることは、<u>国</u>地域側の利害や思惑から、かなり困難を伴う。	(6) 地域開発の整備水準、進捗状況、整備バランス等を比較検討するための共通の総合的整備指標のあり方、作成方法 住宅建設、地域の地力 その他 ※計画の連結性 フレーム、考え方、数値等において一致する。 ※※計画の連貫性、完全に一致しなくても、関連性や相違が、実質的に明らかであること。	

(3)

検討課題	現 状	問 題 点	検討の方向	備考 資料 番号
		(8) 国—都道府県—市町村間にあつては、計画の目標やその扱い方に相違があること、計画策定にあつて地方の自主性を尊重する必要があることから、国の計画との乖離、プライオリティの相違が生じてよいのではないか。 ただし、国の計画との数値上の差等を計画の中で明確にしておく必要がある。 (9) 計画自体が流動的であつて、上位又は基本計画の変更と直ちに連動して変更することは、實際的に困難である。		
(1) 計画策定上の具体的問題	県、市町村が作成する計画は、国が作成する計画（経済計画、国土利用計画）	当該地方公共団体の地域計画が要望計画又はプログラムの計画になり		

検討課題	現 状	問 題 点	検 討 の 方 向	参考資料番号
	用計画、各施設別長期計画等)を参考に作成されるが、計画達成に必要な財源、上位行政機関の事業実施の見通し等に関する適確な情報が得られないままに作成される場合が多い。	断ちであり、地域整備の統合的一体的な推進のための計画としての有効性が弱められる恐れがある。		
(2) 事業実施段階における一体性、実行性の確保	(1) 地域整備の円滑な実施を図るためには、各施設のバランスのとれた事業化が必要である。實際上、地域整備の中核となる道路、港湾、工業用地等の事業が先行し、住宅、下水道、公園、コミュニティ等の生活環境施設が遅れ、地域整備に実行性を生じ易い。 (2) 地元からは関連事業なかんずく生活環境施設の整備が十分に行わ	左に同じ	(1) 全体のバランスある進捗を図るための予算措置のあり方、プロジェクト別予算編成、一定額の配分保留等の制度の是非その可能性 (2) 制度上の調整权限の積極的な活用策及び国土総合開発事業調整費の適確な運用の方策	415

検討課	現 状	問 題 点	検 討 の 方 向	参考資料番号
	れないことを理由とする地域整備への反対が生じたり、あるいは市町村の財政事情から、地元の要望に十分に対応できないなどによって、事業の円滑な実施が阻害される傾向がある。 (3) これらに対応するため、総合的かつ大規模な事業にあっては、国土庁にあって、事業に要する経費について関係行政機関の行う見積の方針及び配分の計画の調整を行う制度及び国土開発事業調整費、さらに事業実施に関する勧告の制度等がある。しかし、これらの制度が十分に機能しているかどうか、あるいは地域整備の細部の調整まで及び得るかどうか、かなり問題		(3) 事業の実施、その受益等と費用負担のリンクしたシステムの整備、たとえば新たな都市計画税制の検討 (4) 円滑な公共用地の取得システムのあり方、例えば公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の見直しの必要性	

検討課題	現 状	問 題 点	検討の方向	参考資料番号
	がある。			
	(4) 各施設の事業の実施にあたっては、事業用地の円滑かつ計画的な取得が必要があるが、事業内容によって ^用 用地取得に難易があり、事業によっては用地取得がきわめて難航する事例が多い。			
(3) 円滑な事業実施のための関連地域整備	(1) 大規模な開発事業は、地域社会に大きな環境変化をもたらす。地域住民に直接的に利益を与えない大規模開発事業では、公害の発生や生活環境の変化、さらに地域住民の新たな地域変化への適応の困難さ等があり、事業実施が円滑に進まない事例が多い。	(1) 開発事業の実施に伴う環境変化に対しては、そのマイナスの影響を排除するため、環境アセスメントの実施、環境基準の設定、環境改善施設の整備、関連地域開発の実施等が計画され、あるいは実施されているが、この効果的な実施システムが制度的に準備される必要がある。	(1) 環境アセスメントの実施のシステム等環境対策の推進策一般 (2) 地域間の利益、不利益を調整するためのシステムの整備の方向 水源地対策における上下流の利害の調整、その政策的仕組みその他	

検討課題	現 状	問 題 点	検討の方向	資料番号
	(2) 水資源開発、電源開発等の事業を実施する地域には利益がなく、需要地のみ直接利益が生ずる事業にあっては、開発利益の事業実施地域の還元等地域相互間の利害の調整を求め、被害地域社会全体が事業の実施を阻む事例が多い。 このため、電源開発、水資源開発等にあっては、受益地域の負担にあって、関連地域整備を実施する等の特別の対策を講じている。	(2) さらに、開発事業を契機として、地域社会の発展の福祉が促進されるような、総合的政策、例えば、雇用機会の拡大、関連プロジェクト等への地元参加、事業により損失を受ける者への実質的な生活再建政策等について、国、地方公共団体及び開発主体が適正な役割と費用負担をもつて、実施できるようなシステムが必要である。 (3) 関連地域整備に当たっては開発利益の大きい電源開発等が優先し、開発利益の少ない事業が歓迎されなくなる等事業間のバランスが崩れるおそれもある。	(3) 関連地域対策を含めて開発事業の社会的費用の負担、開発コスト等のあり方	

Ⅱ 生活環境の整備を重視した地域開発援助施策のあり方

検討課題	現 状	問 題 点	検 討 の 方 向	参考資料番号
(1) 今後の地域開発の重点	(1) これまでの地域開発は、人口及び産業の大都市集中を抑制し、地方への分散を図るという見地から、地方への工業を中心とした産業立地の立地誘導を軸に展開されてきた。その手段として、道路、港湾等の産業基盤社会資本の重点的整備、工業立地の減税、地方公共団体への財政援助が活用された。 (2) この結果、大都市への人口産業の集中は抑えられ、地方へ定着する傾向が現われ、さらに第2次産業のみならず、第3次産業の分散にあっても地方へのウェイトが高まりつつある。	(1) 地域開発の中に、生活環境の整備を柱とするここ、とくに産業基盤に比べて、生活環境施設の整備が遅れ気味であることの反省のうえに、社会資本の内容を検討する必要がある。 (2) 地域開発の対象として、地方都市の育成が、今後の重点目標となると考えられる。生活環境の整備の必要性は地方全体の共通の目標であり、都市を選択して重点的に整備を進めることはかなり困難である。 (3) 地域開発の方向の中での産業政策のあり方	(1) 生活環境の整備が、今後地域開発のインセンティブになり得るのか、人口の地方分散のための手段としての役割を果たし得るのか。 (2) どのような地方都市を、どのように、どの程度育成したらよいのか。この場合、社会資本の投資配分、財政の見直し等からみてどの程度の施策が可能であるのか、チェックする必要がある。 (3) 地方都市の都市機能の強化策として ア 情報産業(データベース、	627

検討課題	現 状	問 題 点	検討の方向	参考資料番号
	(3) 経済成長の減速により工場の新規立地や移転のマインドも弱まりつつあり、さらに公害環境問題に関する住民意識の変容は、地方によっては工業立地を歓迎せざる方向を示し、工業開発主導型の地域開発への反省が生れつつある。 (4) 減速安定経済成長への移行あるいは国民の生活意識や価値観の変化等、わが国の社会的経済的情勢が大きく変動している今、地方は地域開発の目標、内容、その政策手段のあり方等について模索している状況にある。 (5) この場合、大方の国民的コンセンサスとして、安定した生活の確	イ) 工業立地の誘導政策はどのように進められるべきか ロ) サービスエコノミー化をも考慮した誘致産業の範囲の拡大 ハ) 農林漁業の集約振興、とくに後継者確保の対策 (4) 地域の面的整備と交通通信ネットワーク整備との適正バランスの確保。面的整備が適切に行われなため、交通通信ネットワークの効果が十分に発揮しないおそれがある。	コンサルタント等) イ) 高次都市機能(高等教育機関、文化教養施設、高度医療機関等)の設置は可能か (4) バランスのとれた個性ある地方都市の育成はできるのか、都市間の機能分担はできるのか、 (5) 施設の整備とその運用に関して、バランスのとれた施策の推進は、どのように行うか、	

検討課題	現 状	問 題 点	検討の方向	参考 資料 番号
	保と住み良い環境の形成が必ず必要であり、このため生活環境施設の整備が地域開発の最重要な柱となるべきものとする考えが抬頭しているものと思われる。			
(2) 生活環境の整備のための体制、国及び地方公共団体の役割	(1) 生活環境施設の多くは、国の補助を受け、また、その指導の下に、主として地方公共団体が事業主体となって整備を進めている。 地域住民の密着の度合いが高い施設であるため、国の負担の割合は他のインフラストラクチャーに比べてかなり低い。 (2) 生活環境施設の整備は、最も地域に密着した行政の一つであり、地域ごとの実情や特性を踏まえた	(1) 道路、港湾のようなインフラストラクチャーと異り、公園、下水道等を除いては、国の長期計画がなく、整備目標も明確ではない。 (2) 地方公共団体の責任において整備を進めるためには、地方税や地方交付税の形で地方公共団体に財源を付与する必要があるが、その財源が適切な使途に充てられる保障が得にくいとする意見がある。	(1) 生活環境施設の整備が実際に進んでいるのかどうか、その理由は何が。 (2) 生活環境施設の整備の行政責任のあり方、地方公共団体への権限の委譲のあり方 (3) 生活環境施設の整備の財源をどのような形で付与するか 地方交付税の算定方式の改善 補助率の引上げ	

(11)

検討課題	現 状	問 題 点	検 討 の 方 向	参考資料番号
	上でバランスよく進められる必要があるとの観点から、さらに地方公共団体に権限と財源を付与して実効性を高めるべきとする意見がある。	(3) 生活環境施設の基礎的整備の段階では、国が整備水準や進捗状況について適切なコントロールを行った方がよいのではないかという考えもある。 (4) 人口が流動的で定着化が進行中の段階では、先住住民の利益のみが追求されるという危機感がある。 (5) 地方公共団体が事務量の増大や技術的能力の確保に十分対応できるかという問題もある。	メニュー方式による包括補助金、地方債	
(3) 生活環境の整備のための新たな財政援助措置のあり方	(1) 現在、地域開発の推進に関する財政措置は、各種の地域特別立法により、補助率のかさ上げ、地方債の特例、企業減税に対する交付	(1) 現行の地域開発の財政特例の、現下における存立意義、適切な方向への改善の必要性はないのか	(1) 生活環境施設の整備に当たっては、とくに地方都市に重点を置き、国土の再編成を図る必要がある。この場合にも、全体的	8

検討課題	現 状	問 題 点	検 討 の 方 向	参考資料番号
	税による補てん等の措置が行われている。 (2) これらの助成制度は、辺地、離島等の社会政策的な地域開発を除いては、一般的に基幹的施設が中心であり、生活環境施設は手薄な傾向にある。 また、制度の目標が薄れたこともあり、マンネリ、硬直化の傾向もみられる。 (3) 最近の経済成長の減速化に伴って地方公共団体の財政事情が悪化し、地域整備に関連する事業が遅れる傾向にあり、また、今後においてはその効率的な運用がとくに必要とされている。	(2) 地域開発整備に限られた財源の下で、効率的に行うために、より重点的方投資配分を行うべきではないか、その場合に何を重視するのか。 (3) 生活環境施設に対する国民のニーズが高まっているが、これらの施設に対する国の助成策あるいは地方公共団体の財源確保が必ずしも十分ではない。 (4) 生活環境施設は、生活に密着した施設であり、その利益を受ける地域住民が比較的限られる。その費用負担については、公の負担とともに受益者負担をも無視することはできない。	な底上げでなく、定住構想に即した人口等の増加を図る地域に重点的に助成する等対象都市を明確にすること。 (2) 大都市、地方都市、農山漁村の地域毎に重点を明確にすること ア) 大都市 生活環境整備 イ) 地方都市 産業基盤と生活基盤のバランスのとれた計画的レベルアップ ウ) 農山漁村 地域整備の効率化 (3) 地域開発における望ましい財政援助施策の方向 目 標	

(15)

検討課題	現 状	問 題 点	検 討 の 方 向	参考資料番号
	すなわち、大都市では新市街地開発における関連公共・公益施設の費用の負担の強化、地方では公害規制の強化等による開発抑制という方向に向いつつある。 (4) 公有地拡大法等によって先行取得した公共用地について、事業化の遅れや地価沈静の下にあって、これを維持するための金利負担が地方財政を圧迫する要因となっている。	(5) 用地の先行取得は、地域整備の計画的段階的な進捗に必要な手段であるが、計画的取得、その費用負担についての十分な考慮が必要である。	対象地域 対象施設 援助方法 (4) 生活環境施設の整備を進めるための施策の方向 整備目標 長期計画 投資配分 財源配分 その他 (5) 包括補助金等新たな財政援助措置の方向 (6) 地域開発の基幹的事業に係る先行取得用地については、その保有についての助成の方法、必要性	

Ⅳ 地域整備の一体的推進を図るための具体的な施策

検討課題	現 状	問 題 点	検 討 の 方 向	資料番号
(1) 新市街地整備のための費用負担のあり方 —主として宅地開発に伴う関連公共、公益施設の費用負担—	(1) 都市への人口集中は顕化したが、今後も自然増や地城の巨額増に伴う新市街地整備はなお必要と考えられる。 (2) 新市街地の形成に当たっては、既存施設のキャパシティが限界に及んだことや、住民の求める環境水準の向上等により、関連公共公益施設の整備に多くの費用が必要になっている。 (3) この多額の投資を公的機関が一時期に実施することは困難であり、現在でも、必要費用の大きな割合を宅地の開発主体、即ち最終需要者に転嫁させているとみられる。	(1) 公共公益施設の負担が統一的なルールでなく、各地方公共団体が任意に定める開発指導要綱等によっていること。 (2) 受益者負担も、これまでのような折角や地価の上昇が緩んでいる時にはその内に吸収され得たが、上昇スピードの鈍化により、負担が過重なものになっている。 (3) 適正な地価形成を図る上からも、現在のような公共公益施設等の負担費用の地価への上乗せは望ましくない。 (4) しかし市町村財政の立場からす	(1) 望ましい地価形成及び適切な地方財政のあり方からみた宅地開発要綱等の整備基準のあり方、段階的な整備基準の設定。 (2) 望ましい宅地価格を前提とし、地方財政、開発主体の経営、需要者の購入能力等の総合的な見地からの公共公益施設の費用負担原則の明確化。 (3) 負担原則を明確にした上で、本来公共団体が整備すべきものの財源不足に対する利用徴発行等の受益者立憲制度 (4) 新市街地形成に伴う一時的な	9~10

検討課題	現 状	問 題 点	検 討 の 方 向	結 果 資料番号
	(4) 開発者負担についての市町村の要求は、最近いつそう多岐にわたる傾向があり、かつその要求に応じないと事実上開発が許可されないため、開発事業者の意欲が減退し、将来における土地の供給不足が懸念される状況にある。	すると、一時に膨大な投資を行うことは、現行の地方財政制度からは困難である。 このため公的開発に係るものについては、開発主体の立替施行制度が整備されてきたが、民間開発に係るものについては、見るべき施策は行われていない。 (5) 施設の整備水準についても、完璧なものが要求される（需要者及び地方公共団体）現状にある。	財政需要に適確に対応できるような地方交付税の算定の方法 (5) 人口急増等の問題を各市町村の問題としてではなく広域的な行政責任において対応すべきものとして捉え、これに対応した新たな財源の創出等による財政増進の充実	
(2) 地域整備の計画的段階的な進め方 —主として開発用地の先行取得について—	(1) 今後経済成長の減速化に伴い地域整備の推進テンポも減速せざるを得なくなる。効率的な投資配分とともに、個々の地域整備もこれまご以上にロングタイムで整備の	(1) 事業期間の長期化の中で、スロー化も防止し、良好な市街地も形成するためには、都市計画の詳細化、これに基づく段階的整備が必要となる。	(1) 財政との関連で節度のとれた合理的な計画策定のあり方 (2) 計画的整備を図るための事業実施、費用負担、管理等について	11

検討課題	現 状	問 題 点	検討の方向	参考資料番号
	手順を考えていくことが必要になる。 (2) 現在、計画的、段階的整備の手順としては、都市計画及び都市計画事業による詳細化、公有地収買法等による公共用地の先行取得、国土利用計画法による遊休地の取得等の手段がある。	地方財政にリンクした詳細化が重要であるが、財政に引っぱられ計画がわい曲化するおそれがないか。 (2) 効果的な開発の規制、誘導等の行政がいつそう必要となる。 (3) 公共用地の先行取得制度の効率的な活用が必要であり、また、地方公共団体の財政負担の増大とのバランスが必要である。 (4) 計画的、段階的整備プログラムに対する地域住民のコンセンサスもどのようにして得るか。受益と負担の関係を明確にして、地域住民の責任を明確にする必要がある。	ての具体的な計画のあり方 (3) 受益者負担とリンクした地域整備計画、とくに都市計画税と地域計画との間の調整のための制度のあり方 (4) 公共用地の先行取得制度等の充実及び保有に対する助成のあり方	

(17)

Ⅳ 人間性回復のための地域整備の新たな課題

検討課題	現 状	問 題 点	検討の方向	参考資料番号
(1) コミュニティー形成の条件	(1) 今日、都市においても、地方においても、物質的な生活が豊かになった反面、社会的環境や精神環境が荒廃し、調和のとれた人間関係が失われつつある。 国民の福祉の向上のために人間関係の調和は不可欠であり、このために新しいコミュニティの形成が望まれている。 (2) 地域社会は本来的に地域住民の意思と努力によって、その調和が確保されるものである。其のコミュニティの形成は、一義的には地域を構成する個人、家庭、団体等の責任である。人口流動が緩静化しつつある今日、住民に調和のとれた地域社会の形成に目を向	(1) しかしながら、住民が自発的に地域社会の関心も高め、連絡援助の精神を醸成することは、かなり困難であると考えられる。 一方、行政サイドから一方的にコミュニティづくりを進めることは、妥当ではないし、また円滑に進む筈がない。 (2) しがし、人口の流動性の高い大都市地域においては根拠草創市民意識が市民の連帯感が育たず、望ましいコミュニティの形成は期待できない。何らかの形で行政がインセンティブを与える必要があるのではないか。	(1) 其のコミュニティとは何か。その現状、問題点あるべきコミュニティの形成の条件その他 (2) コミュニティー形成に当たっての行政の役割と市民の責務 行政が直接コミュニティづくりを進めることができないとしても、その基盤となる施設を整備し、あるいはその整備の方法、利用の方法等に工夫を講じ、そのうえで市民が自発的にコミュニティづくりを行う契機をつくっていくことはできないか。 (3) コミュニティづくりへの住民参加の方策、地域リーダーのあり方、健全な自治意識をもった	

検討課題	現 状	問 題 点	検 討 の 方 向	参考資料番号
	けさせ、その自覚を促すチャンスである。 (3) コミュニティーの形成は、単にコミュニティー施設を物理的に整備すれば済むのではなく、コミュニティー施設の適切な利用のうえに、望ましい地域社会の人間関係を醸成しようとする地域住民の住民意識の向上が不可欠である。 このためには、コミュニティー施設の計画、経営、費用負担等について、地域住民の責任を明確にする必要がある。		市民の育成の方策、より良き人間関係の確立への方策	
(2) コミュニティー施設の整備及び運営	(1) コミュニティー施設の明確な定義はないが、一般的には近隣住区の住民の便益に資する公民館、体	(1) コミュニティーに基着した施設については、市民の権利と責任を明確にしたうえで、真の住民参加に	(1) コミュニティー施設・生活環境施設とは具体的に何を意味するのか。	12

(17)

検討課題	現 状	問 題 点	検討の方向	参考資料番号
	育施設、図書館等の公共的施設と 考えられている。 (2) 現状では、生活環境施設の全て が地方公共団体の権限と責任にお いて整備管理されている。自治省 が考えているモデルコミュニティー の例を除いては、市民のコミュニ ティー活動として、整備、運営さ れている施設は少ない。	種々の施設づくりも可能とすべ きではないか。 (2) 企業や地域施設の施設についても、 周辺地域住民にとってコミュニテ ー機能が発揮できるような整備運 営ができるように考慮すべきでは ないか。 (3) コミュニティー施設については、 整備水準を定め、計画的に整備を 進めるべきではないか。	(2) コミュニティー施設を体系的 に計画し、整備する方策 イ) 整備水準、コミュニティー ミニマム ロ) 受益者負担を含めた費用の 負担のあり方 ハ) 実施主体 (3) 国の援助方策 施設整備について、地方公共 団体や地域住民の意思を反映す るための、メニュー方式による 包括補助金制度のあり方等 (4) 施設の運営管理を住民自治に 委ねるルールの確立、また、運 営費の援助方策のあり方	



地域整備のあり方に関する所管省庁及び地方自治体からのヒヤリングについて (案)

順 序	担 当	事 項	内 容
第1回(10月20日)	国土庁	(1) 地域開発整備のための計画体系について (2) 国土庁所管の調整事務の運用の実態及び今後の方針 (3) 地域政策の見直しの状況と今後の課題、施策の改善の方向等	○ 多岐にわたる地域計画のメテ、ヨリの一体性・整合性確保の方策、計画体系の整理等についての考え方、とくに国土利用計画と他の計画との関連 ○ 地方公共団体レベルにおける基本計画として何を考え、これを実効性あるしめる方策をどう考えているか ○ 大都市圏行政、○大規模事業の見直し配分方針の調整、○国土総合開発事業調整費の実施状況、○水源地域対策特別措置等 ○ 現行地域開発法の役割、問題点、整理の方向 ○ 地域開発援助措置主として財政特例等の現状、問題点、今後の重点方向に即した改善の構想等 ○ 地方都市の整備等第3次全国総合開発計画の策定に当たって重点課題のとりえ方及びそのための施策の方向、
第2回(11月4日、5日)	④ 島根県 恒松知事、松江市長、佐々木関係者 ※現地へ出張	(1) 地域の開発整備とくに地方都市の整備についての現状、問題点、施策のあり方等に関する意見、国への要望等	○ 島根県総合開発計画について、目的、目標、つくりか、国の計画との関連、地方財政、等の取扱いについて、 ○ 今後の地方都市整備のあり方、とくに生活環境施設の整備のための国及び地方自治体の役割、財源措置のあり方

(2)

順 序

第3回(11月24日)

容
各合性確保の方策。
国土利用計画と他
を考へ、これと
の調整、○国土
特別措置等
問題点、今後の
定に当たって重
り、国の計
施設の整備の方

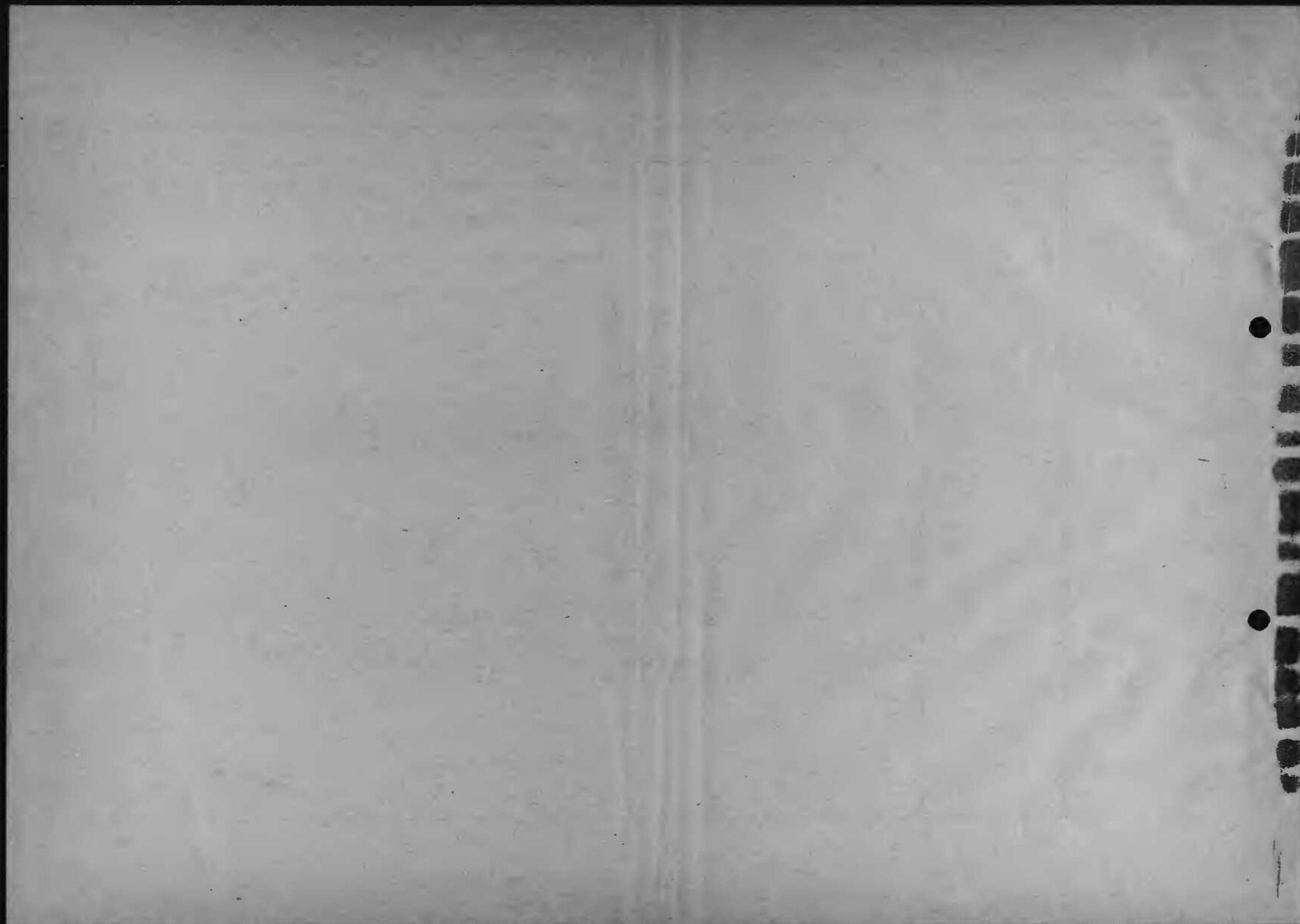
順 序	担 当	事 項	内 容
第3回(11月24日)	建設省	地方都市の実情 を視察、現地の ヒヤリング、 他にお手紙盛岡 市、山形県山 形市等を訪問	○地方都市、農山漁村におけるコミュニティの現状と問題点
		(1) 事業実施段階における各事業 間の調整について	○施設別5カ年計画の地域配分、新市街地開発や水源地域等、面 的開発との関連性についてどう取扱っているか、計画に、予算 上、
		(2) 宅地開発に伴う費用負担の現 状と問題点について	○宅地供給及び地価安定の点からみた、宅地開発の現状問題点、そ のあり方について宅地開発に伴う関連公共、公益施設の費用負 担の現状問題点、改善の方策等についての考え方、
		(3) 事業の計画的、段階的な整備 のあり方について	○公共用地の先行取得の現状と問題点、都市計画の詳細化による 事業の実施プログラムの明確化等の事業実施の計画性について の考え方、
		(4) 地方都市整備について (5) 公共事業の地域社会への対応 策について	現状と意見 現状と意見

(3)

容
財政需要の増大への対
ついで意見
いて
制約要因、
財政側)

順	序	担	当	事	項	内	容
						○宅地開発に伴う関連公共、公益施設の負担、とくに地方財政の現状からみた問題点、解決の方向について	
						○大都市におけるコミュニティの形成について	
						とくに地方自治体と市民の役割、市民の責任について	

(5)



検討の方向、段階、整理の方向 (案)

検討項目	検討の順序	検討の方向(52.11)	中間整理事項(52.3)	問題点
I. 地域整備の総合的・体系的体系化				
(1) 計画策定にあたっての一体性、実効性の確保	○	計画の一体性の意義内容、現行計画相互間の連続性の実態、計画の一体性確保のための情報伝達システム等運用の改善、計画内容の明確化統一化、共通の整備目標の作成、地方計画の自主性と一体性の確保、計画体系の簡素化、制度改正の方向、事業実施の顕行性、生活投資の遅れ、予算措置のあり方、調整システムの実効性、収益の事業のリンク、円滑な用地取得、地域社会への悪影響、環境対策、地域間利害の調整、開発事業の社会的コストの負担等。	現行計画体系の問題点、計画技術、計画内容、フィードバック手法等行政運用の改善策、連絡調整機能の発揮の方法、総合計画図、総合計画表、地域別の目標値等の明確化、その他問題点指摘、検討の方向等の整理	○ 問題が広汎かつ、大きすぎて短期的に明確な結論が困難。 ○ 他省庁の権限と責任で検討が進められているものもあり、経企庁のスタンスで細部に立入ることの是非。
(2) 事業実施段階における一体性、実効性の確保				
(3) 円滑な事業実施のための関連地域整備				
II. 生活環境の整備と重複した地域開発援助施策				
(1) 今後の地域開発の重点	○	今後の地域開発の目標、地方都市整備の方向、このための生活環境施設の整備、そのインセンティブの機能の発揮の可能性、生活環境施設の整備の現状、問題点、現行の事務及び財源配分、その問題点、地方の自主性の確保、効率的財源配分、新経済フレームの中での実行可能性、整備目標や長期計画の見直し、新たな財源	地域開発の動向、とくに三全協の方向、施策の内容、検討のフローアップ等、地方都市整備の動向、経済計画の立場フレームからみた施策の方向、可能性、問題点、生活環境施設整備のための行政の外面例の紹介、その他問題、検討の方向等	○ より具体的な内容になると各省庁との意見の調整がいつそ必要となる。 ○ 経済計画のフォローアップ考え方、フレームの中で方向づける必要がある。 ○ 三全協等具体的な一環に進行中の計画があり、これとの調整が必要あり
(2) 生活環境施設の整備のための国、地方の役割				
(3) 生活環境施設の整備のための財政援助措置				

〇〇

Ⅲ 地域開発の一体的
の具体的な施策

- (1) 新市街地開発に
のあり方ー関連公
- (2) 地域整備の計画

Ⅳ 人間性回復のため
たな課題

- (1) コミュニティ形
- (2) コミュニティ施
営

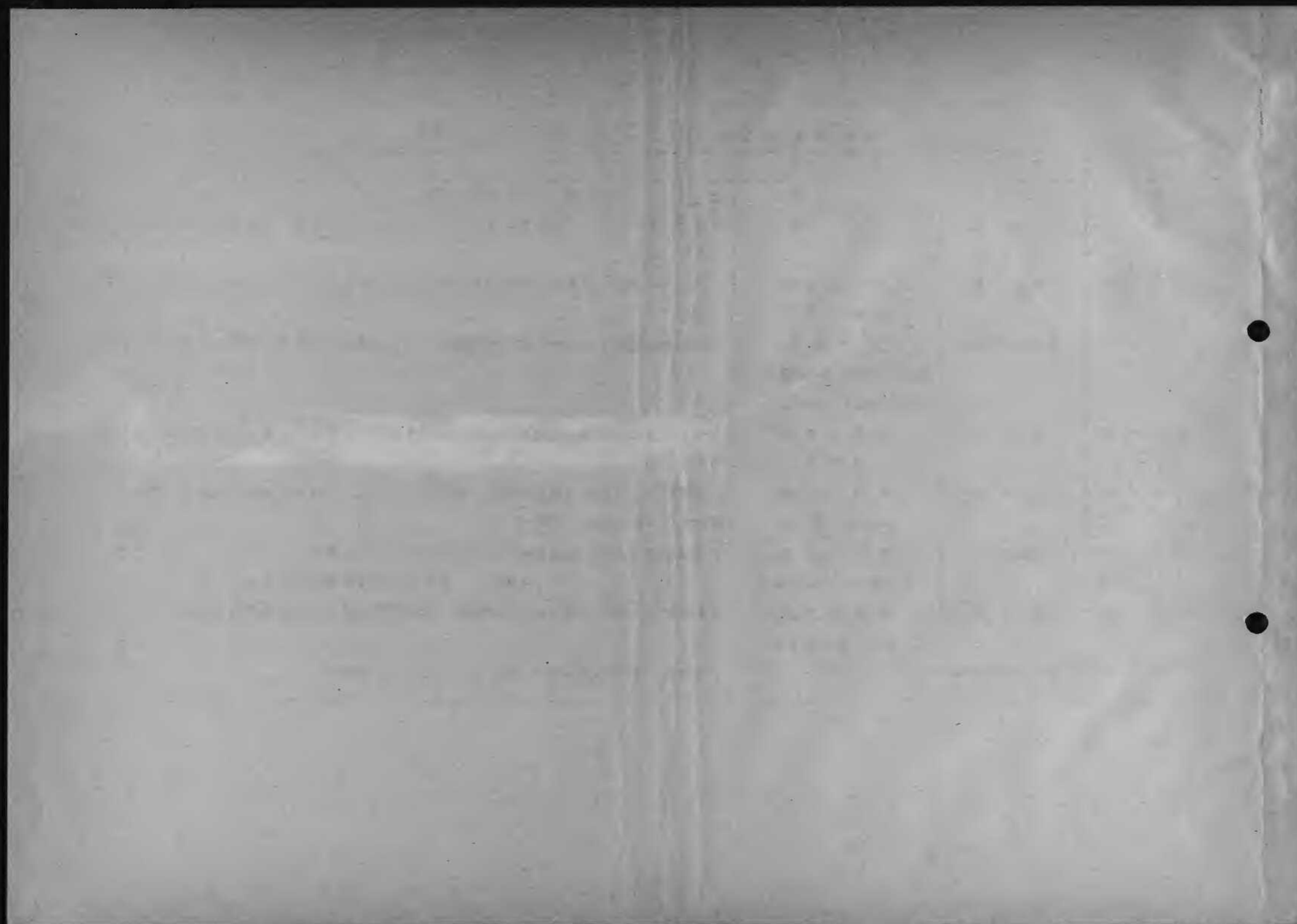
検討項目	検討の順序	検討の方向 (52.11)	中間整理事項 (52.3)	問題点
Ⅲ 地域開発の一体的推進を図るための具体的な施策 (1) 新市街地開発における費用負担のあり方—関連公共 (2) 地域整備の計画的段階的進め方	○	措置の方向、例えば交付税や国庫補助金の可能性 宅地開発の現状・問題点、現行関連公共、公益施設の整備の現状・問題点、地方財政の現状、地価の安定、宅地の円滑な供給及び地方財政の総合的立場からの解決策の方向、その可能性、そのための適正な宅地価額のあり方、長期代替制度の拡充 公共用地先行取得の現状・問題点、都市計画の詳細化、そのファイナンスのあり方	でき得れば、県年度の各宿片の施策をふまえて具体的な提案、地価安定、円滑な宅地供給、地方財政の3者の立場からの調整方向、三方一損 望ましい宅地価格水準、それを超えるものへの対策、地方財政を圧迫しない長期代替執行の条件、補助体系改善、その他問題点、検討方向	は、主役と脇役の関係 建設省、公団において長年検討中、明確な結論と難問視する向きあり。 それぞれ立場をこえた調整手段が必要。
Ⅳ 人間性回復のための地域整備の新たな課題 (1) コミュニティ形成の条件 (2) コミュニティ施設の整備及び運営		コミュニティの意義・内容、現行施策の問題点、地方自治体と市民との関係、市民の責務、健全な市民意識の高揚、市民運動をリーダーの役割 コミュニティ施設の整備、管理の現状、整備目標、政源、市民の受益者負担、企業施設の活用、市民参加	施策の動き、問題点、コミュニティ問題の整理、とくに地方自治体と市民の関係 生活環境投資との連繋策。	若干地表的であって経済計画としての位置付けがとらえにくい。

(2)

回数	日
第 3 回	9 月 2
第 4 回	10 月
	10
第 5 回	10 月
第 6 回	11 月 4 日
第 7 回	11 月 2
第 8 回	12 月
第 9 回	12 月 2
第 10 回	1 月 1
第 11 回	以後月 1

地域整備の推進方策グループ検討日程（案）

回数	日時	方法	内容
第3回	9月27日(月)	討 議	検討項目の一般的討議、検討の順序の決定
第4回	10月8日(金) 10:00～	討 議	優先検討項目についての各委員のコメント、コメントの整理、各府庁等打合せ日程、内容等の検討
第5回	10月21日(木) 14:00～	実情の把握 (国土庁)	計画体系の現状、問題点、調整機能の運用状況、3全総の方向等地域計画の見直しの状況
第6回	11月4日(木)、5日(金)	現地調査 島根県松江市、岩手県盛岡市 山形県山形市の何れか	今後の地域開発とくに地方都市の整備についての現状、問題点、施策のあり方等
第7回	11月24日(水)	実情の把握 (建設省)	今後の地域開発の進め方における公共事業の役割及び方向について
第8回	12月3日(水)	実情の把握 (自治省・農林省)	地域開発のための地方財政の現状、問題点、コミュニティ政策の現状、問題点、方向
第9回	12月22日(木)	実情の把握 (地振公団、住宅公団)	大規模開発における地域整備の一体的な進め方、その実態、 (長岡ニュータウン、多摩ニュータウン、筑波学園都市の実例)
第10回	1月19日(木)	実情の把握 (神奈川県相模原市)	大都市地域の制約要因の現状、問題点、宅地開発関連公共・公益施設負担、コミュニティ
第11回	以後月1回程度討議		3月時点、検討結果の整理、後におくるテーマの整理



地域整備推進方策研究グループ(第4回)

昭和51年10月8日

<議事次第>

<配布資料>

1. 開会

1. 検討の方向、段階、整理の方向(案)

2. 地域整備の推進方策に関する
問題点と検討の方向(2項目)

2. 第1〜3回研究グループ会合における委員発言
要旨

・資料説明

・討議

3. 経済計画策定後に実施される地域整備に
関する主要な政策

3. 研究グループの今後の開催について

・資料説明

・討議

4. 地域整備の推進方策研究グループ
検討日程(案)

4. 岩手県、盛岡市での現地調査について

5. 地域整備の推進方策研究グループの
現地調査について(案)

5. 閉会

検討の方向、段階、整理の方向 (案)

検討項目	検討の順序	検討の方向(52.11)	中間整理事項(52.2)	問題点
I. 地域整備の総合的・一体的な体系化 (1) 計画策定にあたっての一体性実現性の確保 (2) 事業実施段階における一体性、実行性の確保 (3) 円滑な事業実施のための関連地域整備	○	計画の一体性の意義内容、現行計画相互間の連繋性の実態、計画の一体性確保のための情報伝達システム等運用の改善、計画内容の明確化統一化、共通の整備目標の作成、地方計画の自主性と一体性の確保、計画体系の簡素化、制度改正の方向、事業実施の実行性、生活政策の遅れ、予算措置のあり方、調整システムの実効性、収益の事業のリンク、円滑な用地取得、地域社会への悪影響、環境対策、地域間利害の調整、開発事業の社会的コストの負担等。	現行計画体系の問題点、計画技術、計画内容、フィードバック手法等行政運用の改善策、連絡調整機能の発揮の方法。 総合計画図、総合計画表、地域別目標値等の明確化、その他問題点指摘、検討の方向等の整理	○ 問題が広汎かつ、大きすぎて短期的に明確な結論が困難 ○ 他省庁の権限と責任で検討が進められているものもあり、経企庁のスタンスで細部に立入ることの是非。 ○ より具体的な内容になると各省庁との意見の調整がいつそ必要となる。
II. 生活環境の整備と重視した地域開発施設施策 (1) 今後の地域開発の重点 (2) 生活環境施設の整備のための国、地方の役割 (3) 生活環境施設の整備のための財政補助措置	○	今後の地域開発の目標、地方都市整備の方向、このための生活環境施設の整備、そのインセンティブの機能の発揮の可能性、生活環境施設の整備の現状、問題点、現行の事務及び財源配分、その問題点、地方の自主性の確保、新率制財源配分、新経済フレームの中での実行可能性、整備目標や長期計画の見直し、新たな財源	地域開発の動向、とくに三全協の方向、施策の内容、検討のフローアップ等、地方都市整備の動向、経済計画の立場フレームからみた施策の方向、可能性、問題点、生活環境施設整備のための行政政の外置例の紹介、その他問題、検討の方向等	○ 経済計画のフォローアップ考え方、フレームの中で方向づける必要がある。 ○ 三全協等具体的な一環ずつに進行中の計画があり、これとの調整が必要あるいは

(1)。

検討項目	検討の順序	検討の方向 (52.11)	中間整理事項 (52.3)	問題点
Ⅱ. 地域開発の一体的推進を図るための具体的な施策 (1) 新市街地開発における費用負担のあり方—関連公共 (2) 地域整備の計画的段階的進め方	○	措置の方向、例えば交付税や包括補助金の可能性 宅地開発の現状・問題点、現行関連公共、公益施設の整備の現状・問題点、地方財政の現状、地価の安定、宅地の円滑な供給及び地方財政の総合的立場からの解決策の方向、その可能性、そのための適正な宅地価額のあり方、長期代替制度の拡充 公共用地先行取得の現状・問題点、都市計画の詳細に、そのファイナンスのあり方	でき得れば、累年度の各年度の施策をふまえて具体的な提案、地価安定、円滑な宅地供給、地方財政の三者の立場からの調整方向、三方向両損 望ましい宅地価格水準、それをこえるものへの対策、地方財政を圧迫しない長期代替制度の条件、補助体系改善、その他問題点、検討方向	は、主税と地方税の関係 建設省、公団において長年検討中、明確な結論を踏問視する向きあり。 それぞれ立場をこえた調整手段が必要。
Ⅲ. 人間を回復のための地域整備の新たな課題 (1) コミュニティ形成の条件 (2) コミュニティ施設の整備及び運営		コミュニティの意義・内容、現行施策の問題点、地方自治体と市民との関係、市民の責務、健全な市民意識の高揚、市民運動やリーダーの役割 コミュニティ施設の整備、管理の現状、整備目標、政策、市民の受益者負担、企業施設の活用、市民参加	施策の動き、問題点、コミュニティ問題の整理、とくに地方自治体と市民の関係 生活環境投資との連繋策、	若干抽象的であって経済計画としての位置付けがとらえにくい。

(2)

裏面白紙

委員発言要旨（次回も同様）

2

委員	横 討 テー マ	コ メ ン ト	横 討 の 重 点
島 崎		財政問題が主眼となる	
石 原	- 地域整備を第一とする指標が必要。他のグループと異なり地域整備は短期的計画では不能。問題の充実に地域整備計画のあり方、都市計画のあり方、ミニマム、地域整備のあり方。 - 地方財政問題が中心。 - 何が地域整備の段階的年度にあり得るか。	- 経済計画の第一より、地域問題の重要と横断的要素あり。 - その中で、目標的をもち、一時的なものは仕方、どうやら重要と置くか。 - 地方都市と農村地帯との関係が重要。地方の内容を明確にする。	- 地域問題の横断と分析。九の中での計画、地方都市問題。 - 地方都市と財政問題。
根 井	地域整備の内容がカギナルな計画にありたい。	- 地方都市整備の内容、地方都市が重要。 - 農村地帯を含めた地方都市整備の必要性。	地方都市、農村地帯の整備。
鎌 田	- 金策を第一とするとは、ハロー地域整備の重要を地方都市の存在にあり。同時に、農村地帯、ミニマム、人口増進地帯にあり。 - 同様の施策が実施されること、事前調査が必要。	- 地方都市の育成、そのための生活環境整備の整備。全般的な地方都市の育成の施策が必要。 - 施策の一体性が必要。	地方都市と財政問題。
笠 生	- 金策第一の方向から、実行性のある方策第一を選択する。 - 計画にありたい。計画策定の段階にありたい。	- 地域計画はカギナルなもの、地方都市の育成の計画も必要。 - 地方都市といふより農村地帯を含めた地方都市の育成が必要。	地方都市と財政問題。
成 田	- 本テーマは、各方向で整理されており、重複している。 - 財政問題の問題は、多くに横断的があるものではない。 - 計画の一体性に留意が必要。	計画論、計画の一体性の前提として、計画の意義、目的の検討、例えは、経済政策と計画との関係等。	計画の一体性。
吉 田	- 計画策定中の地域問題の分析に重要、方向づけを要する。 - 多岐にわたる計画策定中、その間の関係、整理が必要。	- 経済計画の中での地域問題の中心と地方都市の育成にありたい。 - 整理が必要。 - 地域整備の推進にありたい。従来の施策の整理、整理が必要。	- 地域整備の分析及び整理。 - その中で、計画、地方都市。
小 原	地方都市整備の総合的検討。		

◎ 九全委員

経 済 企 画 庁

裏 面 白 紙

経済計画策定後に実施される
地域整備に関する主要な政策

第 4 回

昭和 51 年 10 月 8 日



1 51年度予算ベース

分野	実施された政策	政策の内容	所管省庁	備考
<地域構造の展望と地域政策> (地域構造改善のための基礎的政策)				
国土資源の有効利用 を図る体制の強化	第三次全国総合開発計画の策定	限られた国土資源を前提とし、安定感のある健康で文化的な人間居住の総合的環境の計画的整備を基本的目標とする	国土庁	来春
	国土利用計画(全国計画)の策定	全国の国土の利用に関する基本的事項を定めるものであり、都道府県の国土利用計画及び土地利用基本計画の基本となる。	〃	51.5.18決定
開発事業等の実施の 適正化	「水源地域対策事業費補助」制度の創設	水没関係者の生活再建対策の推進のため、公益法人「利根川水源地域対策基金(仮称)」の設立を図りこれに対し助成する。	国土庁	100百万円
産業の適正配置の推進	新産業都市建設基本計画及び工業整備特別地域基本計画の改訂を行う。	昭和51年～55年までの基本計画を作成する。	国土庁	
	農村工業導入基本方針の変更を行う。	昭和51年55年度までの基本方針を作成する。	農林省 通商省 労働省	51.9.22決定

(1)

分野	実施された政策	政策の内容	所管省庁	備考
(地域整備の推進)				
大都市地域の整備	大都市圏整備計画の策定	首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画の策定	国土庁	関連調査、推進費 85 百万円 (今年度中)
	「地区防災基地の整備に関する調査」の開始	三大都市地域内の都市に地区防災基地を設けるについての、広域的配置計画の作成と基本計画調査を新たに行う。	国土庁	大和市地域防災都市構造強化に関する調査費(スズメ)の内、9 百万円
	筑波研究学園都市町村財政負担特別措置制度の創設	研究学園都市周辺地区整備等の促進のため、地元市町村に対する特別措置を講ずる。	国土庁	51 年度5 億円
	市街地再開発事業に対する国庫補助制度の拡充	保留床の 1/3 以上が公的住宅である地区の建築物の共用通行部分を新たに補助対象とする。	建設省	
地方都市の整備	「地方都市のモデル的都市機能調査」の開始	地方都市の都市機能を類型化し、当該都市機能の特性、地域社会に及ぼす経済的社会的影響等について調査する。	国土庁	地方都市機能策定費(105 百万円)の内 69 百万円
	「都市の系列・結合等に関する調査」	地方都市配置を考えるに際し、諸都市機能	国土庁	同 23 百万円

分野	実施された政策	政策の内容	所管省庁	備考
栗山漁村の整備		能の都市相互間の系列結合の状況を調査、重点的整備の手順戦略を検討する。		
	地域振興整備公団による関連公共・公益施設の立替施行制度の創設	地方都市開発整備等業務の内に、償還期間25年（据置期間10年）利率2.5%（同無利子）の立替施行制度を設ける。	建設省 国工方	
	「高齢者生産活動センター建設モデル事業」の創設	山村地域の高齢者の就業機会を高めるための生産活動施設として、センターの建設整備をモデル的に実施する。	国土方	振興山村開発総合特別事業費（255百万円）の内90百万円
	「基礎集落圏防雪体制整備事業」の創設	豪雪地帯で、住民が共同して防除雪活動に当たるものとして防雪体制を強化するに必要な施設を整備する。	国土方	「豪雪地帯対策特別事業費（210百万円）」の内30百万円

(3)

2. 昭和52年度予算要求

主 要 課 題	昭 和 52 年 度 予 算 で 要 求 し て い る 政 策		備 考
<地域構造の展望と地域政策> (地域構造改善のための基礎的施策)	国土資源の有効利用を図る体制の強化 開発事業等の実施の適正化	国土利用計画(都道府県計画)の策定 石油備蓄施設設立促進交付金制度の創設 石油備蓄施設の増設される周辺市町村の公共用施設の整備を促進するためタンク容量に応じた施設整備のための交付金を交付し、もって円滑な石油備蓄施設の立地を推進する。	石油備蓄施設
(産業の適正配置)	工業立地対策	長期工業立地基盤対策 ○超長期の工業立地ビジョン作成のための研究着手 ○工業団地造成用地等のための土地を譲渡した者に対し 地域振興整備公団等が代替地を提供する場合において、当該代替地用の土地を譲渡した者の所荷について特別控除と認める制度の創設等。 工業団地総合対策 ○都道府県別工業団地供給計画の策定及び供給調整 ○工業団地造成、維持管理指針の策定等 特定工業地域対策 ○既存密集工業地域における基幹資源型工業の新增設、スワップランドビルドについての過密影響評価の実施。	工業団地 特定工業地域

主 要 課 題	昭 和 五 十 年 度 予 算 で 要 求 し て い る 政 策		備 考
(地域整備の推進)	大和府地域の整備	大学等高等教育機関の移転促進、都市環境整備調査費 大学等の適正配置と誘導するため、移転促進、移転跡地の効果的利用についての調査・検討を行う。	初年度 百万円
	地方都市の整備	地方中核都市における宅地需要に付処するため、住宅金融公庫及び日本開発銀行の民間宅地造成融資の対象地域の拡大を図る。 地方生活圏特定施設の重点的整備 補助対象事業を従来の生活環境施設のほか、連絡国道公安施設、急傾斜地整備事業にも適用するほか、補助方式をメニュー補助に切りかえる。 (地域生活圏整備の特例は、標準事業費の10%ないし15%相当額を補助対象事業費とするものである。) 地方中核都市の計画的整備方策に関する調査(初年度) 地方中核都市においても、過密、スプロール等の大都市地域の特有の現象があらわれつつあることに鑑み、これらの都市と人口集中の抑制を図りながら整備していく方策を調査・検討する。	三大都市圏の他に新たに地方中核都市を対象とする。

(5)

主 要 課 題	昭 和 五 十 二 年 度 予 算 で 要 求 し て い る 政 策	備 考
	農山漁村の整備 4. 重点整備都市の選定に関する調査（新規） 地方都市整備と可滑に推進するため、人口の定着を促す方策、社会資本の適正配分のあり方等について調査・検討する。 林業集落の環境整備（林業集落基盤総合整備調査） ○ 集落の環境条件を総合的に整備するための調査計画に着手する。 漁業集落の環境整備（漁業集落環境総合整備調査） ○ 集落の環境条件を総合的に整備するための調査計画に着手する。 山村振興対策調査 山村地域における生活環境の整備及び産業の振興を推進するため、基礎的指標を整備し、山村の現状分析に資する。	1/1000000 1/1000000

地域整備の推進方策研究グループ 検討日程 (案)

回数	日時	方法	内容
第 3 回	9月27日(月)	討 議	検討項目の一般論的討議、検討の順序の決定
第 4 回	10月8日(金)	討 議	優先検討項目についての各委員のコメント、コメントの整理、各省庁等打合せ日程、出席者の検討
第 5 回	10月21日(木) 15:00~	実情の把握 (国・県庁)	計画体系の現状、問題点、調整施設の運用状況、3全総の方向等地域計画の位置し の状況
第 6 回	11月4日(木)、5日(金)	現地調査 (岩手県盛岡市)	今後の地域開発とくに地方都市の整備についての現状、問題点、施策のあり方等
第 7 回	11月下旬	実情の把握 (建設省)	今後の地域開発の進め方における公共事業の役割及び方向について
第 8 回	12月上旬	実情の把握 (自治省・農林省)	地域開発のための地方財政の現状、問題点、コミュニティ政策の現状、問題点、方向 農村整備事業の現状、問題点、方向
第 9 回	1月 中旬	実情の把握 (地保公団、住宅公団)	大規模開発における地域整備の一体的な進め方、その実態 (長岡ニュータウン、多摩ニュータウン、筑波学園都市の実例)
第 10 回	1月 下旬	実情の把握 (神奈川・東京・京都市)	大都市地域の制約要因の現状、問題点、宅地開発関連公共・公益施設負担、コミュニ ニティ
第 11 回	以後月1回程度討議		3月時点、検討結果の整理、後におくるテーマの整理

(1)

裏面白紙

地域整備のあり方に関する所管省庁及び地方自治体からのヒヤリングについて(案)

順 序	担 当	事 項	内 容
第1回(10月21日)	国 土 庁	(1) 地域開発整備のための計画体系について (2) 国土庁所管の調整事務の運用の実態及び今後の方針 (3) 地域政策の見直しの状況と今後の課題、施策の改善の方向等	○ 多岐にわたる地域計画のタテ、ヨコの一体性・整合性確保の方策、計画体系の整理等についての考え方、とくに国土利用計画と他の計画との関連 ○ 地方公共団体レベルにおける基本計画として何を考え、これを実効性あるしめる方策をどう考えているか ○ 大都市圏行政、○大規模事業の見直し・配分方針の調整、○国土総合開発事業調整費の実施状況、○水源地域対策特別措置等 ○ 現行地域開発法の役割、問題点、整理の方向 ○ 地域開発援助措置主として財政特例等の現状、問題点、今後の重点方向に即した改善の構想等 ○ 地方都市の整備等第3次全国総合開発計画の策定に当たって重点課題のとりえ方及びそのための施策の方向、
第2回(11月4日、5日)	岩手県及び盛岡市 (岩手県知事、 盛岡市長等) ※現地に出張	① 地域の開発整備とくに地方都市の整備についての現状、問題点、施策のあり方等に関する意見、国への要望等	○ 岩手県総合開発計画について、目的、目標、つくり方、国の計画との関連、地方財政、等の取扱いについて、 ○ 今後の地方都市整備のあり方、とくに生活環境施設の整備のための国及び地方自治体の役割、財源措置のあり方

(2)

裏面白紙

順 序	担 当	事 項	内 容
第3回(11月15日)	建 設 省	地方都市の実績 と視察、現地でのヒヤリング、	○地方都市、農山漁村におけるコミュニティの現状と問題点、
		(1) 事業実施段階における各事業間の調整について	○施設別5カ年計画の地域配分、新市街地開発や不況地域等、面的開発との関連性についてどう取組んでいるか、計画に、予算上、
		(2) 宅地開発に伴う費用負担の現状と問題点について	○宅地供給及び地価安定の点からみた、宅地開発の現状問題点、そのあり方について宅地開発に伴う関連公共、公益施設の費用負担の現状問題点、改善の方策等についての考え方、
		(3) 事業の計画的、段階的な整備のあり方について	○公共用地の先行取得の現状と問題点、都市計画の詳細化による事業の実施プログラムの明確化等の事業実施の計画的性についての考え方、
		(4) 地方都市整備について	現状と意見
		(5) 公共事業の地域社会への対応策について	現状と意見

(3)

裏面白紙

順 序	担 当	事 項	内 容
第4回(12月上旬)	自治省	① 地域開発の促進に当たっての地方財政の現状と問題点、並びに今後の方針について (2) コミュニティ政策の現状と問題点 ③ 地域開発、主として生活環境施設の整備に当たっての、国と地方の間の行政事務の配分あるいは財源措置のあり方について	○ とくに新市街地整備に於ける地方自治体の財政需要の増大への対応 ○ 現行の地域開発援助策の問題点、見直しについての意見 ○ モデルコミュニティ以降の新しい施策について
	農 林 省		○ 岩(山奥)村の整備について 農村整備事業の実施状況と今後の進め方
第5回(1月中旬)	地域振興整備公団 日本住宅公団	大規模開発事業における地域の一体的整備の進め方と現状	長岡ニュータウン 夕陽ニュータウン、筑波学園都市
第6回(1月下旬)	神奈川県知事 相模原市長	地域の開発整備主として新市街地開発についての問題点	○ 大都市圏における生活環境施設の整備の制約要因、その現状、問題点(土地、水、環境、財政等)

(4)

順	序	担	当	事	項	内	容
						○ 宅地開発に伴う関連公共、公益施設の負担、とくに地方財政の現状からみた問題点、解決の方向について	
						○ 大都市におけるコミュニティの形成について	
						とくに地方自治体と市民の役割、市民の責任について	

(5)7

裏面白紙

(51.10.8
調査計画あり)

地域整備の推進方策研究グループの現地調査について(案)

(1) 目的 今後の地域開発の重要とくに地方都市の整備について、その現状、問題、施策の
有関係について、地方都市の事情を把握するとともに、行政費の増減や民間有識者と
意見と交換することにより、今後の施策のあり方を考える。

(2) 日時 昭和51年11月4日(木)及び5日(金)

(3) 調査対象 岩手県及び盛岡市、調査研究対象都市としては、岩手県内の市町村。

(4) 参加者 経済審議会 地域整備研究グループ委員 合計10人～12人
経済企画庁 企画局 柳井孝事 他

(5) 意見交換者 岩手県知事、盛岡市長、盛岡商工会議所会頭、盛岡市会会長、岩手経済同進会会長
岩手県庁の理事等

(6) テーマ 1) 岩手県及び盛岡市の位置付け、今後の発展方向について
2) 盛岡市等の地方都市の整備をめぐって、直轄市として直轄市問題について
3) 地域整備における総合性と一体的性の確保について
4) 地方都市の整備とくに生活環境施設の充実のための行政のあり方について
5) ミニミニシティ施策の現状及び問題点について
6) その他

(詳細別紙1)

(7) 会議の進め方 11月4日(木) 13.00～15.00 資料に基づき説明、事例の把握 (事務局より)
15.10～16.40 意見の交換 (参加者全員) 司会 宮仁

(8) 資料 1) 岩手県発展計画 近況調査の予定
2) 盛岡市等における生活環境施設整備の整備状況
3) " 行政サービスの現状
4) " 財政収支の推移
5) 岩手県内における地域整備の進捗状況
6) " 地域開発資金高の現状

7) その他

(9) 旅行日程 (別紙2) 調査 企画 庁

(1)

(別紙1) :

()

地域整備の推進方策研究グループの岩手県現地調査のテーマ(案)

	テ マ	内 容
5	1. 岩手県及び盛岡市の位置付け、今後の発展方向について	○日本全国及び東北地方の中での岩手の役割をどう考えるか。 ○特に地域整備を図る上において当面している問題点 ○新長期計画の策定に際し何を政策の柱に考えているか。
10	2. 地方都市整備を図る上で直面している問題について	○盛岡市の整備の方向と他都市や農山漁村との関係について ○都市整備を図る上でのボトルネック、行財政、土地その他
15	3. 地域計画における総合性と一体性の確保について	○各種上位計画、或いは下位計画との整合性確保について ○計画の内容と予算措置とのリンクの仕方 ○事業相互間の連携等における一体性の確保の図り方
20	4. 地方都市整備、特に生活環境施設の整備に関する行財政のあり方	○生活環境施設の整備状況。 ○ " 整備を促進するために現在の現行行財政制度の問題点
25	5. コミュニティー施策の現状と問題	○県下におけるコミュニティ施策の事例(花巻、遠野等) ○コミュニティ施策の方向と促進するために現在の問題点
	6. その他	

(別紙 2) :

()

(日程)

石原、松原、久 貝塚?

11月3日(祝)	11月4日(木)	11月5日(金)	
土野 (特) 盛岡 12:30 4号 → 18:33			
① 13:30 2号 → 19:38 (盛岡)			
土野 (特) 盛岡 23:00 6号 → 6:50 22:10 5号 → 6:37	② 8:15 231 → 9:40 (AIR)	盛岡 (特) 上野 ④ 14:35 4号 → 20:44 12:38 4号 → 19:44	
※ 交通機関	9:00 ~ 10:00 盛岡 → 花巻 10:00 ~ 12:00 花巻 → 盛岡まで視察 12:00 昼食 (盛岡市) 13:00 ~ 16:40 会議 13:00 ~ 15:00 事務配係 15:10 ~ 16:40 貴賓の交換	9:00 ~ 13:50 視察先 盛岡二ツタウン (人口25000人) 岩手県庁センター 御所タム (東北鐵道、国鉄新幹線等)	
① - ④ 2泊3日 ① - ③ 2泊3日 ② - ③ 1泊2日 ② - ④ 1泊2日 AIRは、天候により欠航の恐れあり。	③ 10:05 232 → 11:40 (AIR)	(昼食) 小岩井牧場 14:35 盛岡 → 20:46 上野着	
	新幹線 高圧道路 ミニコン施設		

経済企画庁

(3)

裏面白紙

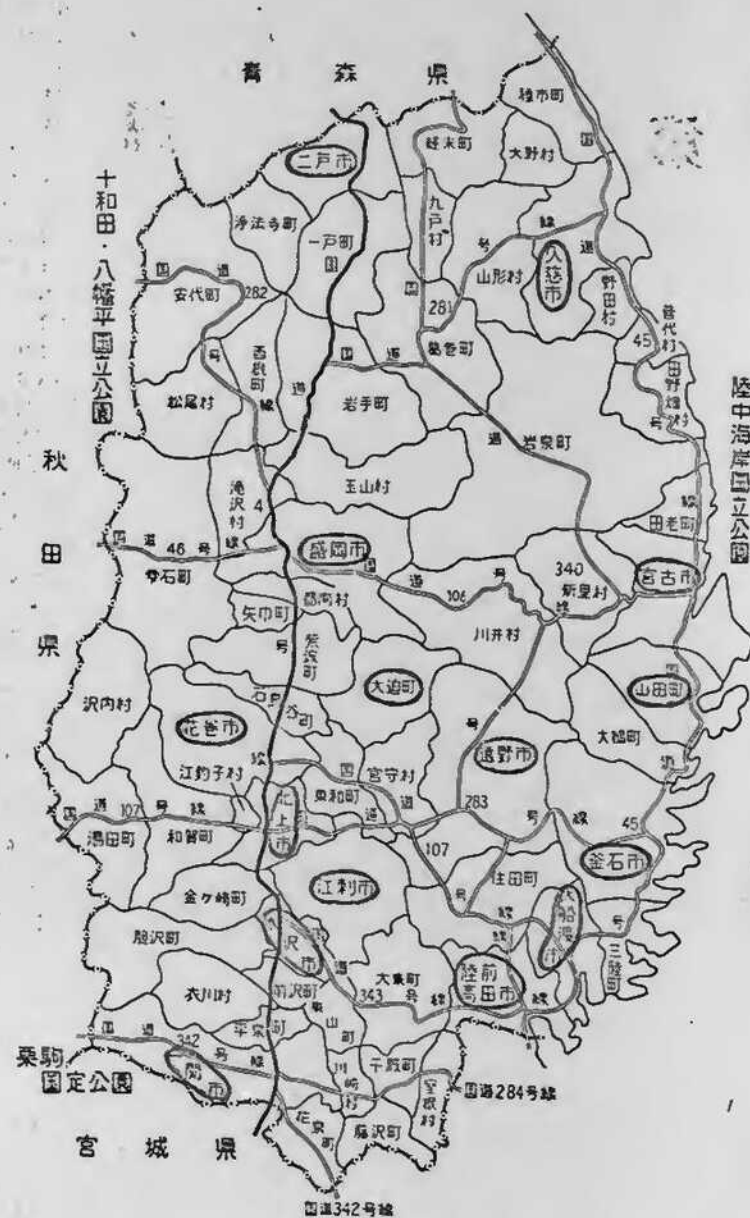
(別紙3) 岩手県内都市の主要指標

都市名	面積	人 口				財政力 指 数	就業人口構成比			工業出荷額 シエア 県内=100 (全国=100 0.5)	地用制度等 指定状況	モ デ ル			
		実 数 50年国調	伸 び 率 %				45年国調					コ ミ ュ ニ テ ィ 地 区			
			40/35	45/40	50/45		47~49 年平均	1次 産業	2次			3次	指定年度	人 口	面積
岩手県	15,094	1,386	▲2.6	▲2.8	1.0	0.24	43	20	37						
盛 岡	399	216	12.4	10.8	10.3	0.60	8	19	73	6.7	①山②水				
釜 石	444	69	▲6.2	▲11.2	▲5.4	0.56	15	38	47	14.6	①山②				
花 巻	385	66	0.5	1.7	3.3	0.36	38	20	42	6.8	①農②	48 (花北地区)	6,147	1.5 都市	
宮 古	338	62	2.2	4.4	4.8	0.37	27	24	49	6.2	①山②農③				
一 関	408	59	▲0.6	▲2.5	5.9	0.34	35	18	47	7.1	①山②農③				
水 沢	96	52	4.1	5.0	8.3	0.38	29	22	49	4.2	①農②				
北 上	146	49	1.7	2.8	8.5	0.36	35	24	41	8.1	①農②				
大船渡	186	40	6.7	1.2	2.1	0.41	23	32	45	8.0	①農②				
久 慈	326	38	1.8	▲2.2	1.6	0.20	39	24	37	1.4	①山②農③				
江 刺	361	36	▲9.9	▲10.5	▲4.8	0.18	63	13	24	1.3	①山②農③				
遠 野	662	32	▲4.0	▲5.5	▲5.6	0.21	52	17	31	0.9	①山②農③				
二 戸	238	30	—	—	▲0.3	0.22	—	—	—	1.9	①山②				
陸前高田	232	29	▲2.5	▲2.4	▲2.9	0.20	49	21	30	0.8	①山②農③				
(大迫町)	246	9	▲5.1	▲8.2	▲7.5	0.15	62	13	25	—		46 (大迫地区)	3,486	9.48 農村 (国市)	
(山田町)	263	25	▲3.2	0.2	3.6	0.22	47	21	32	—		47 (山田地区)	3,481	45.89 " (宮古市)	
① 振興山村地域 ② 低開発地域工業開発地区 ③ 水源地域 ④ 農村地域工業導入促進法の農村地域 ⑤ 過疎地域 ⑥ 奥地等産業開発道路整備臨時措置法の奥地等															



(別紙 4)

1 岩手県行政区画図



裏面白紙

1976年米国の国土・地域経済白書

要旨

(この要約は、住居・商業・産業開発(1970年)に基づき、1976年2月に運輸委員会に提出された各2年間の不均衡発展のダイナミクスに基く。)

目次

I	Introduction	序
II	Social and Economic Change	社会的経済的変化
	A population	人口
	B Labor force	労働力
	C Location Shift	地域移住
III	Natural Resources	自然資源
	A Energy	エネルギー
	B Environment	環境
	C Other Resources	その他の資源 (土壌・水)
IV	Urban Systems	都市
	A The Cities Themselves	都市自体
	B Transportation	交通
	C Telecommunication	通信
V	Economic Systems	経済
VI	Government Systems	政府

経 済 企 画 庁

	A Government Economy	政府経済
	B Government Services	政府サービス
	Recommendation	勧告

I. [序]

1974年以降の国土発展は変わった特色を持つており、その特色が二つに要約され、第一は、後進不足が拡大していること、第二は、最近の経済の停滞は、将来の政策決定のベースとして、経済成長と公共施設の整備の方向に同じ高成長を促すことを提起している。

このレポートにおいて検討されている国土の成長に関するこの政策分野において、財政的かつ経済的の両面が関係していることが認識されている。国土の成長をガイドするに当たって、民間セクター及び政府セクターの相互に、より難しい選択を迫られる必要がある。このレポートは、今後幾分か、4月の1年間の国土の成長課題となるべき事項の傾向、内容及び政策の選択について、中立的な意見を述べている。

この前に出されたレポートと同様に、1976年レポートは、都市の成長に関することばかりでなく、より広い意味で国土全体の成長を扱っている。これは、地域と地方（regional and local）の経済的社会的変化と、これら開発の発展促進の方向を指しているからである。

レポートの構成

このレポートは作成するに当たり、政府の内外から多くの人が参加している。これに、国土の成長に関する様々な側面が幅広く考察されている。この討議のベースを準備したのは、Domestic Councilの元、HUD（住宅及び都市開発局）による、1975年の春から、技術的調査研究が、道州、連邦政府の各方面の分野が、成長の傾向、問題、現在の状況に政策を分析することを助けている。

以上の系統を全く、佐賀及び都市開発法を703年(A)に定めらるゝとニ3
に於て、この10年7月25日総領から議案におよび、1976年2月28日に
提出されたとある。

「Ⅱ [社会的経済的変化]」

税金の経済的費化により、数多くの複雑な局面が、地方州及び連邦の各レベルで、政策の推進を困難にしている。この複雑な局面は、今後数年以上にわたって、国上の成長を支配するようになる。

人口成長の形を承認するより先、将来の需要を予測することができる。増加する人口の需要を調節することは、数多くの方法によって利用可能な天然資源と人工資源に大きな影響を与えるであろう。

A 10

最も重大な傾向が従来と同様に残っている。アメリカは、11年、大都市国家として優勢である。貧国の巨大な集中が（central cities）と特選の地帯に集中を現している。戦後のベビブームの勢いを受けて、あり、とびきり成長への圧力となっている。

○ 1975年現在の^⑤2億1340万人の人口が、在紀2000年までに3億5000万人の人口を保護し、食料を十分に確保する。

○ 1975年の代置出生率以下の0.8‰という出生率にかけられず、人口は少しとも1990年までに1年毎100万人づつ増加すると見込まれる。人口構成に与える若年層の下押しが、今世紀中にば倒産しようもない静上人口増の可能性があるにかけられず、死に率を上まわらず出生を確保している。

○ 台独の移民は、年間40万人増と思われ。非台独の移民は、年間80万人に達すると見られる。この傾向が続くなら、非台独の移民と今の台湾は、1975年から2000年までに1倍と、250万人の人口増をもち、5200万人。

○出生率の低下の大きな要因は、子供を育てる費用が増大してゐるからである。結婚してそれから子供を生む。より少ないアメリカ人が結婚し

	より多くの外国人が滞在している。外国に1000人以上が滞在している。
○	このところ結婚の増加結果として、若年層及び若年層に恒常者が増加する傾向の現れとして、1974年には在留者の人員は3人以下に下つており、在留者の増加は、人口の増加に急激である。この傾向は続くと思われている。
○	若年人口は、死亡数の低下に引いて増加する。1975年には65歳以上は224万人、人口の10.5%。2000年までに65歳以上は3060万人に人口の約12%に増加する。
	B 労働力
○	労働力は1975年には93万人に拡大している。主として早期に引退する傾向が顕著となり、男子の労働力の増加率は近年徐々に低下している。女子の労働力は増加している。このことは、近年における労働力の確保に有利である。最も特徴ある要因は、1974年には100万人の女子が新たに労働力に参入している。この年からは20代から30代までである。1975年には、成人の参加率は、64%の高率に達している。
○	これ、人口増加の傾向が続くことは、女子の増加傾向が次第に低下するにせよ、1980年までは労働力人口は1億人に達するであろう。これは、1960年代に出生した子供達の労働市場への参入が、そのころより増加している。1980年代には減少する。この減少は、減少率に比べて、労働力人口は、1970年には1億1200万人に到達する。
○	京外都市の増加は、1973年から1975年の間に3.2%増加している。一方、都市部では3.7%減少している。女子労働力の増加が、その主要な理由である。女子の増加の増加率は9.3%に達している。これにより、都市部の減少は、主として白人男子の雇用が減少の結果である。
○	労働力の偏りにおける都市部の変化は、女子及び若年労働者の多量に

6

	雇用機会を増大させ、若年層の地方移住を促すことが、その 社会経済生活の向上に必要であることは明かである。
5	○ 大都市圏に於ける人口は、1970年から1974年までの間に、それ以 外の地域は増加率が5.6%であったに比べて、3.4%の増加を示したに あらず。最近の世帯数は、1970年以後、多量に減少した。農村部の減少 は、その中でも顕著である。これは、その傾向が、都市部と農村部 の間に、1800年代初期から減少するようになった地方 都市から都市部への農園的移住人口移動に終止符が打たれたことを示す。
10	○ ⁽⁸⁷⁹⁾ 人口300万人を越える大都市のうち5つの都市が、1970年から1973年までの 間に人口増加率を上乗せした。これらの5つの地域は、1960年 代を通じて、国全体の人口成長の3分の1を占めたのである。
15	○ 1970年、その前の10年間に、1200万人の人口流入の都市が、250万人の市 場を、その3割に1159000人の人口を失った。これは、特に ワシントンDC地区が、1970年以後、10%の増加をみせた。
20	○ 300万人以下の人口レベルの大都市は、大都市圏の地域的な 経済の問題が、都市部の成長が、著しい主要な理由である。 その地域は、その中でも、ワシントン、フィニクス、サンフランシスコ、 シカゴ、ロサンゼルスが、300万人以上の人口の都市圏に属する。都市圏の増加が おそれられている。
25	○ その世紀の最初の頃は、多くの地方では、都市人口を失った。人口 の増加をみせた。しかし、最近、都市人口は、1960年に記録された 48%の減少を上回った。1970年以後、都市人口は、8%の増加を示 した。今、都市人口は、約890万人であり、大都市圏の人口の 8分の1を占めている。
30	○ 人口増加と、その配置、社会的経済的変化は、国内の主要な経済の将来の 利用、環境の保全、地域的な経済成長と開発、都市圏の発展、都市 州及び地方行政という3段階の行政システムの効率性等に關し、多 岐の問題を提起している。
	経 済 企 画 庁

Ⅳ [天然資源]

A エネルギー

過去10年間、価格が高く、政治的にかなり不安定なもののエネルギー資源をめぐり、国際競争が激化している。国内的には、エネルギー消費の増大と同時に、エネルギーを節約しようとするコンセンサスが生じている。

本館では、国が国内エネルギー資源の開発を進めることを明らかにしている。エネルギー開発と環境保全とのバランスに因り、とり多くの国民の関心を呼んでいる。

○ アメリカは、1975年には世界人口の6%を占め、同時に世界のエネルギーの34%を消費している。このうち、交通に必要とするエネルギーは、国内エネルギー消費の25%を占めている。

○ 天然ガス(Natural Gas)は、国内的に著しく不足している。天然ガスの生産は、この数年間に大に減少し、1975年には15%の生産がダウンしたと見込まれている。

○ 明らかにされた国内の石油の全保有量は、1971年以来減少し、最近では通常の消費レベルからかなり僅か10年分の供給量にまで減少している。

○ 原子力エネルギーは、この不安定なエネルギーを代替する前に、大きな技術的および政治的障壁を克服しなければならない。

○ 新しくエネルギー開発技術が開発されているが、1970年以降は、海外エネルギー資源への依存度が減少したと見られることになっている。

○ 1974年と1975年のアメリカの全エネルギー消費量は、1973年の消費量を下回った。

○ 本館は資源の豊富な開発が本館の北部地域を占める北部平原(Northern Great Plains)とロッキーマウンテンの周辺州

「選められたい必要がある。」

- 1000万 米國政府の國庫に於ては、當時に環境保護とこの研究が並行

この点を傾向から見て、国内エネルギー資源の調査が、時期、調査の内容等は、環境標準時に近い、国産資源の確保に、されることは明白である。

成爲之伴可必其。爲線之圖學可其地。社會之研究可其地。社會之研究可其地。

愛媛県立総合資料館蔵

高島一綱は、その著述が網羅的であるが、その著述は、

[illegible]

B 環境

環境と国政の問題、主として資源配分と労働力とエネルギーと燃費と久に

机械数的台増大が排出物から生じている。エネルギーの制約は、 λ

[illegible]

到本年在自營工場から1713.

理、協の両面を組織的に運用する

9月22日 一、学生部議、招魂の期定、10月1日午後5時、

[illegible]

227143

[illegible]

環境係争は、1975年だけで環境規制の仕方の変化として

157億ドルを討取していた。

環境保健計画は若干遅れ乙11号。環境保健のための経済省活動

の支出は、1969年以來の新しい環境基準に適合してきている。

水産年報の資料量は、1970年が1975年程の間に減半している。

全圖の發表物外現存の80%は、その目録の214頁に

[illegible][illegible][illegible]

なる所因が父教にもかかわり、大乳及び木更とを言教会が定めた

身持價二拾連1.211810。

[illegible]

方圓正

1

•

100

裏面白紙

100

0. 1969年の国家環境政策に於て指示された環境影響評価法(PPC-4)の考え に基づき、多くの州政府及び地方自治体が同様の環境マネジメント計画を 作成している。	
0. 大気汚染を減らすための都市交通の抑制計画は、一般市民の 同意が得られつつある。	
大気汚染及び水質の保全計画の直接的なインパクトは、産業の成長 と都市の配置、都市の成長とスプロール、エネルギー資源の開発等に対して 様々な形で現れている。	
環境問題が将来の開発の結果と配置に与える影響を月々より深刻 にして来、その影響を軽減し、環境規制が強化されるように利用され るもの、あるいは成長の要求に対して応えるために利用されるものという 疑問を起している。	
C. その他の資源	
エネルギーの制約は、他の資源として土地に与える制約を認識させる 効果を生んだ。	
0. 土地利用の全体的な配分、都市、農用地、その他の区分には変化が ない。都市化は地域は全国と面積の8%をカバーするに過ぎず、 農用地面積は24%となっている。	
0. エネルギーの資源としての保存と同時に森林と鉱物等の資源 の利用を求めようとする旨は、広域の土地利用需要が生じている。	
0. 大気汚染は、もはや地域の経済的開発や人口移動を決定する 際の障壁となることはない。	
0. 私有の土地利用に於て競争的需要が生じている。州政府は、 土地利用の規制と管理に用いる政策リソースを増大させている。	

土地利用に関する最近の疑問は、市民参加のあり方、地域と成長し得る
 時と必要の生ずる土地需要と適切な適否と、あるいは成長の他の
 面のインパクトを吸収しうる能力が政府にあるかどうかである。
 私有地の規制制約が土地利用を許可するとは、政策的に合理的な
 制約制約というインセンティブが生れてくる。

Ⅳ [都 市]

1811東部の諸都市とは、経済的成長と人口を失った都市が現われ
 ている。都市からの人口の流出は、既存の都市地域への設備投資を
 維持するに足らず、むしろ都市が閉鎖されている。

○ 都市心と都市外縁との間に社会的経済的分離が生じている。都市心
 には賃金が高くなり人口が流入する傾向がある。都市外縁には人口
 が流出している。

○ 都市外縁の成長は、1950年代と1960年代に現れた傾向が、
 継続している。その結果、都市と都市外縁との間に都市心から都市
 外縁にわたる移動が生じている。その結果、都市が商品やサービスと
 都市外の消費地の間に生じている。そこから都市中心部へ移動して
 いる。都市心は、1970年から1975年にかけ、都市
 地域に集中している。

○ 1500万人の新しい住宅が1969年から1975年までの間に建設された。
 1975年までに建設された138万戸の住宅は、1973年の住宅建設
 数の半分にすぎない。

○ 1970年から1973年までの間の住宅建設数のうち44%が大都市
 市地域に、22%が都市市域(Central Cities)に、34%が大都市
 市地域以外に建設された。

○ 1975年の集約化の傾向は、小都市の建設が増加しているにか
 らず、最盛期であった1973年には、都市心と都市外縁の45%である。

○ 新築戸数が落ちていることをあげ、住宅や近隣施設の悪化や破壊の把握にハルブリックの関心が高まっている。現在あるストックを維持するのと、新たにストックを輸入して、優先的な対策を行っている。

○ 都市部及び住宅計画その他の連邦の住宅計画は、既存の住宅ストックを利
用し、改良するのと、重要を移し替えている。

○ 1975年には、25億ドルに及ぶ連邦の補助金が州政府及び地方自治体によるコミュニティ施設に利用されていることになった。

B 交通

○ 交通の70-75%は、拡張の時代ではなく、統合化の時代となっている。
次の20年から30年の間の需要増をさげ、七折のサーブライスのギヤパシ
キーを有している。

○ 全1の既存の交通施設を、もっと有効に活用するが、今、主要行政
策的プロジェクトを有している。投資日、拡張のための設備投資は、多く
維持、その効率を確保するに、向けて行われている。

○ 大量交通機関として、軽鉄道システム (light rail systems) ^(の交通)
が補助と投資対象になっている一方、高速道路 (express way) は、
州際道路の完成により低下している。

○ ダイヤルライドバスやカープーリングバス等の新交通システムが新しい
投資対象施設の代替施設として現れ始めている。

○ 交通に費すガリフの節約という点で、産業及び人々の利用のセク
ターでも、その努力が払われている。そして、環境的なインパ
クトが交通施設の整備を決める際、重要を判断材料と取り始め
ている。

	C 通信	○ 情報伝達産業は、1970年に200万人をこえ、そのうち全雇用者の2.5%に相当する雇用者を抱えている。
	○ 情報伝達産業は、GNPの5%をこえ、そのうち全雇用者の2.5%に相当する雇用者を抱えている。	○ 通信技術の進歩は、健康増進や教育などのサービスの効率性や質を改善する有力な手段に寄与するものとして研究されている。
	D [経済]	高金利と将来の資本コストの増加性により、不確実性の増大により、企業はより多くの民間セクターの両方において計画策定の範囲を縮小せざるを得なくなっている。
	○ 将来の成長への要因は、従来よりもより多くなっている。	○ 民間金融市場と長期の資金供給の不確実性は、新しい開発への投資の妨げとなる。伝統的な投資手法を有効にしている。
	○ 1965年から1974年までの間に、1兆6000万ドルの投資を行った。伝統的な経済成長が鈍化している。1975年以降は、1975年から1980年までの間に、1兆5000万ドルに達しよう。	○ 1965年から1974年までの間に、GNPに占める資本投資の割合は、平均10.4%であった。
	○ 1975年から1980年までの間に、GNPに占める資本投資の割合は、平均10.4%であった。	○ 1975年から1980年までの間に、GNPに占める資本投資の割合は、平均10.4%であった。

経済企画庁

13

に12%平均で拡大し続けられた。

○ 経済指標は、モダラートで適切な成長を予測している。

Ⅴ [政府]

国全体の経済の中で政府は主要な役割をもち、これ自体が変化の源である。国の中心は、施設やサービスと拡大する利益、政府の予算と上昇抑制、資源の適切な配分、社会制度の効率性の確保と責任体制の改善に向けられている。

○ 社会支出は、1954年から1974年までに373.6%拡大した。

○ GNPの成長率は、1954年の27.2%から1974年には35.6%に拡大した。

○ 国庫の負債は、1964年から1974年までの間に2倍の4840億ドルに倍増した。

○ 州と地方自治体の負債は、1964年から1974年までに2倍の2070億ドルに倍増した。

○ 連邦政府の雇用数は、1965年から1974年までの間に12%増えた。

○ 州と地方自治体の雇用数は、1965年から1975年までの間に58%増えた。

○ 州と地方自治体に許可される連邦の補助金は1961年の72億ドルから1976年には598億ドルに増えた。

○ 1975年には、連邦補助金は、州及び地方自治体の支出の23%に占められ、州に与えられる最大の資金源となっている。

○ 1975年には、州と地方自治体は14万人の雇用の雇用、36億ドルの増税、その他のサービスのカットを計画した。

○ 1975年には、入の伸びは、減少したため、政府の削減の
レベルを低くした。

○ 1976年には、入の伸びが、前年の傾向と異なり、若干上向きした。

○ 政府の金へのレベルが、このサービスと求める公衆の期待と、その需要は
政府のサービスと一致している。

○ 政府の金へのレベルが、社会福祉計画が、その範囲やコストの面で、
最も悪化している。入を保障する計画は、1950年に連邦
政府の25%だったものが、1975年には34%に上った。

○ 政府の金へのレベルが、ある公衆サービスの責任体制と、収入増のキャパ
シティが一致している。連邦収入の主要な源である所得税は、最
も成長するサービスとなっている。州と地方自治体の主要な税源である
所得税と財産税の収入は伸びてはいるが、そのペースには追いつ
かない。

B 政府サービス

○ 1974年の公安警察と経済開発と関係する法律修正法は、州と地
方自治体のレベルが経済開発計画の策定ができるように、経済開発
のための地域開発と高度の弾力性を与え、税制の改革と、
多岐にわたる地域の範囲を拡大した。

○ 1975年の地域開発法は、多州間地域コミッションの能力を拡大した。
1972年地域開発法は、地方における経済成長を促進するための計画
を拡大した。

一方、社会政策プログラムは、政府活動の中で最も拡大を見せ
て、政府の活動の中で最も範囲が狭まっている。これらの活動は、政府が
プログラムと、その上に含まれたことを、国の成長の慢速化、ハザード
に、その結果を見せられている。

○ 多数府国 連邦政府は、州や地方自治体がサービスを提供するにと
対する財政的援助を研究してきた。1975年度においては、11月1日
別府自治制度が連邦からの州及び地方自治体に対する補助金の大部
分であるが、一般入の補助制度、包括補助制度の予備的交付制に
おいて、二つの制度は州と地方自治体の財政力と行政力も強化す
る上適切な方法であることを示唆している。

○ 住宅取得及び中国取得税とに対する連邦住宅補助制度、連
邦政府の方向を要する。現在では、新築あるいは改築住宅の家
賃の軽減プログラムを要する。連邦中国取得税の持戻決定に対する利
害補給を要する。住宅手当は7112を減額が定められている。

○ 既設の施設ストックと近隣施設を維持保存するとは、主として
コミュニティ施設包括補助制度 (Community development
block grant) を通じて、地方及び連邦の連帯政策とされている。

○ 政府の金中レベルにおいて、次のような政策が主として強化さ
れている。まず、自然環境の保存、土地利用計画、住宅増強、
公共交通、近隣関係の再生、雇用増大と改善、そして資源分配の
決定の支援を研究すること等である。

○ 政府の意見決定の権限は、75000以上の単位とわけて格別に広げら
れる。政府の補助金を増やすこと及び政府の補助金を増やす努力は、
利大さな生産性の増大を意味し、多くの行政機関の競争の成長と改善を
もたらす。

○ 多くの政府の管理は、市町村レベルの国政と地方自治体の責任に移行し
ている。多くの国の行政機構は、土地、金融、運輸、電気、水、
社会サービス、交通、通信の各を管理することと同様に大きな責任を
負っている。

III 勸告

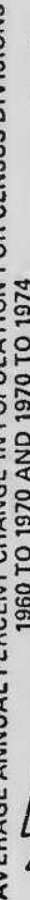
略

(Numbers in thousands)

70 to 1975

Source: Bureau of the Census, *Current Population Reports*, Series P-25, No. 615.

Figure 11-3



Source: Department of Commerce, Bureau of Census 1970 Census of Population and Current Population Reports.



Source: Bureau of Census, *Current Population Reports*, Series P-25, No. 618.

地域整備の推進方策研究グループ（第5回）

昭和51年10月21日

議 事 次 第	配 布 資 料
1 開 会	1 国土庁よりの事情把握について
2 国土庁よりの実情説明 （計画体系の現状及び問題点、第3次 全国総合開発計画の方向等 地域計画の 見直しの状況について）	(2) 第三次全国総合開発計画 概案
3 研究グループの今後の日程について	3-1 新全国総合開発計画の総点検
4 現地視察(岩手県盛岡市)について	3-② 計画のフレーム(中間報告抜粋)
5 閉 会	3-③ 地方都市問題(中間報告)
	4 昭和60年5段階別人口推計
	5 各種計画の相互関係
	6 国土総合開発事業調整費について
	7 「地域整備の推進方策研究グループ」の検討日程(案)
	8 " の現地調査について(案)
	9 " (材料)委員発言要旨

經 濟 企 業 刊

裏面白紙

国土庁よりの事情把握について

1-2 計画体系の現状即ち問題点、また関係官庁間の関係の方向等地域計画の見直し
の概況について

1) 国土計画官庁間の関係の概況

(1) 国土計画官庁間の関係の概況、主として地方自治体の関係、方向等のための関係等
の問題

(2) 国土計画官庁間の関係の概況

1) 計画の推進の目標

2) 人口の状況等

3) 計画の推進の目標

(3) 国土計画官庁間の関係の概況、主として地方自治体の関係、方向等のための関係等
の問題

1) 国土計画官庁間の関係の概況、主として地方自治体の関係、方向等のための関係等
の問題

2) 国土計画官庁間の関係の概況、主として地方自治体の関係、方向等のための関係等
の問題

3) 国土計画官庁間の関係の概況、主として地方自治体の関係、方向等のための関係等
の問題

2) 関係調整の現状

資料

(1) 国土計画官庁間の関係の概況

(2) 国土計画官庁間の関係の概況、主として地方自治体の関係、方向等のための関係等
の問題

(3) 国土計画官庁間の関係の概況、主として地方自治体の関係、方向等のための関係等
の問題

(4) 国土計画官庁間の関係の概況、主として地方自治体の関係、方向等のための関係等
の問題

(5) 国土計画官庁間の関係の概況、主として地方自治体の関係、方向等のための関係等
の問題

説明 国土計画調整局 小田 計画課長

資料 国土計画調整局 小田 計画課長

裏面白紙

新全国総合開発計画の重点校

重点校項目	主 要 事 項
巨大都市問題	1. 巨大都市をめぐり国土資源の有限性 2. 中央管理機能の集中強化に関する評価 3. 大都市環境整備事業実施の具体的な対策
土地問題	1. 土地の授け取りなどの諸問題 2. 大都市地域における宅地供給に関する具体的な方策 3. 大規模なレジャー需要に伴う土地問題
地方都市問題	1. 新しい生活圏の確立 2. 地方都市整備の目標 3. 地方行政の強化の確立
自然環境の保全	1. 環境保全のための土地利用計画の確立 2. 自然環境の保全と費用負担 3. 国土情報整備事業の促進
計画のフレーム	1. 日本経済のバイタリティの評価 2. 民間設備投資と政府固定資本形成との関係のバランス 3. 国土の均衡発展と発展の観点から課題を明かす大区域
農林水産業問題	1. 国民食糧の確保 2. 農用地の確保と整備 3. 農業労働力の確保 4. 農家畜産の展開 5. 地域農業の組織化 6. 森林資源の充実と旧新森林の活用 7. 沿岸漁業の振興 8. 農山漁村の生活環境施設の総合的整備

(100字×100字)

国 土 庁

裏面白紙

新全国総合開発計画総点検作業中間報告(素案)

計画のフレーム

(抜 粋)

昭和50年10月

国土庁計画・調整局

裏面白紙

Ⅲ 新全国総合開発計画のフレームに関する問題点

新全国総合開発計画は、新ネットワークの建設などにより開発可能性を全国土に広げ、大都市地域に過度に偏った国土利用を根本的に再編成することによって、当面する過密過疎問題を解消し、高度社会を画して、人間のための豊かな環境を創造することを基本的な政策課題とし、このような政策課題に対応して計画策定時点における着想——調査——企画——計画——予算の各段階に属する事業計画を中心にプロジェクトを中心とした計画として策定された。計画で示す個別事業計画の実施にあたっては、地域住民の合意と協力を必要とし、また、各事業計画について、政策的調査、環境への影響調査、経済的効果、社会的効果の判定など総合的なアセスメントを行い、プログラムの設計をまっぴらめて、プロジェクトとしての有効性を確保しうるものである。このような事業計画に伴う制約から新全国総合開発計画においては、「このフレームは、確定的な達成目標を示すものではなく、新全国総合開発計画の具体的な内容およびその実施の成果と相互に関連するものであって、あくまでも一応の前提である。」

として、昭和20年を目標とするフレームを想定している。

このような計画およびそのフレームの性格から考えるとき、フレームの想定値と実績値とのかい離をともって、単純に計画の欠陥とみつけられることには問題があるが、そのかい離についてはたえず再検討を必要とするものといえよう。

そのような観点から、計画の目標との関連において実績とのかい離をみると、新全国総合開発計画のフレームについては、なお、次の諸点について問題があるものと考えられる。

その第一は、新全国総合開発計画は計画策定時点の日本経済力もバリエーションを過小評価していたことである。

第二は、上のごときに関連して、民間設備投資の急速な拡大に政府固定資本形成、特に生活環境施設整備のための社会資本形成が対応しきれなかったことである。

第三は、ブロック別のフレームにおいて、同程度の発展を想定しながら、首都圏への集中を叫ぶこと、地方で東北圏と九州圏時に北東北と南九州が想定とのかい離して依然として国土の均衡ある発展の基盤が確保されていなかったことである。

62
る。すくなくとも、日本経済は、昭和30年代に平均して3.5%のきわめて新しい成長を遂げたが、その過程で、経済・環境問題深刻化し、また、公害・環境問題などから大都市地域への集中には限界がみえはじめた。新全国総合開発計画は、土地、水、環境などの国土資源の限界を意識して、このような経済活動の基盤としての国土の条件の変化が長期約には経済の成長を抑制する力として働くと考え、昭和30年に至る年平均の経済成長率を2.5ないし3%と想定した。しかしながら、日本経済は計画の想定を大幅に上回る高い成長を続け、40～47年度の平均で年率7.0%の成長を記録した。この年代後半に至って、日本経済をめぐる環境条件は厳しさを増し、特に48年頃から49年初にかけての石油ショックを契機として、日本経済も低迷を余儀なくされることになったが、戦後初めてのマインスマスを記録した49年度を含めても40年代の平均成長率は7%となっており、なお計画の想定を1ないし1.8ポイント上回る水準にある。

このように新全国総合開発計画は、結果的に日本経済のバイトリティを過小評価していた。現実の高成長と計画との間に大きなギャップが生まれ、そのギャップに国土庁が行政が対応しきれなかった結果となった。現実の高成長は計画が予定する前兆プロジェクトが着実に実施に移行する前に需要の急増をもたらされ、それをまかなうために太平洋ベルト地帯を中心とする既成工業地帯は計画の想定よりはるかに急速に大きく拡大し、その結果、計画の意図するところとく違つて、大都市地域への人口、産業の集中は続き、公害等の環境問題も深刻化した。

石油ショックを契機として日本経済の成長は停滞し、昭和60年という目標年次までの長期的な成長からみれば、新全国総合開発計画の想定する範囲に収まる可能性はあるものの、その間、前半の現実と計画とのギャップは、国民のための豊かさを環境を創造するという計画の目標の達成を困難にさせている。今後、国土資源の有限性が経済の成長の制約条件になるということに対応して、長期的視点からの基本的方向に沿って、短期的な経済活動を誘導することを検討しておく必要がある。

(111)

2) 前述のとおり、日本経済が計画の想定と比べると上回って成長を遂げた結果

計画の投資に関するフレームは再検討を要することとなった。

すでにみたとおり、40年から48年に至る間の総固定資本形成の累積投資額は、計画の想定した平均伸び率で推移するとした場合の想定累積額の1.4倍の水準となったが、その過程で部門間の投資額の配分に著しいアンバランスが生じ、民間設備投資(IE)について計画想定額の1.4倍と、倍々という形で大きな投資がなされた反面で、政府固定資本形成(IG)は1.1倍の水準に止まった。その結果、19/10比率は、計画において40年4.60から48年には0.744→0.749に高まることと定しなば、現実には48年では0.66ノと逆にかなりの低下をみることとなった。

いっまでもなく、生活環境の整備には、民間設備投資に対応した公共投資が必要であり、生活環境整備のための公共投資が増加しても民間設備投資や生産設備投資の増加がこれを大幅に上回る場合には、生活環境はかえって悪化することもありうる。そのような観点から、新全国総合計画は、財政投資の望ましいバランスを想定し、生活環境の整備を図ることを計画したが、現実には民間投資のバランスは、計画の想定と全くかけ離れることとなった。このため、政府固定資本形式だけに着目して計画と実績とを対比すれば、計画の想定を上回る公共投資がなされているにもかかわらず、計画の期待した生活環境の整備の目標の達成には一層の努力を必要としている。

確かに過去の推移をみれば政府固定資本形成の国民総生産に占めるシェアは上昇傾向にある。社会資本ストックが相対的に立ち遅れているのが目として、このような傾向は望ましいことであるが、その内容をみれば、生活関連公共投資が高度成長過程では相対的に遅れ勝ちであったことも事実である。

全国土にわたって安定感のある望ましい生活環境の総合的かつ計画的に創造するためには、社会資本に対する資源配分とより一層高めるとともに生産関連社会資本投資に比して生活関連社会資本投資を優先する必要がある。またこれをより一層現実的なものにするために、更に、民間資本についても、社会資本の充実に活用しうるようなシステムを確立することと総合的に検討することが今後の課題といえよう。

う) 新全国総合開発計画は、開発の可能地を全国土に拡大することによって 開発過密問題に根本的に対応するとともに、そのことを踏まえて 所得の地域格差の縮小を図らねばならず、更に生活水準の格差を是正して社会的生活環境水準の格差の是正を図るウとした。こうした計画のねらいと対比しつつ、計画策定後のムブブロックの推移をみると、計画の進捗に反して、集中を抑えきれなかつた首都圏及び人口産業の分散、定着を抑制しながら、計画の進捗とがい離れて相対的には得着的で推移した東北圏(特に北東北)および九州圏(特に南九州)のムブブロックが特に問題である。

75年頃を境にして、全国的に人口、産業の地方圏への分散の兆しは現実化しつつあり、人当たりの生産所得の格差も縮小の方向に動きはじめている。しかしながら、すでに「巨大都市問題とその対策」に両する総実行策中前部占(東京)で明らかにしたごとく、巨大都市においては、国土資源の限界をこえて人口の増加が速くすすむ勢にあり、このことは、首都圏において顕著である。

一方、東北圏、九州圏については、最近に至って分散型の開発線上に向う傾向をみせはじめているものの、他の地方圏に比較すればなお停滞的であり、生産所得の地域格差にわいても両ムブブロックは全国で最も低い水準にある。特に北東北、南九州は70年から74年にかけて人口はそれぞれ9万人弱、8万人弱の減少をみ、人当たりの生産所得は77年においても、全国平均の6割台の値に止まっていた。

したがって、東北圏(特に北東北)、九州圏(特に南九州)は、全国より均衡的な発展と地域経済水準の向上の観点からすれば、更に一層の開発努力を必要としているといえらる。この両ムブブロックは、ともに豊かな自然環境に恵まれており、自然環境保全の観点から開発を抑制することも極めて重要な課題である。このような現実をふまえて、東北圏、九州圏の両ムブブロックについては、開発と環境とのバランスの取扱いをめぐり、地域住民のコンセンサスを得ながら、将来の基面的方向を求めていくことが必要である。

これからの国土開発政策の取組に当たっては、以上のとおり、首都圏、東北圏(特に北東北)、九州圏(特に南九州)の両ムブブロックが、特に大きな課題をかかえた地域として着目する必要があるといえよう。さらに北海道圏、沖縄圏については、その圏域の特性に即して、ひき続き検討を要する課題をもっている。

(113)

おしる

日本経済は世界でも類をない高い成長を続け 国民一人当たりの所得でみると、とりわけ諸国に比し比肩する水準にまで至っている。その過程で、大規模かつ高速度な経済社会活動が反響して、環境問題が深刻化しつつあり、また国土政策の右傾化の問題も顕在化しつつある。

新全国総合開発計画は、わが国の大都市地域に過度に偏った国土利用が根本的にはノ世紀にわたるわが国の近代化の歴史の中で形成されてきたものである。経済社会の円滑な発展を図るためには、新しい社会、複層的に対応し、新しい環境を形成する。この計画は、国土利用と根本的に再編成する以外にないことを指摘し、そのために必要なプロジェクトを中心として計画された。このように、新全国総合開発計画は、環境問題や、国土資源の有限性の問題がわが国の経済社会の発展を大きく制約する要因となることを基本的に認識したうえで策定されたものであり、そのため経済の成長についても長期間にこれまでもより低くなるものと想定した。

しかしながら、日本経済のパイクリティは、計画の想定以上に根深く、計画策定後もノリを越す高成長を続け、計画と現実とのギャップが国土開発行政の混乱をもたらし、これは否定できない。

このように計画と現実とのギャップが拡大する過程で、当然のことながら環境問題や国土資源の問題が次第に経済の成長を制約する要因として勃発した。更に世界的な穀物市場の混乱と食糧輸入価格の高騰、中東産油国の石油供給制限に端を発した、いわゆる石油ショックがわが国の経済社会を混乱させ、昭和四十年代にはわが国の経済は戦後初めてのマイナスイナス成長を記録するに至り、その後十年に至るまで日本経済はなお低迷を脱してはいない。

今後、日本経済がどのような成長の経路をたどるかについては、なお検討が必要である。

この総括作業の中継報告(草案)は、新全国総合開発計画におけるフレームについて、計画策定後の実績と対比較検討を行い、また計画策定後の諸情勢の変化をふまえて、問題点の検討を行って、これまでに得られた検討作業の成果を中間的にとりまとめたいものである。今後新しい第三次全国総合開発計画の策定にあたってはこの作業の成果およびこれに対する各方面の意見を十分蓄かしていくこととしたい。

303

昭和50年8月

新全国総合開発計画総点検中間報告(素案)要旨

地方都市問題

国土庁計画・調整局

裏面白紙

は し が ぎ

新全国総合開発計画は、国土利用の偏在とそれに基づく遷着・過疎問題が解決されるべき基本課題であるという認識にたつて、中枢管理機能を全国的に体系化するための新しいネットワークの整備を進めつつ、地域開発の基礎単位としての広域生活圏をそれぞれの特性と独自性を生かした態力ある圏域として開発し、国土の再編成を図ることを提案している。さらに広域生活圏の整備にあたっては、地方における全面的な都市化に対処して、中核となる地方都市（地方中核都市）の秩序ある整備を構想している。

計画策定後、十数年を経過したが、地方圏への人口の定着、産業の分散のきびが見えつつあるものの、巨大都市への集中の動きはなお根深く続き、そのような動向の中で、地方圏においても都市化が急速に進行しつつある。一方市民生活のための環境整備に対する住民のニーズは、地域をこえて高度化し、多様化してきている。今日、地方都市を整備、育成し、魅力ある生活圏を確立する必要性は、なお一層高まっているといえよう。

この観点から作業においては、このような最近の動向をふまえて、地方都市の整備の問題について、その実態と今後の課題を検討することとした。

(要 旨)

地 方 都 市 問 題

は し が き	
Ⅰ 人口・産業の地域的動向	1
1. 人口の動向	1
(1) 地方圏の人口停滞・減少	1
(2) 地方圏への人口定着のきざし	2
(3) 地方圏における都市化の進展	3
2. 産業の動向	4
3. 地方圏への人口の定着と産業の分散	5
Ⅱ 地方都市の現状	7
1. 地方都市の形成	7
2. 地方都市の動向	10
(1) 都市と人口	10
(2) 都市規模と就業構造	10
(3) 人口集中地区の動き	11
3. 地方都市の生活環境	12
(1) モータリゼーション	12
(2) 生活環境施設	13
(3) 環境問題	14
4. 地方都市の財政	15
5. 新産業都市および工業整備特別地域の現状と問題点	16
Ⅲ 新全国総合開発計画の問題点と今後の課題	18
Ⅳ お ま け	23

1 人口・産業の地域的動向

1. 人口の動向

新全国総合開発計画においては、過密、過疎現象が40年代にさらに深刻化するおそれがあるという認識のもとに、その解決のための基本的考え方を示している。しかしながら40年代を経過した現在、その人口動向をみると、30年代の後半に比較すれば、テンポは緩やかになつてはいるものの、基本的には、若年層を中心とする人口の巨大都市への集中は依然として続き、地方圏においては人口の停滞もしくは減少がみられ、人口の老令化が一層進行している。しかしこのような動向の中にあつて、地方圏における都市化は急速に進行しつつあり、これと関連しつつ、地方圏での人口定着化のきざしが徐々にあらわれていくことは注目すべき事実である。

(1) 地方圏の人口停滞・減少

地方圏（三大都市圏以外）の人口は、昭和30年の5,843万人から35年には殆んど横ばい、40年には減少し、45年には若干増加して、5,814万人となつたが、なお30年の水準にはいたっていない。

この間全国人口は、1,444万人増加しており、全国人口に占める地方圏のシェアは、昭和30年の65.4%から昭和45年に56.0%へと低下した。

(表-1)

地方圏のこのような人口の動きを各ブロックについてみると、40～45年の近畿圏以外の総てのブロックで、30～35年、35～40年、40～45年の各期間に社会減が繰りこめており、とくに北海道、北陸では各期を通じて社会減が増大しているのに対し、北関東、近畿圏、山陽、四国では、その減少は漸次少なくなっている。また、40～45年に人口が純減少しているのは、東北、山陰、四国、北九州、南九州の5ブロックだが、30～45年にかけて減少数は漸次小さくなり、流出による人口減少のテンポは40～45年にいたつて急速にゆるやかものになっている。（表-2）

こうした動向を、1955年までの若年層に着目してその純流出率（10才から19才の人口が、15才から24才までに達する間に純流出する率）をみると、人口の純流出率の高いブロックほど若年層の純流出率が高くなつ

<1>

ている。(表-3) 若年層を中心とした人口流出にもづく人口構成の歪みについてみると、地方圏においては、人口集中地区でば45年に至って、三大都市圏より老令化が進んだ程度で人口構成のみずみは比較的小さいものとなつてゐるが、農山漁村区域を中心とした非人口集中地区においては老令化が激しく、老令化指数(65歳以上/14歳以下)でみると、昭和45年には36.5となり、全国平均29.4に対し7ポイント高くなつてゐる。また、20歳~39歳のいわゆる働き手の年齢層のシェアについて、三大都市圏と地方圏を比較してみた場合、35年に三大都市圏で35.7%、地方圏で30.1%であつたものが、45年には、三大都市圏が39.9%、地方圏が26.1%と差が広がつてきており、地方圏の活力の失われたことが数値的に示されているといえよう。

(2) 地方圏への人口定着のきざし

40年代に入つてから、地方圏への人口定着化と考えられる方向が漸次明らかとなりつつある。

オ1に人口減少県の数が急速に減少し、ついに精無となつた。すなわち、住民基本台帳によると、45年から46年にかけての人口減少県は19県、減少人口35万4千人だつたものが、47年以降は人口減少県の数が減り、ついに49~50年には人口減少県数はゼロとなつた。

オ2に、人口移動のパターンに変化が生じてきた。すなわち、大都市地域から非大都市地域への移動割合がふえる反面、非大都市地域から大都市地域への移動割合が減少し、従来地方圏から三大都市圏への一方的ともいえる移動パターンであつたものが相互的な移動に変つてきた。また移動総数が40年の738万人から47年の835万人へ約100万人増加しているにも拘らず、非大都市地域から大都市地域への転入超過数は、40年の46万人から47年の21万人へとほぼ経年的に減少を続けてきた。(表-5)

オ3に若年層を中心とするリターン現象が顕著となりつつある。厚生省人口問題研究所が46年に行つた青森、宮城、広島、福岡、長崎、鹿児島、の6県についてのアンケートによる実態調査によると、リターン者(県内出生で

く2>

大都市地域での生活経験が3カ月以上あるもの)の割合は、15才以上人口の8.1% (男のみでは9.4%)を占めるものと推測され、特に20才から34才においては、11~12%と高い比率を示していることが注目される。このようなシターンは最近になる程増加する傾向にあり、山形県地域経済研究会の調査によれば、41年から46年までのシターンのうち、41年から443年にシターンしたものは13.8%、44年17.3%、45年28.4%、46年40.5%となっており、最近になるほど増加傾向を示している。しかしこれらシターン者全てが出身地域に定着しつづけるわけではなく、一部は出身地に近い都市に就業の機会を求め(いわゆるJターン)、一部は再び県外に移動(いわゆるSターン)していくことも指摘されている。(表-6)

(3) 地方圏における都市化の進展

地方圏の中においてもみられる人口の定着化は、地方圏における都市化の着実な進展とかわつてゐる。

全国の人口集中地区の人口をみると、昭和35年4,080万人、昭和40年4,730万人、昭和45年5,550万人、増加率は昭和35年から40年が15.8%、昭和40年から45年が18.5%と全国人口の伸びを大幅に上回る勢いで伸びており、人口の都市化が急速に進んでいることを示している。また面積においても、昭和35年から40年19.1%、昭和40年から45年38.8%と人口集中地区人口の伸びを上回る勢いで市街化が進んでいる。

これを三大都市圏、地方圏別にみると、三大都市圏における人口集中地区人口は、昭和35年から40年にかけて20.6%、昭和40年から45年にかけて20.3%と伸びている。これに対し、地方圏においてはこれが9.2%、13.3%にとどまっており、テンポに大きな差はあるが、都市化は着実に進んだといえる。

このような地方圏における都市化現象に伴つて、非人口集中地区では人口が減少し、過疎問題が深刻化するとともに、一部の中心都市では、巨大都市圏で典型的にみられたと同様の過密に伴う弊害現象がすでにあられわたつてある。このことは、新たに地方圏の中における都市と農村、過密と過疎

<3>

の問題が起これつづつあることを示すものとして注目される。(表-7)

2. 産業の動向

わが國の高成長経済成長は、昭和30年代以降産業構造の面において繊維工業等を中心とする軽工業部門のウエイトの低下と金屬、機械工業を中心とする重工業部門のウエイト上昇という変化をもたらしただが、他方、地域構造の面においても少なからぬ影響を与えた。

昭和30年代前半までのわが國工業の立地動向は、京浜、阪神、中京、北九州の四大工業地帯、とりわけ三大湾地域(関東臨海、東海、近畿臨海)への着しい集中、集積に特色づけられる。すなわち昭和35年の三大湾地域の出荷額、従業者数、事業所数の対全國シェアはそれぞれ66.8%、60.0%、48.8%に達した。(表-8)

しかしこの動向も事業所数を除き35年をピークとして、それ以降は漸次下降に向い、工業の地方分散とも考えられる動きがかなり明確にあらわれてきた。産業中分類の2ノ業種のうち特に顕著な動きを示している繊維、電気機械、精密機械、衣服等の労働力指向型業種について、東京・大阪の二大都市圏、臨海周辺圏、内陸周辺圏、外縁圏、遠隔圏の5地域分類によつてみると次のとおりである。

この業種は30年代後半から分散がはじまり、その後着実かつ広域に分散していった。すなわち、35年に出荷額、従業者数とも30年の全國シェアを上回ったのは、二大都市圏のみで、他の4地域ではいずれも減少し、また分散の傾向はあらわれていないが、40年になると、二大都市圏で出荷額、従業者数、事業所数のいずれの全國シェアも大巾に減少した。二大都市圏のこの減少傾向は、35年以降減少を続けている臨海周辺圏とならんで、その後45年、47年にいたつても続いている。これに對して、内陸周辺圏、外縁圏、遠隔圏は45年の内陸周辺圏の事業所数の例外を除いて、40年以降、出荷額、従業者数、事業所数のいずれについても対前期全國シェアの拡大を続けている。このことは、この業種が製品の運賃負担力が大きく、しかも労働装備率が低いため、労働力確保が次第に困難となつてきた二大都市圏から労働力を指向して、内陸、

<4>

外縁、遠隔圏へと定早に分散したことを示している。(表-7)

このように、30年代後半からの我が国工業の立地動向は、内陸・遠隔地へ足早に展開を図る労働力指向型業種の動向を内包しつつ、全体として分散の方向に進んできたものと思われる。

しかし今後の分散動向の帰趨については、地方圏における新規労働力の確保が必ずしも期待するほど容易でないことや、企業立地に伴う公害等に対する住民の意識の高まりなどを考えると、これらの調整がどう図られるかにかかわっているものといえよう。

3. 地方圏への人口の定着と産業の分散

地方圏における人口の定着については、オ-の要因として地方圏における所得水準や消費水準が大幅に上昇し、巨大都市圏と地方圏との格差がかなり縮小してきたことを指摘することができる。たとえば県民一人当たり所得について、東京を基準(=100)に格差をみると昭和35年には50以下であつた県が31あつたのに対し、昭和47年にはそれが13に減少している。(表-10)また経済企画庁経済研究所の試算によれば格差を示す係数(ジニ係数)は0.178から0.140へと下つており、所得の県間格差は縮小している。このように巨大都市圏と地方圏の間の格差が縮小してきたため、巨大都市圏の人口吸引力は相対的に減少しているといえよう。

オニは、人口の自然増加率の低下と一次産業就業者の減少によつて、地方圏における人口流出圧力が減退していることが挙げられる。高度経済成長期における巨大都市圏への若年層を中心とした人口の集中は、戦時中および戦後のベビー・ブーム期に出生した人達によるものであり、昭和30年以降の人口の自然増加率は急速に低下して合計特殊出生率(1人の女子が一生の間に生む男女児合計の数)は、2.0強になつており、地方圏における人口流出余力は

著しく減少している。また急速な経済成長は農山村に存在していた余剰労働力を非一次産業に吸収し、その結果、一次産業就業者の全就業者に占める比率は、急速に低下(昭和30年37.6%、昭和45年17.4%)してきたが、その水準が相当低くなつていゝるため、今後、一次産業側からの非一次産業

<5>

への労働力移動のインセンティブは、相対的に弱まってきている。

オ三に、国民の意識や価値観の変化が人口の大都市圏中の傾向を緩和させる方向に動いているという点を指摘できよう。所得水準が低く大量の失業者が存在していた時代においては、所得水準の向上と就業機会の創出を目指した経済成長政策が、国民のコンセンサスを得たが、所得水準が欧米水準に近づき、完全雇用も実現されるに従い、国民の意識は急速に変化し、生活をとりまく環境に強い関心をもつようになつてきた。このような変化に対応して、大都市にくらべて相対的に自然環境や住環境に恵まれ、あまたしい人間関係と落ち着きをもつ地方都市の良さが見直されるようになつてきた。

人口の地方圏定着の傾向は、産業の地方分散の傾向と深い関わりをもっている。

昭和30年代以降の経済の高度成長は企業活動の面からみれば、生産性の向上、企業規模の拡大、巨大技術の導入を伴いつつ、情報化の進展と交通ネットワークの整備に支えられて、生産物市場の全国化、国際化を進展させる時代でもあった。生産規模が小さな段階では、一定の集積をもつ市場の周辺に立地すること企業が企業にとつては最も有利であり、その意味で、工業化の初期段階で巨大集積をもつ三大都市圏の周辺にまず工業立地が集中したのは当然のことといえる。しかしながら、経済が成長し、企業規模が拡大し、生産物市場の全国化、国際化が進展するにつれて、もはや、大都市周辺に生産活動の基盤を求める必然性は相対的に失われてくる。加えて、三大都市圏における企業活動をめぐる外的条件は、水資源などの国土資源は次第に逼迫してきており、また外部不経済は拡大し、環境問題は深刻化するなど、極めて厳しいものがあり、今日、大規模な製造工業が大都市周辺に立地することのメリットは、昭和30年代の初期にくらべれば著しく減退している。昭和35年以降、三大都市圏の工業集積のウェイトが次第に低下しつつあるのは、以上のようなメカニズムを背景にしたものといえよう。

以上のように全国を地方圏と三大都市圏に区分し、人口と産業の動きをみると、三大都市圏への集中を伴った高度経済成長が、その過程で、逆に分散のメカニズムを徐々にではあるが生みだしつつあるように思われる。しかしながら、

<6>

一方において、大都市のもつ魅力は依然として大きく、若年層を惹きつける力
は未だ衰えてはいえず、また、地方における労働力確保が心ずしむも容易
ではないことや教育、医療施設をはじめとする生活環境施設の立ちおくれ、企
業立地に對する住民意識の変化などを考えれば、産業の地方分散も必ずしも円
滑かつ自律的に進行するとは限らず、今後の人口と産業の地域動向には極めて
難しい問題が含まれているといわねばならない。

集中のメカニズムから分散のメカニズムへと流れが変る可能性のなかで、地
方圏における都市化の進展と、地方圏内において新たに起りつつある過密過疎
問題をどのように考え、都市整備をいかに進めるか、これが集中の過程で生み
出されてきた巨大都市圏と地方圏のそれぞれの矛盾を解消する鍵であり、今後
の国土政策の中心的課題の一つであらう。

II 地方都市の現状

1. 地方都市の形成

わが国の都市の多くは、その形成発展に長い歴史をもっており、都市の三分
の二は歴史都市であるといわれている。

7世紀中葉において、難波や大津等に帝都が形成された。また8世紀初頭
には平城京が、8世紀末には平安京が形成され、12世紀末には、政治行政、
軍事都市として鎌倉が形成されたが、これら三都市は、わが国の都市の中でも
とくに長い歴史を至て、今日、日本文化の貴重な遺産を擁しつつ、重要な都市
として機能し続けている。

さらに室町時代には、物流流通、人間交流が盛んになり、山口、府中（静岡）
等の城下町、長野の門前町、白河、藤枝等の宿場町、直江津、敦賀、尾道等の
港町等が形成され、都市では各種の座が開設された。また、15、16世紀には、
堺、博多のごとき自由都市的性格をもった都市が対外貿易を中心に発展をみせ
た。

江戸時代に入ると、各藩によって城下町が地域の生産力の中心である平野部や
盆地に形成されるようになり、大きく発展をとげるとともに、門前町、宿場町、

くつ

港町はもとより、産業都市、物資の集散都市等、特定の機能の集積を核として、多様な都市が形成された。今日、わが国の都市の大部分は近世城下町等に形成の起源をもつといつても決して過言ではない。

明治に入ると、強力な中央集権体制のもとに行政都市としての県庁所在都市が旧城下町を中心として振興されたが、同時に、札幌のように新しく計画的な都市の形成もはかられた。また、仙台、広島、熊本、青森、追分など多くの主要な都市において師団、旅団等の軍事的機能が付加され、機復翼、奥、佐世保等のように軍港等を中心とする新しい軍事都市が形成された。一方、従来からの伝統的産業であった繊維織物を中心として、前橋、桐生等の工業都市が振興されるところと、足尾や大牟田のごとく新興の鉱山、炭鉱都市や八幡のような官営工場を中心とする近代産業都市が形成された。また、明治2年にはじまる鉄道敷設によつて東海道線の米原、東北本線の大宮など新しい交通都市が形成された。さらに帝国大学をはじめ旧制高等学校、高等師範学校、高等専門学校、商船学校等の各種の高等教育機関が地域の伝統的な文化や産業等をふまえて各地に設置され、以後の地域の発展にとつて重要な役割を担った。

以上のように、明治政府のもとにおいて、急速な近代化と軍事的要請に対応しつつ、各地域の歴史、文化、産業をふまえた多彩な都市づくりが展開された。その後大正期には、豊橋、浜松等の急成長にみられるごとく東海地域の諸都市の成長がみられ、昭和期に入ると、東京、大阪等巨大都市の周辺において市川、平塚や布施、芦屋のような住宅的衛星都市が誕生するとともに日立、新居浜等のように企業が主体となつた近代産業の工業都市が形成された。

戦後の地方都市政策は、戦災復興から始まつた。太平洋戦争によつて、多くの都市は破壊され、長い歴史を経て構築された都市構造が各所で失われた。そのような状況において戦災復興は、乏しい経済力の中で、破壊された都市を急速的に再建することに主眼をおいて行われ、たため、伝統に根ざした個性的な地方都市の再構築をはかる契機を失つた。そのことが、今日の地方都市の一般傾向である没個性的性格に結びついているといえよう。

戦災復興が一応の段階に達し、経済水準、生活水準がほぼ戦前の水準に回復するにともない、地方都市の地域的差異は、格差がみられるようになった。

＜中＞

昭和30年代以降の急速な工業化が進むなかで、急激に既成工業地帯での工業機能の集積が進み、これら地域の都市が成長した。とくに東京、大阪等の巨大都市は急膨張して都市の過大化が問題となるに至り、地方では地域格差、人口流出等が深刻な問題となった。

このような情勢のなかで、昭和37年に全国総合開発計画が策定され、大都市の過大化の防止と地域格差の是正を目標に拠点開発方式による地域開発が進められることとなった。その一環として、昭和37年に新産業都市建設促進法が制定され、太平洋ベルト地帯以外の臨海部地域を中心に、5地区が指定され、さらに昭和39年には工業整備特別地域整備促進法が制定され、6地区が法定され、それぞれ建設、整備の事業が進められた。

以上みてきたごとく、わが国の都市は、奈良、京都等の1000年以上の歴史をもついわゆる1000年都市から、中世に形成された600年～700年都市、近世江戸時代の300年～400年都市を経て、明治時代に形成された100年都市まで、その形成の歴史はさまざまであり、それぞれの歴史の経緯とともに発展を遂げてきた。したがって、地方都市の文化はもとより、都市機能の配置、道路の体系、形態等今日の地方都市のフィジカルな構造や都市景観もこのような歴史によって規定されている。

今後の地方都市の整備、再開発を進める上で、それぞれの都市がもつこのような歴史性を充分考慮しつつ今後の都市政策を樹立していかなければならない。

<9>

2 地方都市の動向

(1) 都市と人口

地方圏の都市人口規模別人口増加率について、30～35年、35～40年、および40～45年についてみると、20万人以上規模の都市においては、いずれの期間においても高い人口増加率を示している。これは、ブロックの中核都市が含まれている他、大部分の都市が県庁所在地都市か県庁所在地都市にすぐ都市であるからといえよう。地方圏の中には20万人以上規模の都市が42（昭和45年）あるが、このうち29都市、70%が県庁所在地都市である。県庁所在地都市は、45年国勢調査によると例外なく人口の増加をみており、県の人口が減少している東北、九州地方の県においても県庁所在地都市は人口増加しており、この傾向は、盛岡、松江市のような20万人未満規模の県庁所在地都市についても同様である。県庁所在地都市は県の政治・経済・文化の中心として中核管理機能が集積しているが、三次産業に特化した都市であり、地方の中核的都市の機能を果している。

10万～20万人規模の都市はいずれの期間についても5%台の人口増加率で安定している。

5万～10万人規模の都市は、35～40年に生じた産炭地域の衰退的影響を除くと、30年以降人口増加率は高まってきているが、5万人未満の都市では、30年以降、人口減少率が漸次大きくなってきている。すなわち、このクラスの都市は地方圏に214（昭和45年）あり、地方圏の都市数の54%を占めているが、その殆んどが30～35年、35～40年、40～45年と一貫して人口減少を続け、その減少率も年とともに拡大してきている。（図1）

(2) 都市規模と就業構造

人口規模別に地方圏の都市の就業者構成をみると、図2の点線で囲った部分が表示するように、二次産業就業者比率は、都市規模にかかわらずほぼ一定であり、すべての規模の都市が20～35%の枠内におさまっている。一次産業および三次産業就業者比率に注目して都市規模と就業者構造比率との

100

関係を見ると、次のように、各々の都市群に分類され、都市の規模と一次産業就業比率との間に深い関係のあることがわかる。すなわち、都市規模が大きくなるほど三次産業就業比率が高くなり、逆に都市規模

一次産業 就業比率	三次産業 就業比率	都市群
40～55%	25～35%	人口3万人未満の都市
20%台	40%台	人口3万人以上10万人未満の都市
10%台	50%台	人口10万人以上50万人未満の都市
5%以下	60%台	人口50万人以上の都市

(昭和45年、国勢調査)

が小さくなるほど一次産業就業比率が高くなるという関係がうかがえる。

(3) 人口集中地区の動き

各都市規模別に人口の人口集中地区への集中比(人口集中地区人口/都市人口、45年国勢調査)をみると、都市は次の各々のグループにわけられる。

- ① 5万人未満規模の都市 …………… 30%台
- ② 5万～10万人未満規模の都市 …… 40%台
- ③ 10万～50万人未満規模の都市 …… 60%台
- ④ 50万人以上規模の都市 …… 80%台

このことは、都市の成長にとって核となるのは人口集中地区であり、その集中度が都市の成長率に大きな影響を与えていることを示すものであろう。

また、地方圏において、都市の人口増加率が人口集中地区人口増加率を上回っているのは、100万人以上規模の都市のみであり、100万人未満規模の都市では、人口集中地区人口増加率が都市全域の人口増加率より高くなっている。このことは、100万人以上規模の都市では、都市が外延的に発展しているのに対し、100万人未満の都市では、都市の核部分で発展しているためといえよう。また、人口が減少している5万人未満の都市においても人口集

<11>

中地区での人口増加率は、自然増加率以上の高率で増加していることは注目
に値しよう。(表1/1)

3 地方都市の生活環境

地方圏における都市化の進展は地方都市の生活環境施設に対する需要を増大
させている。以下にモータリゼーション、生活環境施設、環境問題についてみ
てみる。

(1) モータリゼーション

わが国のモータリゼーションは、昭和40年以降全国的に急速に進行したが、
その程度は三大都市圏より地方圏で大きかった。

全国に占める地方圏の車保有割合は、41年に5.1%だったものが、48年に
は5.7%と5ポイント上昇し、約1360万台となっている。これを道路1km
当たり保有台数で見ると、41年に5.5台だったものが、48年には17.0台
と3.1倍に増大し、三大都市圏のふた倍(48年に42.1台)より大きな増
加率となっている。また、乗用車の世帯当り普及率を市郡規模別にみると、
12大都市の普及率が29%と最も低く、ついで世帯数6万以上の市が39%
となっており、世帯数6万未満の市はいずれも44%〜46%を示し、概ね
都市規模が小さくなる程、普及率は高くなっている。(図-3)

地方圏におけるこのようなモータリゼーションの進行は所得水準の上昇、
都市化の進展とともに人々の行動範囲・生活範囲が拡大し、これに即応する
輸送機関として最も便利な性格を有する車が生活の中心に据えられ、その
ことが更に人々の行動範囲・生活範囲を拡大させる働きをすることによって、
車を生活の中で必需品化させてきたこと、それに加えて、大都市と異なり、
公共交通機関の輸送力不足がその進行を相乗的に加速させてきたといえよう。

しかし、わが国の地方都市は、ながい歴史をもつ都市が多くいわゆる“車
時代”に即応できる都市構造をもたないため、モータリゼーションの進行は
同時に種々の問題をひきおこしている。道路整備のための水路の埋め立て
家並の移転、農地・山林の道路への転用、文化財の破壊等いわばその都市の
もつ自然的、歴史的風土の破壊という犠牲にたつてモータリゼーションへの

<12>

対応が図られてきた一面を否定できない。今後ますます進行するであろう地方都市におけるモータリゼーションとこれら諸問題との関係が大きな課題といえよう。

(2) 生活環境施設

生活環境施設には種々のものがあるが、ここでは、地方都市の方が施設水準が概ね高いものとして住宅問題を、水準の概ね低いものとして教育・医療施設をとりあげ、これらについてみることにする。

① 住宅問題

48年の住宅離率は8.5%（全国）だが、この水準より悪い都市限は9あり、このうち地方圏では長崎、福岡、高知の3県となっている（総理府「住宅統計調査報告」）。43年の都市規模別住宅離率をみると、全国が14.6%であるのに対し、10万～40万人規模の都市は22～24%で、全国水準よりよく、50万人規模以上の都市は21.8%と全国水準より悪くなっている。この両者には住宅事情に大きな違いのあることがある。

住環境の代表的な面として、昭和48年における日照時間と1人1室確保状況をみると、日照時間3時間未満の住宅戸数の全国平均は2.4%より劣るのは7都府県あり、このうち地方圏は広島県（2.5%）1県のみである。また「1人1室未満」の全国平均は28.7%より劣るのは17都府県あり、このうち地方圏では12県あるが、このうちには北関東の4県が含まれる。

以上のとおり、住宅事情は地方圏では三大都市圏に比較すれば相対的にまさっているものの、地方圏においても大都市では巨大都市におけると同様の住宅問題が生じているといえよう。

② 教育・医療施設

小・中学校とも都市規模が小さくなるほど高い比率となっている。この傾向は元除校舎学校比率、ザール木設置学校比率についても同様となっている。また、校舎不足学校比率は概ね都市規模が小さくなるほど低くなっているが、小都市においても、小中学校で59% 中学校

バ
くし

で53%が不足している。(表12)

医療施設についてみると、市町村立の病院の病床数は人口1万人当たりでみると大都市(人口10万人未満)、町村、大都市、中都市(人口10万人以上)の順に少くなっているが、その絶対数は、小都市で180床、中都市で220床と小さい。しかし、市町村立以外の病院の病床数についてみると大都市・中都市が1万人当たり103~115であるのに対し、小都市では224、町村では51と格差が大きい。このことは病院・医師が一般的に市街地中心部に集中することにより、また、過疎地域における医療施設の整備が大きな課題となっている。(表13)

(3) 環境問題

都市化の進展、産業活動の巨大化に伴い、環境汚染の種類は広範に及ぶとともに全国的な広がりをみせている。48年度の公害の苦情受理件数は、全国で84,777件に及び、43年度の3倍に増加している。これを公害の種類別にみると、騒音・振動に関する苦情(33%)が最も多く、次いで悪臭(23%)、水質汚濁(18%)、大気汚染(16%)の順で、これらで全体の9割を占めている。

都市規模別にみると、騒音・振動、大気汚染に対する苦情件数は大都市ほど高い比率となっており、これとは対照的に水質汚濁、悪臭に関しては大都市ほど低い。(表14)

苦情件数を公害の発生源についてみると、生産工場がほぼ半数を占め(全国で48%)、町村においても44%、人口5万未満の市では46%、人口25万以上の市で53%となっている。ついで牧畜・養蚕、養鶏が12%、全国)と高く、これは町村では31%とさわだつて大きな比率を占め、都市規模が小さくなるにつれて急速に減じ、人口25万以上の市では2%となっている。(表15)

このように公害問題は地方都市へも及んできている。

こうした動向は、自然環境の破壊、緑の喪失についてもあらわれている。総理府の「環境問題に関する世論調査」(昭和46年)によると「自然破壊

<14>

を身近に感じている」のは、東京都に都で44%のほかに、6大都市76%、人口10万人以上の市63%、人口10万人未満の市54%、町村51%と都市規模が小さくなるにつれて、その割合は減少しているものの過半数の人が自然環境を身近に感じている。また、この調査によると、自然環境は小・中都市で良好な水の汚れ、大都市では緑の喪失、東京都西部では空気の汚れが各々住民に強く感じられている。今後の地方都市の発展に伴い、その都市規模に合った適切な環境保全の施策を講じることが必要であり、このことを通じて、自然環境に恵まれているという地方都市のよさに結びついた生活環境の充実が図られねばならないといえよう。

4. 地方都市の財政

地方圏における急速な都市化が進展するなかで、地域住民の生活環境の整備に対するニーズはさきわめて高いものとなっている。

市町村の財政需要の増大と地方税総額の対応状況を市町村全体についてみると歳入中に占める地方税の割合は昭和32年度において46%であったものが35年度には43%、40年度37%、45年度34%、46年度33%、47年度32%とひきつづき低下し、48年度には32%と47年度と同水準になっている。さらに市町村の自主的な判断のもとに運用される一般財源の比率も概して低下傾向にある。一方歳出は、道路、街路、公園、住宅等の事業費を中心とする土木費及び清掃費等を含む衛生費の伸びが著しいが、特徴的なことは、これらの歳出の伸びが全体として市町村税の伸び率を大きく上回っていることである。（表16）

次に都市別に歳入に占める税収の割合をみると、昭和48年度において全国642市のうち53%の都市は30%未満であり、10%未満の都市が全国で16市もある。（表17）さらに都市の財政状況を財政力指数で見れば、小都市においては4.50以下の団体が295団体、60.1%もあること等、全般に各都市とも財政力指数が著しく低下する傾向にある（表18）。

水道事業や公共下水道事業等の地方公営企業を除き、市町村の普通廃棄物、生

<5>

活環境整備に対する財政需要の増大を反映して、歳出総額の増加率を大きく上回っている。

一方、昭和47年度決算における、市町村と都道府県を合わせた、生活関連普通建設事業の補助事業費と地方単独事業費の合計額は約2兆5,000億円のうち、市町村費の割合は約57%となっている。そのうち市町村が自主的な判断で生活環境施設整備の方向を選択し、さらに自らの創意と工夫を生かしている市町村単独事業に充当された、市町村税、地方交付税等からなる一般財源と地方債の額は、各々事業費合計額の19%及び13%である。(表19)

住民の日常生活にかかわる生活環境施設の整備にあたっては、住民のニーズを的確に把握しうる市町村に生活環境整備の資金が確保され、その資金を住民の福祉の向上に最も効果的につなげるよう、市町村が各施設に自主的に配分しうる状態が一層充実されることが望ましい。

5 新産業都市および工業整備特別地域の現状と問題点

大都市の過大化防止と地域格差是正を目標として、大都市に人口、産業が集中する傾向に対して、政策的に人口、産業の地方分散を図るための拠点開発構想の具体策として実施された新産業都市(新産業都市)、および工業開発の拠点形成をめざした工持地域(工業整備特別地域)の現状と問題点をみることにしよう。

人口の動向についてみると、新産業都市では、15地区全体で35年に1,006万人であつたものが、45年には1,102万人、49年には1,160万人と漸増したが、45年目標の計画人口(1,226万人)に対しては45年実績で90%にとどまり、対全国シェアも10%強とほぼ横ばいとなっている。また、工持地域についてもほぼ同様の傾向を示し、45年目標の計画人口(443万人)に対し92%、対全国シェアは4%でほぼ横ばいとなっている。(表-20)

このように、新産業都市、工持地域のそれぞれについて、全体としてみる限り、人口流出を抑制し、地域での定着性を高め、大都市への集中を防止するという面では一定の成果を認めることができよう。

<16>

工業集積について、48年の工業出荷額を実績ベース（旧製の工業製品価格指数により49年価格にデフレート）で見ると、新産都市では約7兆1,462億円（うち49年回帰に約2.2兆）、工持地域では約6,946億円（同じく89%）となる。全国シニアは40年に対し48年では、新産都市で0.6ポイント、工持地域で0.9ポイント上昇しており、全体としては、工業の地区への立地と大都市集中の緩和にある程度成果があったと考えられる。（表21）

次に、新産都市および工持地域における施設整備の進捗状況について生産関連と生活関連とに分けて計画に対する進捗率をみると、新産都市では生産関連施設が88%であるのに対し、生活関連施設は74%であり、工持地域では生産関連施設が80%、生活関連施設は54%となっている。このように、全体を通じてみると、工業集積や生産関連の施設に対して、生活関連施設の整備が相対的に立ち遅れている。このような状況に対して、最近では生活関連施設の整備に重点がおかれてきている。（表22）

また、一部の地区では立地設備の安全性について総点検の必要性が指摘されているところや、早急に解決しなければならぬ環境問題を発生している地区もあり、住民の環境悪化に対する受けとめ方はさびしいものとなっている。このような環境悪化に対して、新産都市（中海地区を除く）、および工持地域にかかるとある地区において、公害防止計画が策定または、策定が予定されている。

<7>

Ⅲ 新全国総合開発計画の問題点と今後の課題

わが国の国土利用の荷重に起因する諸問題は、地域開発政策の中で精に解決されるべき課題となっている。新全国総合開発計画においても、都市機能や人口・産業の巨大都市への集中抑制と地方都市の整備による機能的分散を図ることが基本的課題のノットとなっており

「地方における全面的な都市化の進展に対応するためには、狭域的、孤立的な生活環境を立地化し、高水準なものに再開発しなければ^い、^もはや、環境を保全して行くことが困難である。このため、中核となる地方都市（地方中核都市）の整備およびこの圏内各地域とを結ぶ交通体系の確立により、広域生活圏（一次圏）を形成させる。

この生活圏の形成に当たっては、それぞれの広域生活圏の特性に応じた独创性を十分生かした魅力ある圏域として開発しなければならぬ。」と述べ、さらに

「地方中核都市は、ながし歴史のうゑに築かれた都市が多いが、戦災とその復興によって広葉市街地部分の面目は一新され、往時の遺跡をそのまゝ保える都市はむしろ少ない。しかし、整然と復興された区域においても、その後の発展、モータリゼーション等により、ふたたび再開発を必要とする地区が多く、非戦災都市または非災区域と同様に、根本的な都市改造を必要とするときを迎えている。

一方、新市街地の形成は急務であり、先行的、計画的な新市街地の建設、開発と保存の調整、秩序ある市街地の誘導、諸都市施設の整備等について、広域的な都市対策の必要性が増大している。

このような観点から、地方中核都市について、広域生活圏の中心都市として、新たに土地利用と主要施設にかかると都市計画を定める。」

と指摘している。計画策定後もこの必要性についてはますます強調されねばならない実状である。しかも、経済成長に伴う過密化の進行に対して地方に生産基地を求めると新しい動向がみられるとともに、他方、地方都市のもつ自然環境や歴史的伝統等の非貨幣的価値をより重視し、選好するよう市民の意識が徐々に高まりつつあることなど、今日、地方都市を整備・育成する必

要性はなお一層高まっている。このため新全国総合開発計画に示された緊密な都市を一体とする広域生活圏の形成の中核をなす地方都市を縮小を抑制時に促進するための諸施策を充実強化しなければならぬが、特に次の諸点について更に検討を加える必要がある。

＜新しい生活圏の確立＞

第1の点は、新しい生活圏の確立の立ち遅れについてである。新全国総合開発計画においては、

「地域開発の圏域としては、生活圏がその基本となる。

現在、わが国土は、400～500の生活圏によって構成されており、それらは、東京、大阪を中心とする広域な生活圏から、小規模な地方都市を中心とする広域な生活圏から、小規模な地方都市を中心とする生活圏まで、大小さまざまなものである。

将来においては、モータリゼーションの普及をはじめ、新しい交通通信手段の発達によって生活圏が広域化するが、このようなモータリゼーション等の進んだ段階における広域生活圏を一次圏として国土を再編成する。そして、一次圏を地域開発のための基礎単位と考へ、一次圏ごとに、それぞれの特性に基づいて、自主的な地域開発計画を策定する。

これらの一次圏の区域は、それぞれの地域の自主的な判断によって定められるべきである。」

と述べているとおり、地方都市を中心として生活圏を基本的な国土の構成単位と考へている。しかし、一方で曰、国土の骨格を形成するため

「国土利用の現況と将来におけるわが国経済社会の基本的発展方向にかんがみ、情報化、高速化という新たな観点から、国土利用の根本的な再編成を図り、30万平方キロメートルの国土を有効に利用するために、新しいネットワークを整備する。すなわち、首都東京をはじめ、中核管理機能の大規模地である札幌、仙台、名古屋、大阪、広島および福岡を結ぶながら、全国の地方中核都市と接続し、さらに、これらの都市の一次圏内のサブネットワークを介して、日本列島の全域にその効果を及ぼすように、新ネットワークを形成する。」

としている。つまり、中核管理機能の全国的な体系化が国土の偏在的利用を避

正し、均等ある国土利用を図るための技術的政策であるとしている。このような全国的な国土の野放を緩やかに整備することにより、生活圏の大小を問わず画一的に生活環境の近代化が進み、ひいては、それぞれが生活圏のもつ個性が失われ、更に生活圏の存在自体が危ぶまれるという一面も出てきている。

生活環境の近代化が進むことは望ましいことであるが、個々の生活圏はそれぞれ自然的・社会的条件を異にし、そのことが生活圏の個性を形作り、魅力をもたらす一つの要素であり、生活環境の近代化が進むなかで、地域的な個性と独自性が十分生かされ、その魅力が増大するよう調和のとれたもののあるものとする必要がある。このことは、国土と人間のかかわりについでに深い洞察とわが国の社会・文化に対する的確な理解を要する極めてむづかしい問題をその背景にもっている。しかしながら、これまで新しい生活圏を整備・充実することと立ち遅れているためネットワークの整備や都市化が先行し、やむを得ずれば、生活圏が巨大都市圏に組み込まれてしまいがちになるという一面があったことは否定できない。今後、ネットワークの整備や情報化の進展の過程の中でこの都市が近代化の恩恵を享受しつつその基盤の上になつて地方中核都市を中心とし、地域の特性を生かした魅力ある新しい生活圏の確立に一層努力しなければならぬ。

＜地方都市整備の目標＞

第二の点は、地方都市整備の目標について、産業配置、企業立地の面が先行して、市民生活のための環境整備に対する国民的ニーズに充てきれていないことである。

戦後の急速な経済成長は国土の全域にさまざまな変化をもたらし、特に地方圏においては、若年層を中心とした人口流出が続く人口構成の垂みを招き、地方圏の活力と魅力を失わしめる一方、全般的な所得水準の平準化の中で情報化の進展、交通ネットワークの整備等によって、住民のニーズは地域を超えて高度化し、多様化し、その充足の技術は極めて良いものとなっている。こうした状況のもとで、後述地方圏における都市の環境整備の目標は次の三つの要請に要約されよう。

(1) 若年層を中心とした活力ある地方圏を再建するために定着性のある安定し

た地方都市の環境整備が要請されていること。

(2) 歴史的風土や自然環境を生かしつつ地域の特性に施じた生活環境の整備が

要請されていること。

(3) 農山村地域を中心都市として、これら地域の住民のニーズに対応する環

境整備が要請されていること。

なお、このような地方都市の環境整備を通じて、地方圏における若年層の流出を防ぎ、活力を回復させることは、単に地方圏の発展にとどまらず、国土利用の偏在性を是正し、過密・過疎問題の解決を図るための基本的条件となるものである。

すでに地方圏における都市の人口は、地方圏全体の人口が停滞ないし減少が続いている時期においても着実に増加を示しはじめている。地方圏の昭和35年から45年の人口集中地区人口比率（人口集中地区人口/地方圏総人口）は、22.5%から38.7%とスエズポイントも上昇している。

全国的な都市化の進展の速度は当初急速する傾向にはなく、昭和60年には人口集中地区人口は、6,000万～8,000万人に達し、昭和45年の約4,800万人より約3,000万人の増加が見込まれる。しかも三大都市圏においては、人口増加に限界がでてきているので、地方圏において1,000万～1,500万人の人口集中地区人口（都市人口）の増加が見込まれる。（表-ス3）このような地方都市人口の増加に対処しつつ上述の諸要請に充てるため、地方都市整備は今後の国土総合開発計画の最大の課題であるといつて過言ではないであろう。

＜地方行政システム確立＞

第三の点は、新しい生活圏の中核となる地方都市の環境整備のための地方行政システムが弱体であることである。都市づくりの方向についての意思決定と、それにもとづく都市整備・建設、さらにその都市運営においては、住民の意思が最大限に反映される地方都市の主体性、自主性を軸として、魅力ある地方都市の形成に必要な行政制度について、抜本的な改善策が要請されている。本来都市の生活環境整備については、それぞれの地方都市の規模、技能、地理的位置、自然的条件、社会的・文化的条件、都市形成の歴史的過程等の違

いを生かしながら多様な住民のニーズを正確にかつ的確に把握しうる市町村が主体となつてこれを行うことが望ましい。

地方都市の整備は、第一義的にはそこに居住する住民のために行うものである。したがって当該都市をどのような方向で整備するかについては住民の意向が十分尊重されなければならないことはいふまでもない。地方都市の整備の方向づけや、土地利用の計画等について、あるいは公共部門において望ましい資源配分のあり方等について、現在いくつかの都市において住民参加の試みが行なわれているが、これらの経験から得られる教訓を生かし、地方都市整備の企画・実施に際して、住民の意向を行政に十分反映するための新しい方式について検討する必要がある。

従来、都市の整備・建設の方向や手法については、法令や諸制度等に基づく全国的な基準によつて画一的に定められる場合が多く、一般的に国の一定の方針のもとに地方公共団体によつて都市の整備・建設が行なわれている。しかし多様な住民のニーズと意向を十分把握しつゝ個性ある都市整備を進めるためには、市町村が自らの手によつて市町村整備計画を策定し、これに従つて地方都市の環境整備が行われ、国や都道府県はこのような地方都市の環境整備や河川に種められるよう補完的役割を持つことが必要となろう。このため、都市の主体性が確立されるよう行政事務の配分、許認可権限あるいは取壊配分のあり方等これまでの制度・慣行を再検討し、新しい情勢に対応しうるシステムを構築していくことが望まれる。また、新しい都市の建設などについては、公団、公社等の公営機関を頂じて技術的、資金的援助を行うなどの措置を強化する必要がある。なお、地域振興整備公団等の機能についても、新しい情勢と要請に対応した方向にそつて、その一層の充実を図る必要がある。

とくに地方中核都市の整備にあつて、市町村財政が脆弱なため生活関連施設の整備が滞っている実情にあること、また、国の補助制度が細分化され、個別の事業単位毎に決められており、恒々の補助金はその補助対象、補助基準がきびしく限定されているために、施設整備にあつて市町村が負担する余地が狭められていることなど、地方都市の環境整備を進めるため、財政制度について根本的に再検討する段階にきているといふことができる。

〈22〉

地方都市における経済成長の成果は、都市の自主的な財源の増大に直接結びついて、生活関連施設等の整備に十分反映されるよう、地方税源、とくに市町村税源の強化と地方一般財源の充実や、さらに地方債の活用等をはかることが望まれる。この場合、地方公共団体においては、行政責任分野の明確化と効率的かつ適切な経費支出に努めるとともに、高福祉地域社会実現のための住民の適正な負担のあり方についても、国民的合意の確立をはかる必要がある。さらに国庫補助負担率等については、超過負担の解消をはかりつつ、例えば、農村総合整備モデル事業等の総合補助金の実例に見られるように、生活基盤の整備に重点を置いた総合生活環境整備補助金制度の検討等、国庫補助負担率の新しい方向を探るとともに、地方交付税等の一般財源の充実・強化のあり方について検討を加えることが望まれる。

さらに施設等の計画・管理と運用に関する財政需要の拡大や、地方都市における交通・病院・下水道事業等の公営企業の役割の増大、あるいは地方都市とその周辺地域とにまたがる広域的な施設整備の必要性的増大等が今後予想されるが、このような地方都市整備にかかわる新しい財政需要に即応した財政システムの方向についても、住民負担のあり方とあわせて検討することが望まれよう。

新しい地方行政システムを確立することは、地方都市整備にとつて今や重要な課題となつていくことは上述のとおりであるが、この新しいシステムの確立のため、まず自主的な市町村計画の策定が当面の課題である。このため地方自治法等の系第5項に基づく市町村基本構想および国土利用計画法等4条に基づき市町村計画を策定することが緊要の課題となつていく。

IV セス・び

わが国における都市化の趨勢は依然として鋭いといえる。すでに指摘したように、今後昭和60年までにわが国の都市人口は2,000万へ2,500万人増加し、このうち1,000万へ1,500万人が地方圏において増加することが見込まれていく。また所得水準の向上、全国的なネットワークの整備と相まって地域住民のニーズは著しく高度化し、多様化している。このため、都市の秩序を外延的拡大を防ぐための都市域他の計画的再配置や新都市の建設など都市の規模や都

市化の態様に応じ多様な施策を展開する必要がある。地方におけるこのような意識的な都市化が予想されるなかで、今回巨大都市にみられるような過度な環境等の「都市問題」をひきおこすことなく、また、それぞれの地域における伝統的な秩序を失えることなく、新しいものとの調和を図りつつ、各地方都市のもつ自然的・社会的・歴史的特性を十分活かした形で地方都市の整備を進めていくことは、決して容易なことではない。

わが国の都市は長い歴史と伝統をもち、それぞれのあかした自然・社会的条件を具にしている。そして長い年月をかけて、それぞれの都市に特有な風土と秩序を育くんできた。戦後の急速な工業化の過程で新都市の創出や所得水準の上昇をめぐり、多くの地方都市で、歴史的な風土や伝統的な社会秩序が破壊され、静かな街道が消えていった。急激な都市化によって、隣人との強い人間関係も失われがちになっている。また、物質的な豊かさを求めるあまり人間関係の精神的基盤である地域の歴史や風土や、伝統文化や自然環境を軽視することは、日本文化の基盤を失われ、やがては日本人の精神的風土の荒廃につながりかねないという懸念が表れている。戦後30年を経た今日、完全雇用もほぼ実現し、所得水準も欧米水準に近づき、段階に到達した今日、あらためて歴史や伝統文化、自然環境と人間との関係、あるいは人間と風土との関わりについて再考する必要があるものがある。

「巨大都市圏への人口集中の流れは次第に変わりつつあるが、地方圏においては、これまで以上の勢いで都市化が進行する可能性が出てきている。このような状況のもとで地方圏における都市の秩序を尊重しながら、この都市化の波をいかに受けとめるかは、今後の国土政策における大きな検討課題であるといえよう。

この総合振作策の中間報告（素案）は、新全国総合開発計画における地方都市（生活圏）の整備構想について、計画策定後の諸情勢の変化をふまえて直しを行い、これまでに得られた検討作業の成果を中間報告にとりまとめたものであるが、今後新しい第三次全国総合開発計画の策定にあたっては、この作業の成果およびこれに対する各方面の意見を十分活かしていくこととしたい。

〆〆

表-1 地方圏・三大都市圏別人口推移

		30年	35年	40年	45年	(万人、%)		
						35/30	40/35	45/40
地方圏	実数	5,843	5,846	5,788	5,815			
	シェア	65.4	62.6	58.9	56.3	0.0	0.10	0.2
三大都市圏	実数	3,085	3,496	4,040	4,558			
	シェア	34.6	37.4	41.1	44.0	13.3	15.6	12.8
全 国	実数	8,928	9,342	9,828	10,372			
	シェア	100	100	100	100	4.6	5.2	5.5

・国勢調査による

・三大都市圏 ----- 東京圏（東京、埼玉、千葉、神奈川）名古屋圏（愛知、三重）

大阪圏（大阪、京都、兵庫）

<25>

裏面白紙

表-2 地方圏の別、人口増加の推移(1945年以降、平均 延増率)

	30~35年	35~40年	40~45年	備考
北海道	319,095 △ 52,976 266,119	311,084 △ 176,490 134,594	296,531 △ 282,844 12,487	北遊道
東北	692,434 △ 722,632 △ 40,198	539,931 △ 821,209 △ 281,278	510,265 △ 624,544 △ 114,279	青森、岩手、宮城、秋田、 山形、福島、新潟の各県
北関東	370,951 △ 521,834 △ 150,883	310,525 △ 328,622 △ 1,903	341,763 △ 164,874 △ 196,889	茨城、栃木、群馬、山梨、 長野の各県
東海	230,728 △ 201,668 △ 160,630	237,091 △ 18,875 △ 218,216	266,674 △ 29,731 △ 235,943	静岡県、愛知の各県
北陸	109,382 △ 720,177 △ 17,365	103,330 △ 101,259 △ 2,071	121,929 △ 102,105 △ 19,824	富山、石川、福井の各県
近畿外周	98,356 △ 102,826 △ 114,700	101,263 △ 20,882 △ 80,381	119,154 △ 32,185 △ 156,339	滋賀、奈良、和歌山の各県
中山	61,626 △ 116,930 △ 55,304	39,889 △ 126,437 △ 86,548	34,295 △ 93,416 △ 59,121	鳥取、島根の各県
四山陽	220,868 △ 212,847 △ 8,021	194,624 △ 183,734 △ 10,890	280,266 △ 53,511 △ 184,755	岡山、広島、山口の各県
四国	112,848 △ 296,668 △ 123,820	127,062 △ 279,427 △ 146,365	123,495 △ 194,539 △ 71,044	徳島、香川、愛媛、高知の各県
九州北九州	444,586 △ 253,265 △ 91,321	359,003 △ 643,411 △ 284,408	350,673 △ 424,119 △ 73,426	福岡、佐賀、長崎、大分の各県
九州南九州	310,351 △ 433,664 △ 123,313	208,008 △ 458,925 △ 240,917	161,369 △ 353,854 △ 222,485	熊本、宮崎、鹿児島、 の各県
地方圏全体	303,133 △ 2,994,827 △ 36,508	2,534,710 △ 3,112,271 △ 577,561	2,583,154 △ 2,319,352 △ 263,802	

(国勢調査による)

<26>

裏面白紙

表-3 地方国各道の対年移の純流出率

	昭和30~35年		昭和35~40年		昭和40~45年	
	純流出率	千人	純流出率	千人	純流出率	千人
北海道	+ 0.4	25	2.5	132	11.5	132
東北	20.0	21.4	18.5	489	18.5	489
北関東	20.2	14.6	14.6	190	11.6	190
東海(除岐阜愛知)	3.5	1.7	1.7	40	4.2	40
北陸	10.3	11.7	11.7	75	13.2	75
近畿(除大阪)	8.8	3.1	3.1	8	1.5	8
山陰	26.2	27.8	27.8	77	27.1	77
山陽	11.2	11.5	11.5	95	8.8	95
四国	22.5	21.4	21.4	169	20.7	169
北九州	11.9	19.9	19.9	256	15.5	256
南九州	29.6	29.5	29.5	297	29.1	297
地方国計	15.5	15.9	15.9	1,827	15.1	1,827
(参考)						
東京圏	+ 36.7	+ 32.8	+ 32.8	+ 1,253	+ 32.5	+ 1,253
名古屋圏	+ 13.8	+ 13.1	+ 13.1	+ 119	+ 9.4	+ 119
大阪圏	+ 26.6	+ 22.6	+ 22.6	+ 456	+ 18.7	+ 456
三大都市圏計	+ 29.4	+ 26.1	+ 26.1	+ 1,827	+ 24.2	+ 1,827

(国勢調査による)

277

裏面白紙

表一々 三大都市圏・地方圏別 20才～39才人口の比率と差増減指数

年次	20～39才人口		差増減指数 (20才～39才)			
	三大都市圏	地方圏	三大都市圏	地方圏	人口増減率	全 国
35年	35.7	30.1	18.5	19.3	16.3	20.3
40年	38.7	30.3	22.4	25.8	22.3	27.3
45年	39.7	26.1	24.5	33.3	27.5	36.5

<28>

裏面白紙

表一 大都市地域と非大都市地域間の人口移動状況

(千人)

	A 移動総数	大都市圏 (大都市圏 及び準大都市圏)	大都市 (大都市圏 及び準大都市圏)	大都市圏 (大都市圏 及び準大都市圏)	移動総数	$\frac{B}{A}$ %	$\frac{C}{A}$ %
年							
40	7381	721	1184	263	9.8	16.0	
41	7432	741	1141	400	10.0	15.8	
42	7529	759	1149	390	10.1	15.3	
43	7775	793	1192	399	10.2	15.2	
44	8126	831	1239	408	10.2	15.2	
45	8273	842	1251	399	10.5	15.1	
46	8360	921	1213	292	11.0	14.5	
47	8350	920	1127	207	11.0	13.5	

(注) 1. ここで大都市地域とは東京(東京、神奈川、埼玉、千葉)、中京(愛知、岐阜、三重)、阪神(大阪、兵庫、京都、奈良)、北九州(福岡)をいう。

2. 総理府統計局「住民基本台帳人口移動報告年報」により作成。

3. 47年のA、B、C欄は「日本の人口」人口問題懇話会47年分を引用。

<29>

表6 青森、宮城、広島、福岡、長崎、鹿児島、熊本にみる「Uターン現象」

定着者	年齢	15～19才	20～24才	25～29才	30～34才	35～39才	40～44才	45～49才	50～54才	55～59才	60～64才	65才～	総数
		750	514	315	317	423	424	419	330	258	278	468	
大都市地域の生活経験者	県内出生	148	242	299	355	319	311	105	91	101	(94)	81	
	県外出生	65	86	113	119	125	115	105	91	101	(94)	81	
大都市地域の生活経験者	県内出生	20	112	121	111	67	88	96	61	50	44	57	
	県外出生	17	46	92	98	66	61	50	44	57			

注1 厚生省人口問題研究所アンケート調査(46年)の結果より作成した。

アンケート対象者 17,433人。

大都市地域での生活は3カ月以上とし、出稼は除く。

2 ()は男子のみ。

表7 三大都市圏・地方圏別人口集中地区人口の推移等

	人口集中地区人口(万人)		増加率(%)		人口集中地区人口に占める人口集中地区人口の割合(%)		人口集中地区人口に占める人口集中地区人口の割合(%)		人口集中地区人口に占める人口集中地区人口の割合(%)
	35	40	45	40/35	45/40	35	40	45	
三大都市圏	(52.7%)	(60.1%)	(61.6%)						
	2,357	2,842	3,419	20.6	20.3	67.4	70.3	75.0	8.5
地方圏	(42.3)	(39.9)	(38.4)						
	1,726	1,885	2,135	9.2	13.3	29.5	32.6	36.7	0.9
全国	(100)	(100)	(100)						
	4,083	4,726	5,554	15.8	17.5	43.2	48.1	53.5	1.7

注1 総理府統計局「国勢調査」による。

2 三大都市圏、地方圏の区分は表1に同じ。

表8 三大湾の対全国シェア

	三大湾				
	30年	35年	40年	45年	47年
全業種					
出荷額	62.8	66.8	66.5	65.3	63.6
従業者	56.5	60.0	59.5	57.7	55.9
事業所		48.8	51.1	53.0	52.8

(工業統計表から)

<30>

表-9 全国シエアの対前期伸び率(ポイント)
(労働力指向型業種)

		Δ:減			
		35年	40年	45年	47年
二大都市圏	出荷額	6.5	Δ 1.6	Δ 2.5	Δ 2.2
	従業者数	4.3	Δ 2.5	Δ 3.6	Δ 2.7
	事業所数	—	Δ 4.0	Δ 5.8	—
臨海周辺圏	出荷額	Δ 0.6	Δ 3.0	Δ 2.1	Δ 0.7
	従業者数	Δ 0.8	Δ 1.0	Δ 1.0	Δ 0.5
	事業所数	—	Δ 0.7	Δ 1.0	—
内陸周辺圏	出荷額	Δ 0.7	3.0	2.4	1.1
	従業者数	Δ 0.9	1.6	0.1	0.4
	事業所数	—	1.2	Δ 0.9	—
外縁圏	出荷額	Δ 4.6	1.5	1.6	1.4
	従業者数	Δ 2.2	1.7	3.1	1.7
	事業所数	—	3.1	5.4	—
遠隔圏	出荷額	Δ 0.6	0.1	0.6	0.4
	従業者数	Δ 0.4	0.2	1.4	1.1
	事業所数	—	0.4	2.3	—

(注)
1. 35年の「前期」は30年、47年の「前期」は45年である。
2. 本文の数18、19、20より作成。
3. 地域区分は下記のとおり。

二大都市圏	2	東京、大阪
臨海周辺圏	3	茨城、千葉、神奈川県、静岡県、愛知、三重、兵庫、和歌山 岡山、広島、山口、福岡、大分
内陸周辺圏	6	栃木、群馬、埼玉、滋賀、京都、奈良
外縁圏	16	宮城、山形、福島、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野 岐阜、鳥取、島根、徳島、香川、愛媛、高知
遠隔圏	9	北海道：青森、岩手、秋田、佐賀、長崎、熊本、宮崎 鹿児島

表-10 1人当たり県民所得の推移（東京を100.0とした格差指数）

47年度の 順位	県名	35年度	40	45	46	47
1	東京	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2	大阪	85.7	89.5	87.1	86.2	84.9
3	神奈川	74.8	78.2	81.7	82.3	80.7
4	埼玉	73.9	71.3	77.7	75.5	72.8
5	千葉	51.5	64.4	69.5	69.1	70.6
6	東京	60.0	68.8	70.4	70.1	69.8
7	茨城	49.1	64.0	66.1	66.7	66.3
8	栃木	61.6	69.8	68.7	69.1	66.3
9	群馬	56.4	61.2	66.9	67.3	66.1
10	山梨	46.4	55.9	64.4	63.8	63.8
11	長野	46.8	58.3	60.8	62.3	62.1
12	新潟	54.1	57.9	59.7	61.3	61.6
13	富山	50.4	56.4	60.9	61.5	61.1
14	石川	47.3	54.6	60.2	60.8	59.5
15	福井	54.4	55.5	59.2	59.7	59.0
16	岐阜	51.9	57.3	58.8	59.4	58.8
17	愛知	42.5	52.0	59.8	60.2	58.5
18	三重	50.9	52.7	57.5	58.1	58.1
19	京都	46.7	53.4	56.4	57.4	57.5
20	大阪	54.4	58.1	58.3	58.5	57.1
21	兵庫	50.3	57.5	58.5	56.3	55.8
22	奈良	43.9	51.5	52.6	54.5	55.2
23	和歌山	50.4	55.3	54.4	55.1	55.2
24	徳島	43.7	51.2	55.5	56.4	55.1
25	香川	46.3	55.9	57.8	56.2	54.8
26	高松	45.7	53.2	55.3	55.2	54.8
27	愛媛	42.7	49.3	54.0	54.9	54.5
28	高知	49.2	51.7	53.4	54.7	54.1
29	福岡	46.8	51.3	53.9	54.6	54.0
30	佐賀	42.1	51.3	54.4	55.4	53.8
31	長門	40.5	48.6	54.4	54.8	53.3
32	山口	46.6	49.3	51.4	53.8	52.7
33	鳥取	40.2	45.1	48.5	51.2	50.4
34	島根	45.4	51.8	51.2	50.7	50.3
35	岡山	40.6	44.8	47.5	48.3	49.3
36	広島	42.2	46.8	47.5	47.0	48.3
37	山口	42.1	47.5	46.2	47.4	47.4
38	徳島	37.0	45.6	45.6	47.6	47.3
39	高松	38.5	44.6	44.3	46.7	47.2
40	松山	36.3	42.0	43.5	43.9	45.0
41	大分	36.9	43.5	42.9	44.1	44.4
42	宮崎	37.5	43.0	42.4	44.5	44.2
43	鹿児島	38.3	49.6	45.8	43.8	43.2
44	熊本	41.2	41.9	41.5	42.6	43.2
45	大分	35.6	42.9	41.4	43.3	43.1
46	鹿児島	31.5	33.5	33.8	36.1	42.1
47	沖縄	30.5	36.2	35.1	38.2	39.5
	(50.0未満の 県数)	(31)	(17)	(14)	(13)	(13)

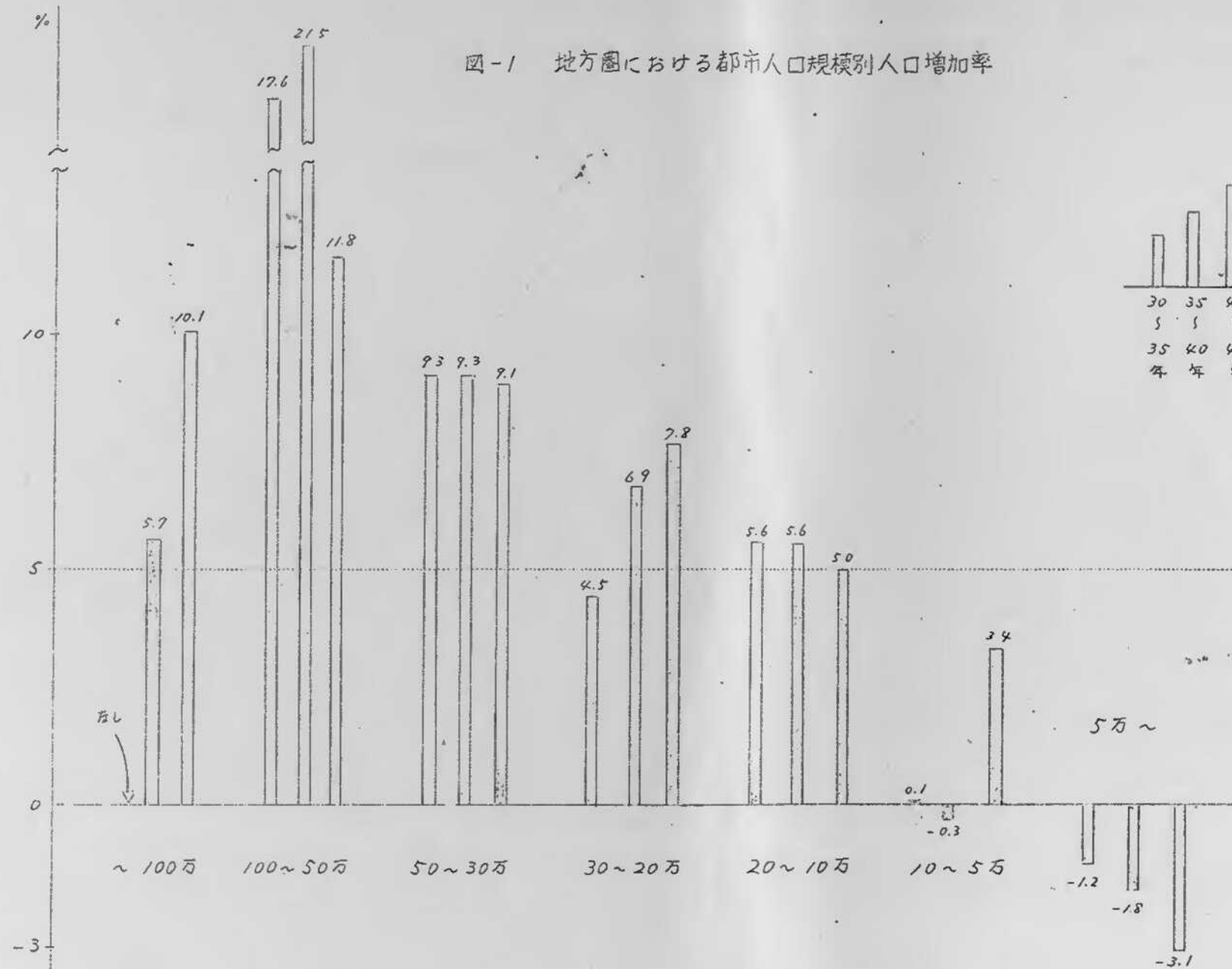
注 1 実線より下は、35年～47年において一貫して格差50未満の県を示す。

2 ※は47年以前において格差50未満であった県を示す。

3 資料：経済企画庁経済研究所。

327

図-1 地方圏における都市人口規模別人口増加率



30	35	40
5	5	5
35	40	45
年	年	年

《E》

裏面白紙

図-2 地方圏市町村人口規模別・産業別(三区分)就業者構成
(昭45 国調)

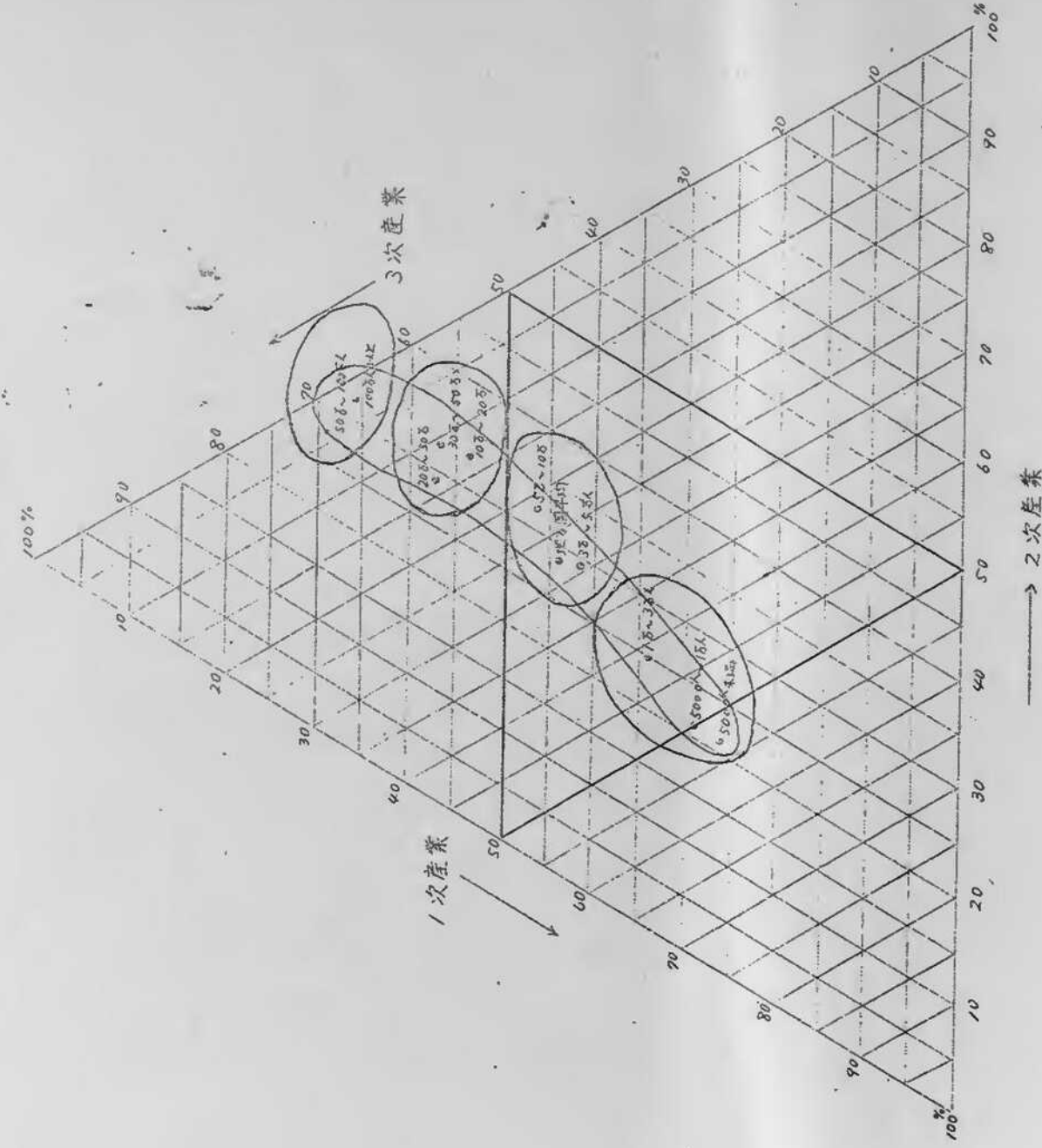
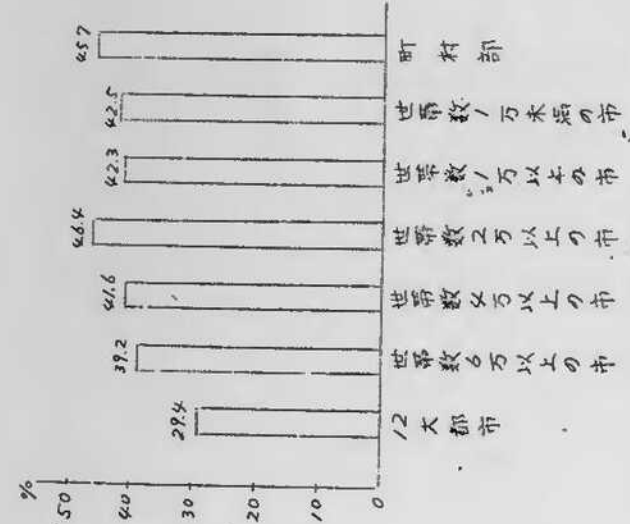


表-11 地方圏の都市人口規模別人口増加率
及び人口集中地区人口増加率

人口規模	増 加 率	
	全 域	人口集中地区
100万人以上	10.1	9.0
50万～100万人	11.8	17.0
30万～50万人	9.1	12.4
20万～30万人	7.8	13.2
10万～20万人	5.0	10.6
5万～10万人	3.4	9.3
5万人未満	△ 3.1	8.3
計	4.0	11.2

(注)
本文表26.27から作成。
(昭和40～45年)

図-3 市郡規模別乗用車普及率



1世帯＝世帯員2人以上の普通世帯
12大都市＝札幌、仙台、東京都区、横浜、川崎、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、北九州

昭和49年「乗用車需要動向調査」
(社)日本自動車工業会

<35>

裏面白紙

表-12 教育施設

	小 学 校				中 学				47.3.31現在
	未造校舎 比	危険校舎 校舎比	校舎不足 率	原価不足 率	未造校舎 校舎比	危険校舎 校舎比	校舎不足 率	原価不足 率	
大 都 市	18.9	11.9	62.9	78.6	20.1	9.4	58.2	70.6	21.3
中 都 市	31.5	27.2	66.7	62.7	34.8	24.8	61.8	45.2	36.7
小 都 市	43.2	34.5	58.8	56.0	45.4	25.1	53.2	40.0	54.4
町 村	56.6	31.7	52.2	57.2	46.4	23.7	47.9	41.3	60.3
全市町村	40.0	29.2	56.4	59.6	38.9	22.5	51.5	43.8	54.4

自治省「公共施設状況調査」
「全市町村」には特別区を含む。

表-13 医療施設

	病 院				診 療 所				47.3.31現在
	市 町 村 立	市 町 村 立 以 外	合 計	市 町 村 立 以 外	市 町 村 立	市 町 村 立 以 外	合 計	市 町 村 立 以 外	
大 都 市	13,783 (9.72)	1,253 (0.88)	145,994 (102.96)	159,727 (112.68)	96 (0.07)	26,966 (19.02)	26,966 (19.02)	26,966 (19.02)	
中 都 市	32,389 (9.47)	2,226 (0.65)	393,601 (115.02)	425,990 (124.49)	122 (0.04)	98,288 (28.72)	98,288 (28.72)	98,288 (28.72)	
小 都 市	45,741 (18.07)	2,220 (0.88)	236,768 (93.51)	282,509 (111.58)	211 (0.08)	69,024 (27.26)	69,024 (27.26)	69,024 (27.26)	
町 村	34,850 (12.73)	1,494 (0.55)	140,980 (51.49)	175,830 (64.22)	1,068 (0.39)	45,398 (16.58)	45,398 (16.58)	45,398 (16.58)	
全市町村	126,763 (11.57)	7,193 (0.66)	994,452 (90.76)	1,121,215 (102.33)	1,497 (0.14)	255,056 (23.28)	255,056 (23.28)	255,056 (23.28)	

自治省「公共施設状況調査」
「全市町村」には特別区を含む。
()は人口1万人当りの数値。

表-1/4 公営の施設別箇所及び比率

上段：件数
下段：%

	合計	公 営 の 設 施						公営以外の 施設
		計	大規模な 施設	小規模な 施設	日中開放 施設	夜間開放 施設	その他	
全 国	84,777 100	78,825 90.8	14,234 16.4	15,226 18.1	4,666 5.5	2,832 3.3	1,967 2.3	7,910 9.2
都 道 府 県	10,170 100	8,853 87.1	1,229 12.1	3,312 32.6	85 0.8	1,020 10.5	3,108 30.5	1,312 12.9
特 別 区	11,620 100	11,043 95.0	2,043 17.8	1,988 17.1	2 0.0	6,662 55.6	2,226 19.8	577 5.0
政 令 市	17,032 100	16,341 96.0	4,559 24.0	1,873 9.8	16 0.1	8,534 44.8	3,327 17.6	691 4.0
指定都市	7,482 100	6,854 91.6	2,600 28.6	555 6.1	6 0.1	4,216 46.4	1,476 16.3	628 8.4
人口50万人以上の市	2,916 100	2,591 89.0	585 21.5	286 10.5	4 0.1	1,331 50.3	348 12.8	325 4.6
人口25万以上 50万未満の市	7,234 100	6,496 89.8	1,394 19.0	1,032 14.3	6 0.1	2,951 40.8	1,523 21.1	738 10.2
その他の市	33,251 100	29,523 88.8	5,192 15.6	6,417 18.9	137 0.4	10,195 30.7	1,349 4.0	3,728 11.2
人口100万人以上 250万未満の市	12,845 100	11,491 89.5	2,161 16.9	1,719 13.4	17 0.1	4,510 35.2	2,833 22.1	1,344 10.4
人口50万人以上 100万未満の市	11,140 100	10,057 90.3	1,863 16.7	2,258 20.3	37 0.3	3,445 31.8	2,383 21.4	1,043 9.4
人口50万未満の市	9,296 100	7,935 85.4	1,168 12.6	2,390 25.7	83 0.9	2,140 23.0	2,133 22.9	1,361 14.6
町 村	12,704 100	11,065 87.1	1,181 9.3	3,721 29.3	226 1.8	2,369 18.6	3,544 27.9	1,639 12.9

公営等調査委員会事務局

「公営等施設調査結果報告書」昭和48年度

(37)

裏面白紙

表-15 公害の発生深刻度調査件数及び比率

	合計	生産工場	修理工場	建築工事	交通機関	飲食店・娯楽場	下水汚濁	環境汚染	生活	不明	その他
全	28,825 100	37,467 129	1,506 5	5,806 20	1,493 5	4,135 14	1317 5	1045 4	3,409 12	2354 8	18,768 65
都道府県	8,853 100	3,378 38	105 1	265 3	125 1	2384 27	365 4	90 1	747 8	379 4	105 1
特別区	11,043 100	4,848 43	140 1	1,893 17	162 1	7 0	18 0	91 0	733 7	...	3351 30
政令市	18,341 100	9,784 53	496 3	1,574 8	79 0	307 2	272 1	274 1	582 3	762 4	3,245 18
指定都市	5,854 100	5,109 87	230 4	696 12	159 3	97 2	103 2	123 2	224 4	268 5	1380 24
人口10万以上の市	2,571 100	1,455 56	37 1	259 10	76 3	22 0	19 0	38 1	119 5	190 7	416 16
人口25万以上 50万未満の市	6,896 100	3,220 47	229 3	639 9	145 2	288 4	160 2	133 2	239 3	324 5	1,529 22
その他の市	2,552 100	1,453 57	625 24	1,016 40	608 24	2938 116	371 15	494 19	1114 44	1924 75	5,080 192
人口10万以上 25万未満の市	11,491 100	5,760 50	208 2	847 7	241 2	625 5	111 10	224 2	426 3	843 7	2,196 19
人口5万以上 10万未満の市	10,097 100	5,158 51	212 2	571 6	207 2	885 9	106 10	155 1	399 4	671 7	1,729 17
人口5万未満の市	2,935 100	3,655 124	135 5	392 13	160 5	1,428 49	154 5	95 3	289 10	410 14	1,217 41
町	11,065 100	4,894 44	140 1	438 4	218 2	3,419 31	291 3	96 1	273 2	289 3	1,017 9

上段：件数
下段：%

昭和48年度 資料：前掲

<38>

裏面白紙

表-16 市町村における歳入および歳出の推移

	昭和32年度		昭和35年度		昭和40年度		昭和45年度		昭和50年度		昭和55年度	
	指数	%	指数	%	指数	%	指数	%	指数	%	指数	%
歳入	100	100	141	100	326	100	784	100	1,668	100	2,688	100
税収	46	100	131	100	264	100	580	100	890	100	1,048	100
地方交付税等	11	100	133	100	405	100	1,208	100	1,658	100	2,061	100
小計(一般財源)	57	100	135	100	292	100	720	100	1,061	100	1,324	100
国庫補助金	16	100	159	100	392	100	853	100	1,054	100	1,422	100
地方債	6	100	146	100	533	100	1,348	100	2,095	100	3,251	100
その他	21	100	143	100	315	100	761	100	907	100	1,028	100
歳出	100	100	141	100	329	100	788	100	1,760	100	2,688	100
国庫補助金	4	100	129	100	651	100	1,548	100	2,088	100	2,688	100
土木費	12	100	149	100	827	100	1,681	100	2,088	100	2,688	100

本文表38から作成

表-17 歳入に占める税収の割合(昭和45年度)による都市の分類

税収の割合(%)	全 国	三大都市圏	地方 圏
0 < 10	2.5%	0	37%
10 ≤ 20	18.5%	38%	27.3%
20 ≤ 30	31.0%	24.9%	11.7%
30 ≤ 40	24.5%	29.1%	34.0%
40 ≤ 50	17.8%	32.4%	22.1%
50 ≤ 7	4.8%	9.9%	10.5%
計	100%	100%	100%

注) 1. 自治省蔵政府「昭和45年度市町村別財政状況」より作成

2. 特別区を除く

<39>

裏面白紙

表-1/8 都市財政力指数別指標

財政力 指数	市 小 区			区 小 区			市 小 区			区 小 区		
	0.30 未満	0.30以上 0.50未満	0.50以上 1.00未満	0.30 未満	0.30以上 0.50未満	0.50以上 1.00未満	0.30 未満	0.30以上 0.50未満	0.50以上 1.00未満	0.30 未満	0.30以上 0.50未満	0.50以上 1.00未満
昭和 43 年度	—	3	75	—	50	128	—	2.3	58.6	39.1	100	100
昭和 44 年度	29	158	208	34	927	827	6.8	36.8	48.5	29	100	100
計	29	161	283	84	957	1041	6.2	28.9	50.8	15.1	100	100
昭和 45 年度	1	11	113	17	142	159	0.7	7.7	79.6	12.0	100	100
昭和 46 年度	26	199	179	17	491	690	19.6	44.5	36.5	3.5	100	100
計	27	210	292	34	633	849	15.3	33.2	46.1	5.4	100	100

注) 1. 自治省「地方財政の状況」等より作成。

2. 中都市に政令指定都市を除く人口10万以上の都市。小都市はそれ以外の都市をいう。
3. 「財政力指数」は、当該年度、前年度、前々年度の各年度の平均値に於ける普通交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の平均値である。

表-1/9 生活関連普通建設事業費の充て込み率内訳 (昭和44年度普通会計決算ベース)

国債(国庫補助負担金)	生活関連普通建設事業費		率	成	比
	生活関連普通建設事業費	他			
都道府県	5,457	5,864	22.2	22.2	
市	8,841	8,841	25.9	25.9	
町					
村					
一級支庁等	6,914	6,914	26.1	26.1	
その他	1,368	1,368	5.2	5.2	
計	15,123	15,123	57.2	57.2	
合計	26,444	26,444	100.0	100.0	

注) 1. 普通建設事業費総額のうち補助事業費と単独事業費の合計額をベースとするもの。

- (2) 生活関連：民生、衛生、労働、福祉、道路、河川、公園、緑地、都市計画、住宅、教育、社会福祉、都市下水処理、都市公園等の都市計画、住宅、教育、社会福祉。
- (3) 普通建設事業費の補助事業費と単独事業費における市町村負担金は、市町村普通建設事業費における普通建設事業費の総額に使用した。また市町村負担金に充当された超過額と一般財源等は補助事業費に含めて計算した。
- (4) 「昭和44年度地方財政概況年報」(自治省)より作成。

表-20 新産都市・工持地域の人口の推移 (各地区合計)

		35年	40年	45年	50年	基本計画 目標(45年)	目標との 対比(45年)
		人口数	人口数	人口数	人口数	人口数	対比(%)
新産都市	人口数	10060	10448	11016	11603	12260	85.9%
	全国比(%)	10.7	10.6	10.6	10.7	—	—
工持地域	人口数	3513	3730	4055	4355	4530	91.5%
	全国比(%)	3.8	3.8	3.9	4.0	—	—

(注) 47年は住民基本台帳人口、他は国調人口

表-21 新産都市・工持地域の工業出荷額の実績

		40年	45年	49年	50年目標	40年 50年目標 対比
		出荷額	出荷額	出荷額	出荷額	対比(%)
新産都市	重化学工業	11763	30924	48414	51540	90.0%
	その他工業	12125	26380	43556	26118	1670
	計	23888	57304	89970	77658	1160
	(対全国シェア%)	(8.1)	(8.3)	(8.7)	—	—
工持地域	重化学工業	10622	29808	47601	48579	980
	その他工業	2108	16524	24098	16361	1569
	計	12730	46332	71699	64940	112.1
	(対全国シェア%)	(4.0)	(6.6)	(6.9)	—	—

<41>

表-スス 新産都市、工業地域における生産関連・生活関連別施設整備の状況

(単位: 億円, %)

	新 産 都 市			工 業 整 備 特 別 地 域		
	基本計画 投資額	48年度末 累計額	進捗率	基本計画 投資額	48年度末 累計額	進捗率
	億円	億円	%	億円	億円	%
生産関連施設	24,187 (25,462)	22,747 (22,357)	115 (88)	11,576 (12,185)	12,249 (9,797)	106 (80)
生活関連施設	22,357 (23,533)	22,133 (11,358)	99 (48)	9,606 (10,111)	6,901 (3,451)	72 (34)
合 計	46,546 (48,995)	44,879 (33,715)	107 (81)	21,182 (22,296)	19,150 (13,248)	90 (68)

注 1 () 内は40年価格に換算した数値である。

注 2 生産関連施設: 工業用地, 工業用水, 輸送施設(道路, 鉄道, 港湾), 通信施設, 国土保全施設等

生活関連施設: 住宅及び住宅用地, 水道及び下水道, 教育及び厚生施設, 職業訓練施設, 公園緑地等

昭和60年 5歳階級別人口推計 (全国計)

(単位:千人)

	合計	0~4	5~9	10~14	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~
国勢調査・調査局推計	123,828	9,391	10,317	9,924	8,930	8,226	7,848	9,013	10,761	9,127	8,225	7,915	6,955	5,330	11,869
各道府県推計 (I)	129,209		30,676						86,920						11,613
47年															
" (II)	128,476	9,966	10,398	10,146	9,615	9,288		29,310			25,713		7,011	5,376	11,653
50年															
" (III)	127,851	10,061	10,412	10,124	9,603	9,211		29,046			25,519		6,965	5,347	11,560
" (IV)	126,208	9,840	10,501	10,193	9,236	8,684	8,227	9,135	10,870	9,155	8,321	8,052	7,056	5,358	11,549
51年															
昭和50年	111,906	10,062	8,935	8,273	8,016	9,007	10,882	9,219	8,403	8,244	7,320	5,790	4,630	4,277	8,845
(1%増出推計)															

乗数4.75

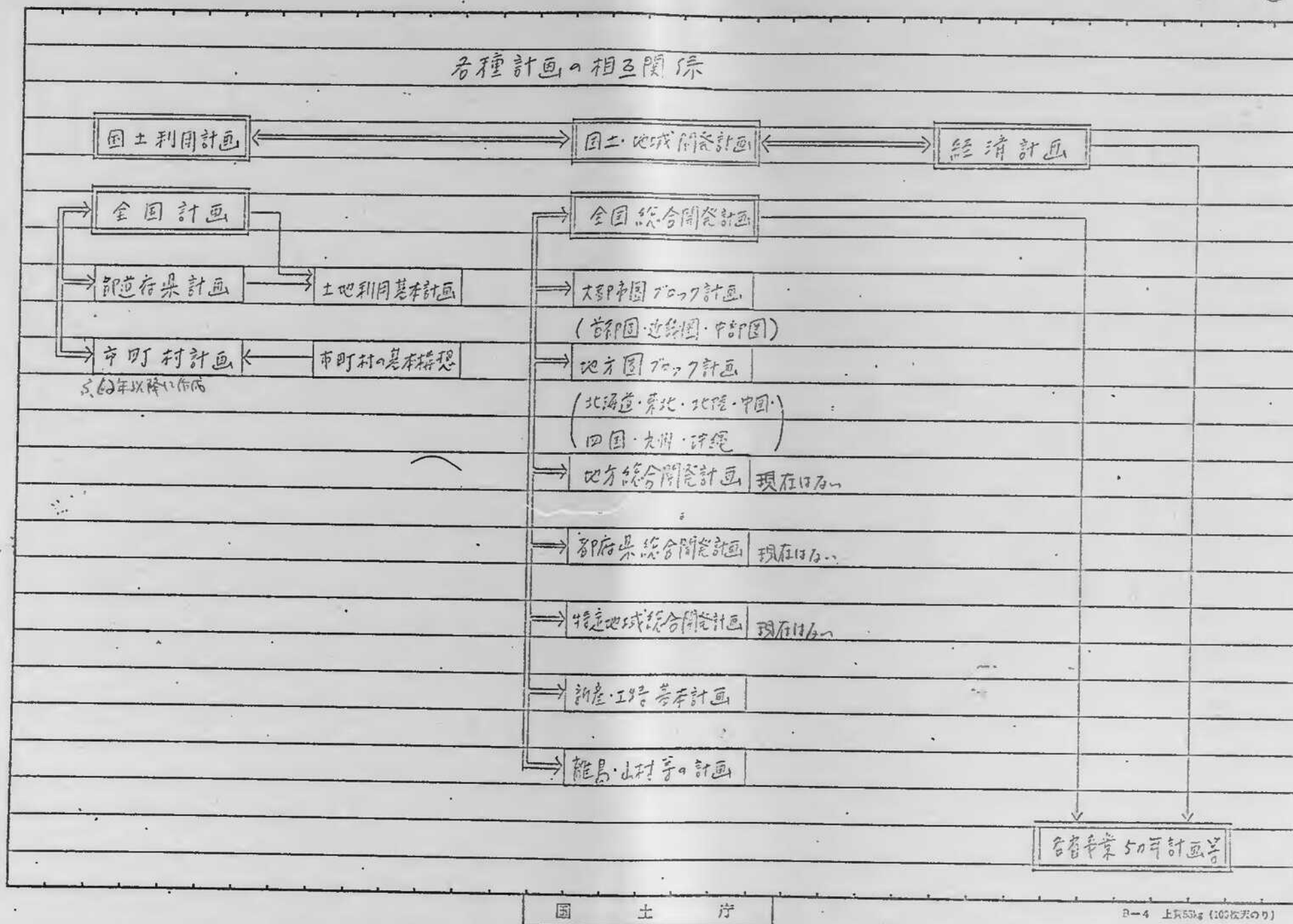
国と県との数値を一致させた。

国土庁

B-4 上質55kg (100枚天のり)

裏面白紙

各種計画の相互関係



国土総合開発事業調整費について

地域の総合的な開発保全を効果的に推進するためには、事業相互間及び調査相互間の進捗の調整等が十分に図られる必要がある。

しかしながら、公共事業は、多業種かつ多省庁にわたっており、また、各年度における各種公共事業関係予算の伸び率の差等があるため、具体的個所別事業の実施にあたって各省庁の事業相互間で調和のとれた予算配分を行うことは、必ずしも容易ではない。

このため、これらの調整を図るために国土総合開発事業調整費が国土庁に計上されているが、これは事業の部と調査の部に区分され、

① 事業については地域の開発保全上主要な事業相互間の進捗に不均衡を生じ、事業効果の発現に支障をきたすおそれのある場合に、これを調整することを目的とし

② 調査については国土総合開発法等に基づく全国総合開発計画などの推進を図るため実施する開発保全に関する事業の調査を総合的に調整することを目的としている。

昭和31年度～50年度国土総合開発事業調整費総額表

年度	事業調整費		調査調整費		総計	
	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数
31	470,000	20	30,000	27	500,000	47
32	475,400	31	24,600	21	500,000	52
33	451,000	24	92,000	26	543,000	50
34	553,000	37	61,000	27	614,000	64
35	678,735	43	91,265	31	770,000	74
36	850,000	49	100,000	34	950,000	83
37	1,050,659	46	99,141	25	1,150,000	69
38	2,021,482	71	122,538	38	2,150,000	109
39	3,303,582	125	141,928	41	3,445,510	166
40	4,247,556	137	202,944	43	4,450,000	180
41	4,871,815	155	278,185	50	5,150,000	205
42	5,553,610	150	266,390	53	5,820,000	203
43	5,799,764	117	400,236	54	6,200,000	171
44	5,974,531	104	925,169	69	6,900,000	173
45	5,447,718	94	1,352,282	76	7,300,000	170
46	5,501,404	81	2,233,596	84	7,735,000	165
47	5,217,056	51	2,932,044	124	8,150,000	232
48	5,493,033	89	3,006,000	163	8,499,033	197
49	6,064,940	35	5,009,606	132	11,074,546	213
50	5,535,790	72	4,356,421	101	9,892,211	173
計	29,625,511	1,583	22,382,601	1,173	52,008,112	2,756

(注) 昭和39年度、40年度は国土総合開発事業調整費が合算される。
昭和48、49、50年度の()内は財政執行の進捗率を示すものである。

地域整備の推進方策研究グループ 検討日程(案)				51.10.21
回数	月 日	方 法	テ ー マ	
第3回	51年9月27日	討 議	検討項目の一般的討議、検討の順序の決定	
第4回	10月8日	"	優先検討項目についての各委員のコメント、コメント整理、検討日程・内容等	
第5回	10月21日	実情把握(国土庁)	計画体系の現状及び内題点、特に三全総の方向等地域計画の見直しの状況	
第6回	11月4日、5日	現地調査(岩手県盛岡市)	今後の地域開発とくに地方都市の整備についての現状、内題点、施策のあり方等	
第7回	11月下旬 PM 2:00~	実情把握(建設省)	都市整備の現状、今後の方向(主として地方都市を対象として、都市計画、地方生活圏構想等)についての整備目標、計画、事業の一体的総合的推進の今後の方向等	
第8回	12月中旬	" (自治省)	地域開発のための地方財政の現状、広域市町村行政の現状、その他コミュニティ施策等	
第9回	52年1月中旬	" (農林省)	農村整備事業の現状、内題点等	
		" (通産省)	産業構造の地域的展望、エネルギー立地の現状等	
第10回	2月上旬	" (未定)	大規模開発における地域整備の一体的な進め方、その実態等	
第11回	2月下旬	" (神奈川県相模原市)	大都市地域整備の制約要因の現状、内題点、宅地開発関連公共施設等負担の問題、コミュニティ施策等	
第12回	3月中旬	討 議	実情把握等の結果の整理、後におくるテーマの整理	

裏面白紙

関係各省庁からの実情把握の内容について(案)				
日付	日 日	説明者	テ - マ	内 容
5	5/24	国土庁計画調整局 (小谷計画課長他)	計画体系の現状及び問題点、特に 全総の方向等地域計画の関連 の状況	1) 第3次全国総合開発計画の策定作業の状況 ・新全総の模範、主として地方都市の育成、方向等 たけの行財政の課題 ・第3次全総の概算 ・第3次全総案と他の計画との関連 2) 事業調整の現状
7	11月下旬	建設省大臣官房	都市整備の現状、今後の方向等 (主として地方都市を対象として、 都市計画、地方生活圏構想等 についての整備目標、計画及び事業の 一体的、総合的推進の方策の現 状、今後の方向等)	1) 建設行政における都市整備について、現状、問題 点、その方向 都市整備の目標、計画及び事業の一体的推進の 方策、関連公共公益施設の現状、方向等 2) 地方生活圏構想の現状、施設の方角等 主として計画及び事業の一体的、総合的推進 の方策を中心として

裏面白紙

研究 項目	月 日	説 明 者	テ ー マ	内 容
8.	12月中旬	自治省大臣官房	地域開発のための地方財政の現状 広域市町村行政の現状、その他 コミュニティ施策等	○ 現行地域開発援助策について ○ 国と地方の行政事務配分、財源配分について (特に生活環境施設等の整備に関して) ○ 広域市町村圏の現状と今後の方向 ○ 新市街地整備に伴う地方財政援助について ○ モデル・コミュニティ政策以降のコミュニティ施策
9	1月中旬	農林省大臣官房	農村整備事業の現状、問題点等	○ 都市の拡大に伴う農村の変化と、今後の整備の基本的方向 ○ 農村整備事業の現状と今後の方向 ○ 農村工業導入事業の現状及び今後の方向
9	"	通商産業省産業政策局	産業構造の地域的展望、エネルギー 立地の現状等	○ 産業構造の長期ビジョンについて (特に地域的視点から) ○ 近年の工業再配置の動向 ○ エネルギー立地の現状、問題点と今後の方向

岩手県現地調査等スケジュール(案)

		(11/3)		(11/4)		(11/5)	
		往路	宿泊	往路	視察、会議等	宿泊	復路
委員	宮崎主査	①	ホテル		9:00 盛岡発		9:00 盛岡発 ④
	手嶋共済員	①	ロイヤル		10:00 花巻空港発		9:20 松園ニュータウン着 ③
	鎌田 "	①	盛岡		↓ (新幹線工事状況視察)	ホテル	↓ (松園ニュータウン視察) ④
	松原 "	①			10:30 大迫町着 おまほま	ロイヤル	9:50 松園ニュータウン発 ③
	佐生 "			②	↓ (大迫地区コミュニティ施設視察)	盛岡	↓ (東北縦貫道工事視察) ④
	員 成田 "			②	11:10 大迫町発		10:20 岩手流通センター着 ④
	吉田 "			②	11:50 盛岡着		↓ (岩手流通センター視察) ④
	石原 "	御欠席			↓		10:50 岩手流通センター発
	貝塚 "				13:00 岩手県、盛岡市当局者より 現状説明を受ける		11:10 御所ダム建設現場着 ↓ (ダム建設工事視察)
					↓		12:00 小岩井農場着
事務局	手嶋共済員	①			15:10 知事、市長その他関係者との 意見交換、討論		↓ ④
	岩手県庁	①	ホテル			ホテル	13:20 小岩井農場発 ④
	局 宮地	①	ロイヤル			ロイヤル	13:50 盛岡駅着(国鉄盛岡工務局) ④
	中 藤	①	盛岡			盛岡	(新幹線盛岡駅工事状況視察) —
	岩 崎			②			④
往路 ①: 上野発 13:30 (盛岡着 19:38)		復路 ③: 花巻発 10:05 (羽田着 11:45)					
(特) やまびこ 3号 17番線		東亜国内航空 232便					
②: 羽田発 8:15 (花巻着 9:40)		④: 盛岡発 14:35 (上野着 20:46)					
東亜国内航空 231便		(特) やまびこ 4号					

経済企画庁

裏面白紙

()

視察中連絡先

。 宿舎 (ホテル ロイヤル盛岡) 盛岡市菜園1丁目11の11 TEL 0196-53-1331

。 岩手県企画調整部企画調整課 盛岡市内丸10番1号 0196-51-3111
(藤田, 島崎)

。 経済企画庁総合計画局地域経済班 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1 03-581-0261 (内) 5.4f9
(佐郷, 花浦)

経 済 企 画 庁

裏面白紙

()

§

10

15

30

經 濟 企 畫 序

立公文書館
National Archives of Japan

(別紙-1) 岩手県庁よりヒヤリング

テーマ	内 容	資 料
(1) 今後の地域開発における 岩手県並みに岩手県内地方都 市の位置づけ、発展動向について	(地域開発政策の方向) 1) 地域開発政策の中で、岩手県並みに岩手県下の地 方都市の役割をどう考えているか。 2) 岩手県県勢発展計画の内容、政策の柱等は何か 3) 計画策定にあたって、各種の上位計画、又は下位計 画との整合性、一体性の確保をどうしているか。 4) 地方財政の現状とどうリンクしているか。	1) 岩手県県勢発展計画 (2) 主要プロジェクト等、地域整備の状況 (四面) 3) 地域開発制度の計画、及び進捗状況 4) 地方生活圏、広域市町村圏の現状 5) 県行政の推移、現状、今後の問題 6) 県内主要都市の現状
(2) 現行の地域開発の現状、 問題点	(現行の地域開発) 5) 岩手県内の地域開発の現状、事業、進捗状況、問題点 6) 大規模プロジェクト(新幹線、基幹道路)の受入状況 関連開発の進め方、問題点、地価、土地利用等 7) 工業開発等の産業構造のあり方についてどう考えているか。 8) 現行の地域開発(山村、低工、農村工業導入等)の現状	7) 地域開発に關する民間企業等の動向 8) 土地、地価等の動向、問題点、関連資料 9) 関連諸図面
(3) 地方都市の整備をめぐって	(地方都市整備) 9) 地方都市の育成と農山漁村整備との関連 10) 地方都市の機能として何か考えられているか。 11) 地方都市を傾斜的に整備する上での問題点 12) 現行の地方生活圏、広域市町村行政の現状、問題点 13) 地方都市の財政問題	

(別紙-2) 岩手県庁及び盛岡市役所よりヒヤリング

テーマ	内 容	資 料
地方都市の整備について	経済計画等の方向(地方都市の育成)への評価はどうか	
(1) 地方都市整備の現状	1) 盛岡市における地域整備のプラン(都市計画等)について 2) 生活環境施設整備の現状、行政サービスの現状 3) 都市財政の推移と現状 4) 地方都市育成の条件は何か 生活環境施設整備がそのインセンティブになり得るか、就業の場の確保についてはどう考えるか 5) 生活環境施設整備水準のあり方、施設相場のバランス 6) 施設整備にあたっての問題点	(1) 盛岡市の振興計画、総合計画等 (2) " 都市計画図 (3) 生活環境施設の整備状況 (4) 行政サービスの現状 (5) 財政の推移、現状、見通し (6) 市民所得等の経済状況 (7) 市民生活、生活水準を示す指標 (8) 土地、人口、産業等に関する一般統計
(b) 地方財政	7) 今後の生活環境施設の充実に対する、地方財政の見通し 8) 地方自治体の自主性の確保とその方策 計画の策定、事業化、財源等	
(ハ) コミュニティ施策	9) コミュニティ施策の現状、施設の整備の状況 10) 住民意識、地方自治体と住民との関係	

()

30

裏面白紙

⑤

経企計第121号

昭和51年10月13日

経済企画庁総合計画局長

宮 崎 勇

経済審議会企画委員会（地域整備の推進方策
に関する研究グループ）の開催について

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

すでに御承知のように、本年5月に「昭和50年代前期経済
計画」が閣議決定されましたが、この計画の実効性を確保し、
目標の実現を図るため、経済審議会総合部会企画委員会におい
て引き続きその方策を検討しているところであります。

その目標の一つとして地域整備の推進方策のあり方が取り上
げられ、健全な地方都市の育成を中心として検討が進められて
いるところでありますが、本テーマを検討するに当たって、

貴 その他の関係各位と、経済審議会委員及び総合計画局と
の間の意見の交換の機会を得たく、下記のとおり企画いたして

経済企画庁

おりますので、御多用中まことに恐縮ですが、何卒よろしく御
配慮方お願い申し上げます。

記

(1) 目 的

今後の地域開発の重点、とくに地方都市の整備について、
その現状、問題点、施策の方向等について、地方都市の実
状を把握するとともに、行政責任者や民間有識者と意見を
交換することによって、今後の施策のあり方を考える。

(2) テーマ

- 1) 岩手県及び盛岡市の位置づけ、今後の発展方向につい
て
- 2) 盛岡市等の地方都市の整備を図るうえで直面している
諸問題について
- 3) 地域整備における総合性と一体性の確保について
- 4) 地方都市の整備、とくに生活環境施設の充実のための
行財政のあり方について
- 5) コミュニティ施策の現状及び問題点について
- 6) その他

経済企画庁

裏
面
白
紙

(3) 日時

昭和51年11月4日(木)及び5日(金)

(4) 調査対象

岩手県及び盛岡市

調査研究対象都市としては岩手県内の市町村

(5) 参加者

経済審議会総合部会企画委員会「地域整備の推進方策に
関する研究グループ」委員

経済企画庁総合計画局、専任参事官他

合計 10人～12人程度

経済企画庁

裏面白紙

委員発言要旨（オ４回）

（発言順）

9

委員	検討の方向	オ４回の追加的発言内容	検討の重点
吉田	前回までと変わらない	1. 76年のアフリカ白書に類似したものを日本でもつくってはどうか。 2. 盛岡市南部において、過去に相当の土地収めがあったので、今日の現地調査には、これに関連した土地利用状況の調査結果を用意してほしい。	地方構造の分析及び展望 その中での計画論、地方都市
松原	—	1. 地方都市の整備は総合的なものでなければならぬ。 2. コミュニティ形成に関しては、行政当局は、下からの動きに的確に対応するためにも、援助のあり方等の問題を積極的に検討しなければならない。 3. 広域市町村圏をみると、線をつながりにして面的に広がっているようなので、線、つまり地域と交通体系のあり方も欠かせないテーマである。	地方都市整備の進め方（追加） コミュニティ（追加） 生活圏と交通体系（追加）
鎌田	前回までと変わらない	1. 松原委員への返答 2. エネルギー立地に関しては、他の委員と同じ。	地方都市と財政論
笠生	前回までの意見に さらに追加	1. 交通の整備水準、目標の作成に関しては、画一的な指標ではなく、地域の特性等をいかしたものにすべきである。 2. ニュータウン、工業団地等における生産関連と生活関連とのバランスある整備のあり方については、それぞれ専門的な立場からのアプローチがあるので、この辺のことも反映させてもよい。 3. エネルギー立地に関連した施策をみると、交付金や補助金はヒモつきになっており、かつ細分化しているために、地域でみればかなり非効率的なものになっている。そのため、地域の実情に合わせて弾力的な運用ができるように「一定額の配分保留等の制度」を提言できれば望ましい。 4. 地域の社会、経済構造に著しい変革をもたらすものについては、従来の産業サイドからのアセスメントだけでなく、入国サイドからのアセスメントも必要である。	地方都市 計画論 産業及びエネルギー立地（追加） 財政援助論（追加）

経済企画庁

裏面白紙

		5. 広域市町村圏、地方生活圏構想があるが、これらは部分的なものにとどま、いて実体化されていない。そこで、広域市町村圏というよりは、地方生活圏的な広がりの中で、広域化したサービスの多角的なあり方、助成対策を明確にする必要がある。	
定 生		6. また、エネルギー立地問題に関していえば、単に通産省的な立地問題としてアプロ-チするのでなく、地域政策の観点からのアプロ-チも重要である。そこで、最近のエネルギー立地、企業の立地動向、大規模工業団地等の実態を知るうえでも、通産省もヒヤリングの予定に入れているかどうか。	
(続き)		7. 「地方都市」を単純に地方の「市部」として捉えるのではなく、農山漁村も含めて考えるべきである。	
		1. 地方都市整備という場合に、「大都市」、「地方都市」、「農村」の違いをどう認識するかが重要である。この認識には、生活パターンの違いを当然入れるべきであり、このことは共通の整備目標を作成する場合にも注意すべきことである。	地方都市・農山漁村の育成
振 井	前回までと変わらない。	1. 地方都市を整備するには、そのための財源を確保しなければならない。したがって、国が地方の財源見直しについては、全体としては経済計画のフレームに沿ったが、それぞれの構成は変化すると予想されるため、地方都市整備のためには、この変化に対してのあり程度の見直しを踏まえた上での対応が重要になってくる。	地方都市と財政論
貝 塚	前回までと変わらない。	2. この変化とは、例えば自主財源をみると、従来においては地方において不足が目立ってきたが、今後は大都市地域に比重が移ると思われる。	
		3. そこで、地方の財源を補強する政策として次の3点が考えられる。	
		① 交付税算定額の修正のような従来のパターンの手直し。	

